

罪を糺すべしと意氣昂激、論旨明晰にして衆耳を傾けしむ衆皆之を可とし、乃ち小幡彦七桂小五郎を松平春嶽侯の邸に遣はし事理を辯解せしむ彦七小五郎は松平公(春嶽)を訪ひ且つ淺野伊賀守を訪ふて幕府の頑迷を痛論す、曰く毛利元徳公は勅旨を奉じて幕府の醒覺を促し、以て天下の正義を發揚し士氣を鼓舞して國家の防備を完ふし、以て外敵を拂はんと欲するの重任を負ふて東下す資格は固より未だ勅使といふにあらざるも先きに發せられたる勅使の命令をば幕府をして實行せしむるは即ち毛利公の任なり、然るに閣老等頑迷にして漫に勅旨に疑議を挟み徒らに日を曠ふして、聖勅に答へ奉らず、殊に東禪寺事件の曲直に言を寄せて自ら其の違勅の非を掩はんと欲す、抑も此事件たるや浪士の外人を殺害せしは固より外國に對しては情義に背くものなりといふと雖も、浪士をして此の兇行を敢てせしめたる所以の原因は、實に幕府が聖旨に背て條約を締結したるが爲めなり、浪士の處爲外國に對しては信義を缺げりとするも我國家に對しては忠實なるものと云はざるべからず、左れば其の浪士の死を追吊し之を祭りて忠魂を慰むる欲慮の在る處誠に至當の事に屬す、然るを閣老等固陋にも、之を彼れ是れ云ふに至ては最早

彼れと論ずるの要なし、此上は直進徳川家の罪を鳴らして其處決を促すの外なし、總裁幸に理否の在る處を斷せられよと、春嶽侯聞て同感に堪へず膝を打て小五郎の氣慨痛快なる辯を賞賛し之より閣老と議して長州の意のある處を示し以て幕府をして速かに勅旨に奉答するの運に至らしむべしと答ふ、

長井雅樂は長藩の外交家として手腕ありしのみならず、其の政見は前にも述べし如く公武合體文武一致の力を以て國內を平定し外國に對する策を定めんとしたる者なるが是れ雅樂自身の意見のみならず、君公の意思並に藩論も茲に在て存せしものなり、然るに京攝に在る小壯志士の論は過激にして公武合體の如き迂遠なる政策を取る内には海外諸國の爲めに我國財を吸收され奈何ともする能はざるに至るべければ、一刀兩斷の政略を取り、幕府に攘夷を迫りて幕府が應せざれば我藩主動と爲り同志の藩と自ら之に當るべしといふに在り、此論勢力を占め遂に藩論は公武合體より一變して攘夷斷行と云に至り、雅樂は俗論主張者として士氣沮喪を來すものなりとて、萩に放職さるゝに至りしが、茲に雅樂の議論と殆ど同意見なる來原良藏といふ者あり、良藏は桂小五郎の妹婿にして學あり膽あるの勇士殊

に江戸長藩邸の有司としては重きを置かれたるの人、藩論一變世子公の東下後長藩の動止は専ら尊王攘夷に傾き、自身の理想に反する者多きを慨す、良藏は最も早く泰西文明主義を唱道したる人にして兵法の如きも洋式を學ぶ事早く、縦ひ一時攘夷を斷行すと雖も世界の風潮は日本をして西洋の文明と融和せしめずんば止まざるの形勢に在り早晚歐米の各國と交りを結んで盛んに交通せざるべからざるに至らんと、先見は當時已に彼れに在りたり、然れども攘夷の藩論今更ら覆すべくもあらず獨り憤慨し世俗より洋人に親しむの國賊なるかの如く思はるゝは甚だ遺憾なりとし國論の歸する處に鑑みて、將に横濱の外人を斬殺せんことを謀る、世子元徳公之を聞て竊かに人を遣はして之を止めしむ、來原良藏悲憤に堪へざるものゝ如く泣て語る能はず、其の翌々日遂に櫻田邸内に割腹して死す、遺書數通あり其の一に曰く

私儀兼て尊王攘夷の志不行届よりして從來忠義と相考へ候事却て不忠不義と相成自ら誤り人を誤りたるの罪遁るゝ處なく餘義なく割腹仕候死後の餘罪猶更ら恐入り奉り候以上

此の遺書の意實に藩論一變を慨きたるものなり、自ら文武一致を以て徐ろに外交政策を取らんとせし事は全く藩論に反き、忠義と思ひし事不忠不義と爲り云々と云ひしは是れ彼れが主義の君意に反せしを慨きしものと知るべし、良藏の節操高きは一般の敬慕する處にして、其の自殺の事世子公の聞く處と爲り、公深く之を憐み江戸邸の一剛士を失へりとして痛く追悼あり、乃ち金員を賜ふて之を吊す、此事京師に聞ふるや藩公亦追惜の情に堪へず遙かに金員を賜りて追吊す、桂小五郎は伊藤俊輔をして良藏の鬚髮を齎らし萩に歸らしむ、松下塾生之を金谷天神の馬場に出迎へ盛大なる葬儀を行ひたり、良藏の割腹主旨に就て或は志士の惑ひを來さんことを恐れ、士氣の沮喪せんことを恐れて京師より萩地の藩士一般に向て良藏憤死の所以を辯明せしめたり、

十九 元徳公の活動

元徳公登壇答勅を促す || 國家を國家とも思はざる乎 || 失旨にあらず || 吹上圖の要案 || 衆目元徳公に注ぐ || 花遊會内の密談 || 長州公と尾州侯 || 朝廷の真意は長州の真意 || 條約を破毀せば幕府は賞を引くべ

關老板倉周防守は毛利元徳公の勅諭説明に對し、最早一言の質議を挟さむべき餘地なく元徳公に書牘を以て登營の公命を傳ふるに至れり、此に於て元徳公登營す實に是れ文久二年九月十一日なり、隨從の諸員は先きに當世の俊才を選抜して藩公より附せられたる人々の内、國司治人、井上小豊、後柏村數馬、小澤伊織、山縣孫八、兒玉總兵衛、周布政之助、兼重讓藏、小川市右衛門、山田亦助、桂小五郎等にして、威儀堂々登營し一橋刑部卿以下と應接す、第一將軍上洛の事、第二忠臣義士の死、後禮遇の事、第三條約破毀の事、是等に關する勅諭に就て奉答如何と詰れば、一橋刑部は未だ府内詮議の決定せざる事あり、今姑く答勅の猶豫を望む旨を答ふ、元徳公は今日こそ明かに將軍の答へを得る事と思ひの外、荏苒未だ決心に至らず、朝廷に對して恐れ多き事ならずやと應ずる色なく詰め寄せれば、一橋卿は卿の云ふ處誠に理あり然れども、卿は殆ど勅使同様の資格を以て東下したるものなれば、一日將軍に於て卿に對し相當の款待あるにあらざれば、未だ禮を盡したりといふべからず、先づ禮遇の式を終へて而して後ち徐ろに答勅の詮議あるべしと云へり、元徳公は款待の如き

は不肖の望む處にあらす、國家危急の今日に於て斯る悠々の措置に出でらるゝは國家を國家とも思はれざるか、顔面朱を注で憤慨す、此時隨從の志士等若し幕府が公の言を不敬なりとして咎むるが如きあらば、是れ徹慮に背くの朝敵なれば、場合依て一刀兩斷の下に天誅を加へんとも仕兼まじき勢を示し、面々何れも怒氣を含み肩をいからして控へたり、幕府の關老等、元徳公が將軍家に對するの言としては穩かならざる旨を注意せんとすれば、一橋卿は之を差止め、國家を思ふ至誠の赤心より出る處敢て咎むべきにあらずとして之を制す、一橋卿は固より革新派にして春岳卿と共に勅諭貫徹を爲さしめんと欲するものなるが故に、元徳公の言此に至るは却て其の嘉する處なり、元徳公も亦一橋卿意のある處を知り、其の深き咎めなかるべきを豫想して此の言を爲す、斯くて一橋卿は公を諭して本日の退營を求む、公亦卿の意のある處を察して去る、

九月十五日將軍家茂卿は毛利元徳を款待する爲め吹上園に大饗宴を張る、名古屋和歌山水戸の三家を始め大藩の諸侯にして江戸に在るものを召して陪せしむ、此宴殆ど贅を盡し僑りを極め、千代田大奥の女中出で、酌す諸侯は皆競ふて綾羅を

飾り居るに獨り正資の毛利元徳公は木綿紋付木綿羽織に小袴を着し紺色の足袋を穿つ給仕の坊主世子公に勸むるに服を改めんことを以てす公大喝叱して曰く宗廟皇室の疫弊甚しく國幣は枯る一天萬乗の至尊は質素を旨とせらるに臣民が驕りを盡すは何事ぞ殊に今日の形勢は天下危急に在り何を悠々遊治に耽けるの時ならんやと諸侯聞て心潜かに敬服せざるはなし一橋刑部卿松平春嶽卿は諸侯を導き苑内瀧見の茶屋に憩ひ更らに紅葉亭に入り酒饌を供す坐問諸侯絹一疋宛を贈る酒酣にして將軍席に臨む布母衣曳の技のあり終て瀧見の茶屋に退き更らに茶菓の饗あり此苑遊會中尾州公と元徳公の密談あり果して如何なる事ぞ吹上園の苑遊會は將軍が毛利世子元徳公を款待すべき爲に催されたるものなるが在府の諸侯も之に列し殆ど大名の費澤を競ふもの、如くに綺羅を装ひし中に元徳公が獨り綿服に紺足袋の扮装は諸侯の注目を惹きたるのみならず將軍も見以て毛利氏の見地の在る處を知れり閑老等亦毛利家の他藩に秀でたる議論と決心あるを知りしならん三家の内水戸藩公の勤王を主張せらる、は今更らの事にあらざるも天下禍亂の孕まれある今日列藩諸侯が綺羅を飾りて大平を夢むる

に反し毛利氏の斯くも國を憂ふるは眞個に國家の柱石なりとは心あるもの、語る處なりしが尾州公は三家の位地としては幕府の方針に加担すべき筈なるに元徳公の風采並に給仕坊主が其の綿服を改められんことを注意したる時の元徳公の意氣卷きに感じ國家の大事を託するは眞に毛利公の外なしと機を見て公と會談せんことを求む苑遊中元徳公厠に行く尾州公廊下に待ちて元徳公に會す乃ち云て曰く公が今日の態度實に欽慕に堪へず今や天下將に麻の如く亂れんとするの趨勢なり阿諛を事とする諸侯は一日の榮華を食ばりて更らに國家の前途を考へず幕府の弊政積んで極に達す閑老等の專横は三家の一として余等の憤慨に堪へざる處幕政の改革は思ふに刻下の急務ならん朝廷眞意のある處或は幕府の制度を廢し一に軍事を將軍に託して政治を京都に於て施さんとするにあらざるやと元徳公其の間ひの餘りに直角なるに始らく答へに躊躇せしが朝廷の眞意は第一に外國條約を破毀するにあり既に之を破毀せば幕府は外國に對して責任あるが故に自から其の職を退て國家の大權を朝廷に返上し以て其の責を遁るゝの外なけんと言未だ終らざるに人あり廊下に來る兩公周章しく左右に別れて去る又

關老板倉周防守は毛利家の至誠に感じ朝旨恭順の意切なり苑遊會中酒酣はなる時泥酔を裝ふて元徳公の手を探り頻りに酒を進めながら池畔萩の園の群る遊りに伴ひ公の手を握り涙を垂れて曰く卿が至誠國事に盡すは眞に激賞せざるを得ず余幕府の執政に在りと雖も時勢の赴く處を察すれば幕政の改革は今日の急務なりと信ず殊に往時幕府の爲政專横にして烈士を罪する者多し朝意の之を憤らる、固より當然の事なり彼の安島帶刀嗣備吉左衛門等の赦宥は必ず近日之を斷行すべしと公其の果して眞實なりやを反問す板倉關老眞實なりと答ふれども醉中の語なりとして元徳公深く之を信せず翌日小幡彦七を關老の邸に遣はして前日の言果して眞なりや否を質し始て其の誠實なるを知て大に板倉關老の意を諒とせり

二十、長藩の論鋒

毛利家の威力 || 水藩の爲めに盡す || 長藩の座前會議 || 三條公勅使 || して入府するまでの準備 || 小幡彦七 || 中根親貞 || 條約破毀 || 其影況 || 利害の論

慶親公は京師の邸に詰めて令を江戸及び萩に傳へ世子を江戸に派して幕府の折衝に當らしむ而して列藩其の威望を仰で苟くも幕府の抑壓に苦しむものは毛利氏の威力に依て之を通れんことを冀ふに至る左れば毛利氏の聲望と權勢とは殆ど幕府を壓倒せんばかりにして加ふるに朝廷の信認渾きを以て益す其の威勢は旺なり此時に當り幕府に便るの藩は流言して曰く長藩は天皇を擁して京師を中心とし勢力を四方に伸べて徳川家を倒し以て自から天下に號令すべき覇府を組織せんとするの野心ありと固より當時毛利氏に對する朝廷の御信認と其の勢力とを以てすれば徳川氏を倒し取て代はるは毛利氏に於て左まで難き事業にもあらざりしならん當時の形勢より察すれば關西の有力なる列藩は皆毛利氏と結び、他は皆毛利氏の威望に親服せるのみならず徳川三家の内尾州と水府とは已に毛利氏に親交ありて幕府と疎む關東には猶幕府の勢力存せしも關西の一帯は悉く毛利氏の勢力範圍なりしを以て毛利氏に天下併有の野心あらば徳川幕府を轉覆して毛利天下を造出せしならんも藩公は至誠一片天下を私するの意なく偏へに尊王攘夷を首唱して幕府の專横を戒め以て天下を泰山の安きに置き叙慮を安ん

し奉らんとするに外ならじ此の如き至誠は愈よ陛下の御信認を渥うし又何等野心なくして一片の至誠至忠に出るが故に其の論議諤々にし少しも忌憚なく行動亦公明にして何等恐るゝ處なし是を以て列藩は益す毛利氏を仰望するに至りしなり

世子元徳公一度び幕府に對して強硬の談判を開始してより一日も其の機を弛るめず行動極めて敏速に且つ活潑を努めたり周布政之助桂小五郎佐久間佐兵衛小幡彦七等は藩府委員中最も有爲の士として各藩に知られ越土兩公に見へ又閩老有司の邸を叩きて憚りなく進言し諸藩の志士と來往して議論を戦はせり水戸藩正義の士武田耕雲齋の謹慎を解く事に就ては大に力を盡し遂に之を果すを得又駒込水戸邸に幽せらるゝ志士二十七人を幕府は正に水戸に押送せんとするや長藩の志士は幕府に嚴談して遂に之を免じ正義の士を復職せしめて姦黨輩を罰せしめぬ又水藩士住谷虎之助なる者竊に長藩邸に來り小幡彦七に面して藩主中納言を將軍上洛の隨行に加へられんことを周旋せんことを請ふ彦七乃ち越前春嶽公の邸に至り論して曰く水府は三家中に重きを爲すものなるに近日將軍上洛の

際に於て江戸の留守居を命せらるゝは甚だ謂れなき事なり殊に水戸に對する從來幕府の措置は天下正義の士の憤る處なれば水府公の扈從を許されざるは猶更ら以て天下の疑ひを招き延ひては朝廷の御疑ひもあらん要するに水府公の留守居は何の邊より來る意味なりやと春嶽公彦七に論して書面を出さしめ以て之を閩議に付す閩老等長藩の怒りに觸れんことを恐れて其の請ひを容れたり水藩の士等長州の勢力に敬服し長州の力に依て満足なる結果を得たるを喜べり長州の幕府に對する威力の大なる斯の一事を以て伺ひ知るを得べし世評毛利氏が徳川を覆して幕府を組織すべしとの説を爲すも亦無理ならざりしなり

始め水戸藩の志士が長州藩に依て來春將軍上洛の時に水府公に隨行を許されんことを幕府に請ふや幕府容易に之を容さず遂に元徳公は正親町三條兩卿に建言したるの結果朝廷は左の旨を幕府に下すに至れり

水戸中納言儀父卿の遺志を繼述したる段は誠に嘉賞すべき事に付來春將軍上洛の節隨從上京致すべく様且つ同家之臣武田修理を始め正義の輩戊午以來忠誠兼て寂聞に達し候間中納言上京の節各召具之れあり猶又遺志繼述の趣輔翼

之れあるべく様内々御沙汰候事

一七〇

此の書と同一の勅書は毛利京邸にも下りたれば同邸よりは此の趣江戸の世子公へ通達したり其れより遂に上洛隨從の事に決したるも全く毛利氏の周旋に據るものなりしなり

此れより先き山縣半藏は藩公の親書を齎らして江戸に至り世子公に渡す其要は三條卿を勅使として姉小路卿副使として近日東下あるべく左れば將軍が勅使に奉答するを待て速かに歸洛すべしといふにあり此に於て江戸藩邸の吏員等世子の坐前に於て會議を開く世子公は如何なる程度までの幕府の答を得ば歸洛すべきやの問題に就き議して曰く幕府が坂下及び東禪寺等幾多の事件を處分するは多少の日子を要すべし故に唯將軍が勅旨を奉承し遂次に宸襟を安んじ奉るの處分を爲すべしとの奉答を上り之を列藩に布告するに至らば世子公は歸洛其の趣を復命して可ならん左れば勅使の東下を待て諸事を諮詢して事に従ふ可し而して其の復命の期は將軍上洛の前先發として一橋刑部卿西上あるべければ其の西上より以前に於てすべし斯くて使命に對して其の任を全くしたる上は藩公世子

公俱に歸國し以て封内士民に向て詳細の顛末を報告し猶此後の活動に就ては勅旨の在る處に隨て藩士の輿論を定むべし若し幕府にして奉勅の實舉がらざる以上は斷じて歸國すべからず先きに越前春嶽公より朝廷に奉呈せし再回の答狀に依て見れば幕府も條約破毀攘夷斷行の意なきに非ず只緩急其の度を異にするに止るのみ故に此の二條の勵行に就ては勅使東下までに於て充分幕府に論じて決心せしむべしと元徳公之を可とし議此に一決す是れより長藩の政府員は幕府の當局及び各藩を訪ふて攘夷の論を定めしめんと務む

小幡彦七越藩の中根朝負を訪ひ告げて曰く一橋刑部卿上洛せらるゝとせば速かに條約破毀攘夷斷行の論を定めざる可らずと朝負曰く現今の形勢より考ふれば漫に開國論を持して上京す可らざるは固より明かなり勅使東下と一橋西上とは元と其の事一なり故に一橋の西上を停めて勅使の東下を待つに如かず又國家の現狀に鑑みれば貴藩の鎖國攘夷の建議は大に其の主意を賛す然れども國體を汚損せずして國の威信を確立し開鎖自在の權我れに存する時は貴藩は猶攘夷を主張するやと問ふ彦七曰く熟ら宇内の形勢を察するに早晚開國進取の政策に出で

一七二
ざるべからざるや明かなり然れども今の如き屈辱なる條約を批准するは國權の侵害を甘諾するものにして神州の威嚴は何れの處にか存す故に先づ勅旨を奉行いて一旦國威を宣揚し武徳を海外に輝かして而して後條約を締結せば充分權利を恢復し得べし斯くして開國すれば實に國家の危険を免れ神州の威嚴を保つを得べしと勅旨曰く足下の議論誠に可然れども一朝破約とならば必ず戰鬪に至らん若し海外と戰端を開くに至らば江戸大阪は其の衝に當らざる可らず特に大阪は皇城に接近するの地なるを以て甚だ危険なれば守備最も嚴ならざるべからず故に幕府は之を京師に奏し措置する積りなり然れども朝意或は之を以て幕府が外夷の勢熾に託して朝廷を脅迫すと爲すあらば實に遺憾なりと彦七曰く幕府の決心真に條約破毀に在り唯戰鬪の禍京師に及ばんことを恐るゝにあらば京師大阪の守備を列藩に下令せば可ならん從來の如く言を巧みにし首鼠兩端一時を購着するが如きを廢し至誠を以て奉上せらるれば輩殺の下と雖も何の顧慮する事あらんやと長藩の志士が幕吏を説き又列藩の士を説く事概ね斯の如き論鋒なりしなり

二十一、幕議非攘夷に決す

春嶽公と長藩と幕府開議の紛争と春嶽公の意見と一橋公の意見と横井小楠と矢部駿河の激論と議容易に決せずと幕議條約破毀を不可とするに決すと一橋慶喜公上洛せんといふと長藩周章上洛延期の運動と

三條勅使東下を急ぐ

幕府をして松平越前守春嶽公を政事總裁と爲し一橋刑部卿を後見役とせしめたるは、先きの勅使大原卿竝に島津久光侯の働きによれるものにして、朝廷は之を以て閣老の專横を壓し、幕政の改革を爲し、朝旨のある處を實行せしむるを得べしと信じたるもの、如し、然るに閣老等の權勢猶存して松平春嶽公も頗る腐心せしが毛利世子公の東下に依て春嶽公も聊か勢を得たるが如し、春嶽公は固より革新の論者にして、幕府をして勅旨を奉せしむるの意ありと雖も、閣老等の意見猶未だ決せざるものあるを以て之を如何ともする能はざりし、春嶽公は周布政之助佐久間佐兵衛、中村九郎、桂小五郎を召して長藩の意を詳かにせんと欲す、四人相携へて公の邸に伺候す、公左右を退けて以て周布等の云はんと欲する處を盡さしむ、周布等乃ち進んで三事決策の勅旨、勝本一冊、二事の朝旨一冊、六條の勅旨一冊、戊午の詔勅

及び御沙汰書、神奈川條約調印の上奏書一冊を呈し、佐兵衛は進んで詔勅を朗讀す公座を避け手を席にして肅聽す。次で勅旨に對する質議を試むれば、周布政之助等一々之を解説して曰く第一、攘夷の勅旨前年以來確定して動かざる處、我君公今夏以來上京し、釐下に咫尺して其の深旨を奉帶したり、我藩は之に因て、方今の國是は即ち勅旨なり、勅旨を遵奉するは即ち國是を立つるなりと信じて決心す、故に今回幕府へ向て建言する處は、毛利家の私見にあらずして勅旨を其の儘傳ふるものなり。第二、幕府果して勅旨に順ひ攘夷と決すれば、條約を破毀せざるべからず、破約となれば勢ひ決戦は言を待たず、然るに兵力の如何と利器の優劣は或は我れ劣るものあらん、然れども神州の正氣と大和男兒の鐵腸は未だ會て、外夷と戦ふて勝たざる事なかりしを思へば、只一の銳氣を以て夷狄を挫く事或は難きにあらざるべし。國民一致義理と誠忠の四字を以て心を決せば、之より強きものはあらざらん。若し此の儘にして過ぎんか、遂に我國は不利益なる條約の爲め遠からず自然の滅亡を來さん、戦はざるも滅ぶるものとせば、寧ろ國民を賭して戦ひ一度は國威の宣揚を爲さずんば、千五百年の皇祖に對して臣下は何の中譯かあらんや、徒らに因循姑息

に流れて機を逸せば、士氣を沮喪し、國家は敗類に至らん。第三、破約攘夷の事決論と爲りし上は、速かに將軍上洛して親しく其事を上奏し、奉勅攘夷の布令を公けにして、列藩の警戒を促し、外夷へ鎖國を宣言せらるべしと、言辭痛激、意氣昂慨、眞に國家を憂ふるの士たるを失はざる四人の言論に、春嶽公も頗る感に打たれ、長州の天下に對する功勞多とすべしと感賞し、五人の辛勞を慰めん爲め、盛饌を供へて別室に饗す。幕吏中根鞆負、島田近江、毛受鹿之助等出で、酒間を周旋し、放談議論に時を費し、歡を盡して去る。是れより長藩の志士は公然幕吏の邸に出入して議論を圖かほしたりしが、幕府の衆論は毛利氏の唱ふる處を以て暴論なりとせり、然れども春嶽公は自謂く今日の破約攘夷は、天保以前の黒船打拂とは全然其の主意を異にし、通商條約は我國體を辱かじめ、國家の不利益なるが故に之を匡正するに當ては、勢ひ一旦は外國と干戈を交ふるに至るは實に已むを得ざるなりと、此の意を以て有司の間に説き、勅旨貫徹長藩論成立に力を添へたり、左れば幕府中有爲の志士亦此論に傾くもの少からざりしが、遂に幕論二派に分かれて、一大激衝を生じ、當時論客志士は各所に衝突したる事あり、乞ふ之れより江戸の形勢頗る不穩なるを見よ

長州藩の議論は遂に幕府を動かし、如何に困窮姑息の幕府も長藩の議論の銳利なるに迫まられて攘夷決戦條約破毀の利害に就て閣議を開くに至る。周布政之助桂小五郎の輩既に幕吏硬骨の士を説て、攘夷破約の已むべからざるを吹き込みたれば、幕府中有識の士と呼ばれたる横井小楠も之に應じて、宇内の大勢は到底各國貿易の共通を許さるべからずと雖も、今の條約は外夷の虚喝に脅かされて幕府が締結せしものにて、天下の輿論に反き又、叔慮に反くものなり、宜しく此の屈辱の條約を破棄して、更らに大小の列侯を會し、時機に適し、輿論に協ふの國是を議し、舉國一致を以て、朝旨を候し、使節を海外に派遣して、以て完全なる條約を締結せしむるを可とす。早晚開國の政略を取らざるべからずと雖も、一旦現條約を破毀するにあらざれば、我國威を保ち、我國の利益を保留する能はずと論し、矢部駿河守は此の論を聞き、大に激昂し、小楠を詰りて曰く、君は熱心なる開國主義の論者なりしに、今に及んで説を變んずるは平生の横井君にも似ざる態度ならずや、假令ひ朝旨茲に在り、雖も皇國の爲めに不利なる事は飽くまで諫争することを眞に忠君と云ふべけれ、今破約攘夷を斷行せんか、我に何の備へありて能く外夷に敵するを得ん、一旦戦

を開かば、立所るに我が滅亡するは火を賭るよりも明かなり、一國の安危を考へずして、長藩の議論に恐れ、朝旨に盲従するは、却て朝廷に對するの大不忠、國家に對するの大不義ならずや、横井君は國家の安危何れに在るも、朝旨に盲従すれば、則ち忠勤なりと思ふや、諫争は臣下の大忠たるを知らざるかと、口角泡を飛ばして論ず、松平春嶽公徐ろに口を開て、時勢の已むなきを論じ、帝國開運の機は今に在り、此時に當て國威を損せば、日本の勢力は長く之を海外に伸ぶる能はざるべし、皇祖祖宗の遺烈に則らせ給ふ聖上の勅旨は神聖なり、猥りに之を侵すは不可ならん、一橋刑部卿は攘夷に異議なかりしも、政府の名義を以て締結したる條約を破毀するが如きは、一國の威信を損するものなりと云ふや、山口勘兵衛座を進めて曰く、將軍後見職として、攘夷に異議なしと云はる、は、抑も將軍を蔑ろにせらるものにして、先きに上洛の上開國論を主張すと云はれし言を矛盾するにあらずやと詰る、甲論乙駁衆説紛々として、遂に決せず、翌日又閣議を開く、春嶽公到底其の説の容れられざると幕吏間の攻撃甚しきとを以て、辭表を提出して、翌日の閣議に參せず、一橋卿は前日攘夷に同意せしに、今や其の説を一變して、攘夷論を斥く、曰く、萬國交際は天地

自然の理なり、鎖國の舊夢は宜しく之を一洗して進んで開國の方針を取らざるべからず、而して先きに結びたる條約は屈辱なりといふも、雖も既に彼我政府の責任者が國家を代表して結びたるものなり、我れ如何に之が破毀を彼れに請ふも、彼れの之を容るべき筈なし、若し之を諾せざるの故を以て我れより兵端を開かんか、其の曲は我に在り名分立たず、天下後世將た之を何とか評せん、假令ひ我れ戰勝を得るも以て榮とするに足らず、況んや今の海防を以てして到底勝つの見込なきをや、列藩の諸侯を會して議するは必しも不可ならず、雖も若し諸侯の議攘夷破約に決せば幕府は如何にして海外に謝すべき、幕府の謝するは猶可なり、國家は忽ち危殆に瀕して前途頗る憂ふべきものあらんと、衆議之れに決し一橋公は近日上洛して開國論を上らんとす、長藩委員聞て大に驚き、一橋卿の上洛を延期せしめ、以て勅使の東下に接せしめんとす、當時毛利氏の立場として如何に苦心せしかを見るべし。

幕議既に開國に決す、長州の藩論中僅かに義士表彰の一事のみ幕府をして實行せしめたるのみ、攘夷破約の目的は到底達すべくもあらず、一橋卿は開國の國是を

定めんことを奏請するの決心を以て將に上洛せんとす、斯くては毛利公の盡力不成功に終るを以て、元徳公は一橋卿の上洛延期を求め、而して勅使の東下を待たしめんと欲す、板倉周防守に訪ひ勅使東下の筈なるを以て一橋卿上洛延期せられんことを建言す、左なきだに悠々事を決せざる幕府は毛利公の建言を嘉賞して上洛を延期す、又京師に在ては慶親公參内して速かに勅使を東下せしめられずんば天下の形勢遂に挽回すべからざるに至らんことを恐ると奏請す、近衛關白は命を酒井雅樂頭に下し、一橋卿上洛の期は十一月以後に於てすべしと傳へしむ、依て世子公の請ひと相待て一橋卿は上洛を遷延する事と爲りぬ。

之れより先き十月八日三條中將を中納言に昇せ、姉小路侍従を少將に昇せ、三條中納言は勅使として姉小路少將は副使として東下を命せらる、野宮卿は益田彈正を召して江戸なる世子元徳公に勅旨を賜ふ、其の文に曰く

松平長門守去秋出府進で國事に幹旋の段實以て叙感あらせられ候此度勅使差下され候に就ては愈よ叙旨徹底の義盡力之れある様猶又沙汰候事

又別に京師の守護に關しては、各藩中身材強幹忠勇氣節の徒を拔擢して御親兵と

すべき旨、勅命あり、是れ先きに薩長士三藩が獻策せし處に基く
 勅使の將に發せんとするや、關白近衛忠熙卿は書を三條姉小路の二卿に贈りて曰
 く、幕府に對する應接は成るべく穩かにすべしと、十月十二日勅使京師を發し、道を
 東海道に取て東下す、諸侯中よりは松平土佐守之に従へり、之より先き姉小路副使
 勅命を受くるも其の費途に苦む、姉小路少將妹幕府の上臈として仕ふる者あり、徳
 山毛利侯の養女として出せり、其の縁故を以て副使徳山侯に金參百兩を借らんこ
 とを求む、徳山侯又費途なきに苦み、之を宗藩に謀る、益田彈正大に盡力して遂に宗
 藩より徳山侯へ貸し、徳山より姉小路卿へ提供する事と爲れり、以て當時京師の財
 帑疲憊せしを知るに足るべし、將軍は驕りに長じて他く事を知らず、皇室の内帑は
 勅使の費途を充分ならしむる能はずとは、誰か聞て憤涙なきを得んや、幕府内の攘
 夷勤王者と知られたる松平春嶽も終には横井小楠に説かれて開國論に服せし也
 始め春嶽公攘夷を主張し容れられずして辭表を提出せし時の、其の辭表は實に時
 事を痛論せし沈痛の文字なれば之を次出すべし

二十二、幕議復古紛々

春嶽公意見又開議と合はず、總裁職を辭せん、とす、辭表は大論文、
 慶喜公と春嶽公の衝突、慶喜公亦辭表を提出す、土州公兩者の融和
 に斡旋す、勅使將に若府せん、とす、幕議猶決せず、春嶽公慶喜公を
 説く

聰明敏達にして英名列藩に聞ふる松平春嶽公が、幕府の總裁と爲てより内政の刷
 新は行はれたるも、外交部面の事猶未だ發展の氣運に際會せざるものにや、春嶽の
 就職以來閣老の因循は依然として其の勢力を保ち毛利氏の主張せる議論と春嶽
 公の議論とは一時殆ど符節を合する如くなりしに、幕論と協はずして、春嶽公常職
 を辭せんと決心せし時、幕府に提出せし辭表は、實に春嶽公の卓絶なる見地と其の
 正々の大義とを覗ふに足るものあれば、其概要を左に掲出すべし

予意ふに幕府失政少からず、宜く先づ君臣の大義を明にして天下の政、幕府臣道
 を盡して、御旨を遵奉するに勉め、大事は事毎に使を派して時に臨みては將軍自
 ら上洛して以て御旨を承り、諸侯にも亦諮詢し以て人心の一致を謀るべし、否ら

ざれば内治外交兩つながら全くする能はざるあり而して此事を爲す幕府先づ私を去り、舊染の汚習を除かざる可らず、曩きに此意を以て閣老に告ぐ、閣老之を賛す故に予總裁職任命を諾せり、既にして大原勅師歸洛後京使議論百出、人心穩ならず、主上蓋し亦爲めに疑惑の念あらせらるゝもの、如し、是に於て乎將軍宜しく速かに躬親ら上洛し、既往を闕下に悔謝し、聖旨を候し以て國是を定むべきなり、然れども將軍の上洛は其鹵簿急に整ひ難し、因て刑部卿をして代り往かしむるに決す、此舉實に官民離合の機にして天下治亂の岐るゝ所、寔に一大事たり、當時予以爲く刑部卿一たび京に上らば、宜く癸丑以來の罪を謝し、従前の條約を破却し、更らに天意を候し且つ諸侯に議して新に諸外國と和交を訂すべし、而して條約五國には、其の事情を詳にして其駐在公使に告げ、又我より使を派して其政府に謀らしむべし、此の如くすれば以て戊午以來の違勅の罪を悔ゆるの證を明にし、且つ事幕府一家の私政に非らざるの實を確にすることを得べし、當時の國是之に過ぐるものあるべからず、因て之を刑部卿及び閣老に語る會々、肥後守亦同一の趣旨を建定し、而して閣議此意を賛せざるものあり、以爲らく時勢開國に

あらざれば不可なり、廢約せんとするも外國は之を諾せざるべしと、幾くもなく予復た刑部卿と此事を論ず、卿の上京して爲さんと欲する處は予と異り、卿以爲らく従來の過は他くまで之を悔謝すべし、然れども鎖國は復實行すべからず、方今萬國の形勢唯信義を本とし、條理に本づき天地に従ふを要す、天儉を恃み一旦掃攘するも再來固より測るべからず、殊に若し萬國同盟して來らば一二回の勝を得るも遂に百戰百勝を期すべからず、益す宸襟を惱まし奉らざるを保せず、果して然らば弘安蒙古の事を以て律すべからず、今に於て萬國を排して獨り立つべからざるは理に於て昭々たり、故に此理を以て懇ろに天朝に奉じ、公卿百官に辯じ、薩長等にも説明し、而して幸にして攘夷の天慮を回すことを得ば、従來因循苟且の念を一轉し、大に國政を振張し、武備に充實することを力むべし、是れ眞の尊王なるべし、好んで京師を歴し開國の議を主張するに非ず、假令叡慮に出るも皇國不利と知りながら、攘夷の議を奉行するは將軍の職務後見の任務に在るもの、許さるゝ處なりと、予深く其の論に服す、既にして勅使將に再下せんとす、予以爲らく是れ獨り徳川の興廢幕府の存亡に關するのみならず、亦大に皇國の盛

衰に關す、幕府は宜しく舊來の私を去り京師尊奉の誠意を貫くを目的として接
受すべし、攘夷の議、將軍の職掌上奉行する事を得ざる理由は、刑部卿の持論を述
べ、是れ徳川浮沈の爲めのみならず、偏に皇國隆替の爲めなる意を明かにして懇
懇切々泣血以て勅使を諫め、言若し納れられずんば、則ち事復た奈何ともすべか
らず、將軍の職責を負ひながら、無謀の舉に出で二百餘年太平の紀を破り、生靈を
塗炭に陥るゝことを得ず、宜く政權を京師に返上し、徳川の家は降て一諸侯と爲
り、掃攘の事は列侯と均しく應分の忠勤を勵むべしと、因て此意を以て刑部卿に
告ぐ、卿之を嘉し且つ謂ふ、熟考して更らに相議せんと、尋で再び卿の意を問ふ、卿
曰く、鎖攘は行ひ難し、故に開國を以て飽くまで勅使に説き、而して後勅使に伴ひ
上洛せんとす、大權返上は未だ語るべきの機ならず、閣臣中には今回の天使の如
き、未だ必しも叡慮に出でたるものにあらずと疑ふものありと、叡慮遵奉に勉む
るの實未だ見るべからず、且つ曩に肥後守が三條卿より受けて轉致せし勅使接
待式目の如き、閣臣中其授受の經歷其道を得ざるを論じ之が爲め祖宗以來接受
の法を改るを要せずと謂ふものあるに至る、此の如くにして閣中の情勢今猶百

事因循を免れざるものに似たり、刑部卿の意亦前日の觀なく、諸閣老舊來の開國
説を選ぶ處なきに至るもの、如し、願くば今に於て之を猛省せられよ、予性羸弱
加ふるに就任以來日夜憂苦遂に心疾を發せり、請ふ愚衷を諒し以て閑地に就か
しめよ、

松平春嶽公の其の辭表は、實に公の抱負を言ひ盡したるものにして、公が如何に弊
政の大革新に意ありしかを知るに足るものあらん、政權を 聖天子に返上し、徳川
は一諸侯と爲りて云々といふが如きは、明かに王政復古の決意を示したるものな
るべく、而して其の半面には、又諸侯割據の勢と爲らば、徳川政府は潰ぶれて、新たに
天下を統一するものは、毛利氏ならんと思ひたるが如し、要するに春嶽公の辭表は、
慥かに幕閣をして驚動せしめたるべく、今や三條勅使姉小路副使は既に京師を發
し、將に遠からずして着府せんとするの時に當り、勅命に依て政事總裁職に就きた
る春嶽公が意見、幕閣と合はずして辭し去るが如きあらば、幕府恰かも朝旨に背く
の觀あり、列藩に對しても其の威信を失墜するに至らんも、未だ計られず、管に然る
のみならず、朝廷の信任ある春嶽公の意見を容れざる爲めに、勅使若し佛然として

江戸を去らば、公武の縁全く絶へ、事態の變遷如何に成り行くも知るべからざるに至らん、土州侯山内容堂甚だ之を憂へ、春嶽公の意を解くに努め、百方斡旋する處あり、春嶽公は攘夷の論にして容れられ、條約破毀を斷行すべき銳意の閣老に存せば、余敢て職を辭するの要なしと、幕閣の議論は此議に同意するもの極めて少しと雖も、周圍の所論皆是れに歸着し、天下の大勢には如何に頑強執拗の幕府も敵する能はざるに至れり、然るに一橋刑部慶喜公は、變き開國論を主張せるの故を以て、今の大勢に處しては自から其の職に安んずること能はず、春嶽公と意見合はずして、春嶽の辭表提出後、又慶喜公も辭表を提出するに至れり。

私儀不肖の身に候處、叡慮を以て重任を命せられ候段、御内諭を蒙り候砌、再三再四御辭退申上候處、遂に大命を蒙り御大政參與候に付及ばず乍ら、日夜焦心苦慮罷在候處、此度勅使御談の儀に付ては、先般愚存を申上候處、當今諸藩皆攘夷に歸し候折柄、一己の愚見を以て開國論主張申上候も、素より不才淺智の儀、往々皇國の御不都合を生じ候ては、恐れ入り奉り候殊に重大事件故、衆志に御従ひ遊ばされ候方然るべくと存じ奉り候處より、攘夷御請の儀再び異存申上げず候就ては、

粗ば御治定に相成候得共、小子に於ては定見御座なく候ては、重任に當り候證も無之、甚だ恐れ入り奉り候に付、速かに當職御免なし下され度奉願上候。

春嶽公と慶喜公共に勅命に依て幕府の要職に當りたるもの、朝廷は此の兩公を以て正義公明の士と思ひたればこそ、特に指名して之を幕府に任用せしめ、兩公に依て府内の積弊を一洗し、内は新政を布て皇徳を民に濡ほし、外は屈辱を挽回して皇威を海外に輝かさんと期したりしなり、然るに端なくも慶喜公と春嶽公とは意見の衝突を來し、二者兩立すべからざるの事態と爲り、春嶽先づ辭表を提して閉居するや、衆情是れに寄りて慶喜の議論は幕閣に阿ねるの俗論なりと評せられ、遂に今又慶喜も辭表を提出するに至る、此二人にして共に政府に出でずんば、幕閣は再び狐狼の横行を見るに至らんとは、列藩の處見にして、幕僚等も亦兩公の辭職を以て深く憂へと爲し、近日勅使東下あらば、誰れに依てか之を迎ふべきと、兩公の融解に付き盡力されんことを、山内容堂侯に依頼す、時に毛利世子公は此の事を知らざるにあらざるも、公の立場としては其の融和に盡力する能はざるを以て、一に之を山内侯に依頼したりしなり。

土州藩主山内容堂公は慶喜春嶽二公の衝突を以て深く憂へど爲し兩者を融解せんと努め先づ春嶽公を訪ふて其の登營を促して曰く公の説今の幕閣に容れられざるは固より余等の遺憾とする處にして公亦快々の念あるや當然なり然れども未だ以て公の意見を非認すべき決議を爲したるにもあらざれば猶公の意見を行ふの餘地なしと云ふべからず未だ其の決定を見ざるに早く既に當職を辭するは甚だ弱行と云はざるべからず自信の在る處は他くまで之を主張し理を説て之に服せしむること眞に國家に義を盡すものと云ふべけれ僅かに一回の衝突を以て自から職を去らんとするが如きは甚だ以て英雄兒の取らざる處斯の如きは公が聖上の御信任に答へ奉る態度にあらず宜しく進んで刑部卿を説き勅命を奉せしむるに努力あれど春嶽公聞て意爲に動き遂に自から一橋卿の邸を訪ひ容堂公と共に慶喜卿を説き辭職の意を翻さんことを慫慂す然れども慶喜卿は固く執て動かす然るに勅使は將に日ならずして着府せんとするに幕府の内部要路の議論纏まらずして辭職するが如きあらば誰れか出で勅使を往つべき毛利世子公も是等周旋の爲め先發し來りたるものを勅使の東下あるに當て幕論破裂するが如き

は朝廷に對しても恐れ多き事なるのみならず世子公盡力の行き届かざる訓りを免かれず左れば公も今は幕論の破裂を傍觀する能はざる場合と爲り勅使着府の二日前に至り遂に書を一橋慶喜卿に致す其の要に曰く勅使の着府は正に明後日に在り幕論一定の事に關しては容堂大に盡力する處ありと聞く唯此上は尊臺の英斷に在るのみ天下の大事を決するは實に茲兩三日の内に在り勅使入府あるも猶未だ幕論の歸着する處を知らざるが如きあらば是れ朝命を輕んずるものにして天朝の御信頼ある將軍家として殊に御先祖源氏烈公の御遺志にも戻らる事なるべし天下の衆望を負ふて治平の重任にあらせらる將軍家の顧問たる尊臺國家民人の危急存亡に關する這問題を解決せられざるは如何はしき次第ならずやと苦言を盡せども慶喜公應せず斯くて勅使入府の期は切迫し春嶽公も此儘にて幕議を決せざれば上天朝へ對して義の立たざるのみならず下列藩に對しても信を落す譯なれば慶喜公を動かさん爲には先づ自から登營せざるべからずと爲し已むなくんば我主張は非らるいとも證なし慶喜公を起して登營せしめずんば已まじといふの決心を以て途次慶喜公を訪ふ意氣頗る激し云つて曰く公と余と

説の協はざるは即ち見る處異なるが爲めのみ、然れども國家を思ふの至誠に至ては則ち一なり、勅使の着府正に明日に在り、然るに政務を廢して閣議の決定を爲さざるは朝命を辱かしむるものに類す、余が説の容れられざるを以て姑く登營を廢したるは甚だ誤れり、然るに公又病に託して辭職せんとするは甚だ其の意を得ず、事は素より難局に在り、然れども其の局の難きを以て職を引き、國事を抛擲するは天下を預りたる者の責任にあらず、公登營せずんば余一人出閣したりとて將た何をか爲さん、公若し今日只今登營せられずんば、余は朝廷に對しての申し譯に此場に於て割腹せんのみと慶喜遂に登營す、乃ち幕府に在ては各閣老を會して疑す、議論紛々として決せず、慶喜公は快々として樂まざるの色あり、只他の議論を聴くのみにして一言を發せず、又更らに裁斷も與へず、夜を徹するも議終に決せず、幕議は未だ決せざるに勅使は早や川崎驛に着するの報あり、世子元徳公小幡彦七を遣はして其館に候せしむ、勅使幕府の現状如何を問ふ、彦七は一橋越前二公意見協はずして議未だ決せざる旨を答ふ、副使姉小路卿憤然聲を勵まして曰く、今日に至り尙異議を唱ふるものあれば、縦合ひ、叙旨に出で、登府したる人物と雖も之を排する

の外なしと、翌日勅使品川に着す、是れより江戸の政界は頗る騒然たるなり

二十三、幕議再び決して復た破る

勅使待遇節目||勅使入府||松平容堂公幕議に參す||幕議攘夷奉勅に決す||長土兩公の來往||時運に促されたる毛利家||幕府の極端除義なき形勢||一旦決せし幕議復破る||慶喜再び辭表提出||元徳公尾州公に會見||元徳公閣老を促す||閣議猶未だ決せず

再度の勅使三條實美卿副使姉小路知卿は鹵簿堂々江戸に着す、時に文久二年十月二十八日なり、其の前日勅使の品川に着するや、春嶽公は書を毛利元徳公に寄せて曰く、刑部卿遂に登營したるを以て幸に安んせよと、然れども刑部卿果して攘夷破約に同意するや否未だ分明ならずと、雖も斯に及んでは必ず勅命を奉ずるに決すべしと信せられたり、元徳公は長藩の政員を會して議する處あり、即ち幕府勅命を奉せば攘夷破約を列藩に公布せしむべし、其の公布を見て始めて勅使江戸を引上げて歸洛すべし、而して攘夷斷行の期は明年二月將軍上洛の日を待て、列藩諸侯を會して議定奏上すべしといふに決す、其の將軍の上洛を明年二月とせしは當時癡

疹に罹り發熱激しければ其の瘥ゆるを待て上洛すといふを以てなり、元徳公躬から品川に至り勅使を其の旅館に訪ひ陳ふるに長藩決議の意を以てす、勅使其の意見の相合ふを喜び快談夜に入て公は歸邸す二十八日勅使江戸に入るや關老水野和泉守高家土岐出羽守松平春嶽松平肥後守松平豊前守板倉周防守小笠原圖書頭等相次で其旅館傳奏屋敷に伺候す、其れ等の諸公去て毛利元徳公伺候し事を議し夜に入て去る、勅使の隨員は勅使待遇の節目を定めて之を幕府に示すもの左の如し、

一勅使入城の節玄關横着の事

一大樹公玄關に出迎へ總裁老中高家等は式臺下座敷へ出迎ふる事

一大樹への賜物は勅使入城前旅館に於て高家を召して渡さるゝ事

一勅使に對顔の次第は勅使上段に着坐し大樹公は中段に在り勅使が勅書を捧ぐに及んで座前に進みて之を拜受して復座する事其の勅使を送る場合は出迎の時と同じ

右の如くして勅使出迎待遇等の事定まれり之を前例に比すれば頗る鄭重にして

大原勅使對顔の際の如きは將軍對座したりしに今回は中段に下りて座する事となりたるは如何に暴慢なりし幕府の威嚴が落ちて幕府の爲めに壓せられし朝廷の威嚴を保たるゝに至りしかを見るべし、此時幕議猶未だ決せず關内紛々擾々を極む然れども其内証ある事を勅使に知らしむるは朝廷に對する信義を缺ぐを以て關老等之を秘し言を勅使の待遇に託して勅書に奉答するを遷期せり、十一月二日春嶽公は土州松平容堂公を擧げて幕議に參せしむ、遂に攘夷の勅命を奉ずるに決せり、是を以て容堂公は勅使に謁し豫め將軍奉答の事を議す、容堂曰く攘夷の奉答は議既に決すと雖も其の方略竝に事を擧ぐる時期の如きは幕府の最も熟議せざるべからざる處なり、又親兵の事に至ては將さに他日を以て奏上する處あるべしと三條卿曰く長州の意見も殆ど貴説と同じ、宜しく毛利氏と熟議を擬らして事を定むべしと、其の翌日元徳公容堂公と約し時を同じくして勅使を訪ふ、勅使兩公を饗し、宴終つて元徳容堂兩公は相携へて松平の邸に到り、酒間徐ろに議する處あり、長藩と土藩の親交は斯の如くして其の意見亦相一致す、未だ薩藩の長藩に對する怨意解けざるの間、長土の提携は既に成り、天下の事正に長土兩藩に依て動かん

と、するの風雲を顯出せり、後ち元徳公登營す容堂公と營中に邂逅して約する處ありて容堂は此夜毛利邸を訪問し、幕府に對する策を議す、快談數刻深夜に及ぶ、其れより元徳公と容堂公との來往は頗る頻繁にして、幕府をして大に猜疑の念を起さしめたる事ありき、然れども長土兩藩は固より正義の主唱者にして共に一藩を犠牲にしても神州の氛妖を拂はんと決心せるものなれば、兩公の密議は實に國家安危の岐る處を諮るものに屬す、

威權赫々一世を歴したる伊井掃部頭、水戸浪士の義刀憤刀に斃れてより、幕府の威勢は薄紙を剝くが如く漸次に衰へ、一時專横を極め榮華を盡したるも、今は將に二百餘年長期の夢と化せんとす、今や國政振はず治績舉らず、世界の風潮は滔然として此處に乘じ、國內の民心幕府の頼みなきを思ふの時、幕府攻撃の聲は四方に起り、内憂外患交も至り天下亂れて麻の如く、殆ど收修すべからざるに當り、諸侯は憤慨して幕府の英斷を迫るや、衆望歸して幕政改革の任に推れ、勅命降て幕府の要路に立てるは、實に慶喜春嶽の二公にあらずや、二公は曾て斯の革命の氣雲に乗じ、幕府攻撃の同盟に加はりしものなり、二公が幕政の要路に立ちて天下の政務を預るに

至りしは、全く同盟の報酬たりしなり、斯の如くして二公は天下の重望を負ふて起りて、天下は二公に依て時運の開發を求むべく囑望したり、左れば二公は天下に満足を與ふべき責任を有したりき、然るに二公は入閣してより意見相分る而して二公をして其の理想を實現するに苦しましむるものは、依然として存する閣老の權力なり而して短兵急に閣老の權力を打破せんとするものは、實に是れ毛利公なりしなり、

長藩の議論當時頗る過激にして、或は無頼の壯士の議論なりと評せられ無責任の青書生の口吻なりと冷かされたりと雖も、至誠一片、君國に報ふるは、只殉國の死あるのみとの、薰陶を受けし、松下塾生の意氣は、滿天下を相手にしても、回天の氣運を捉らへんとしたるを以て、殺伐の銳氣は、遂に他藩をして一籌を輸せしむるに至り、其の聲望は忽ち京師の信認と爲り、國事勅託と爲り、毛利父子の感激と爲り、今將に裁斷に苦み天下の重望を容ふせんとする慶喜春嶽二公を扶けて、幕府の方針を一決せしむべき重任は長藩の肩上に下れり、慶親公が諸侯に未だ會てなき龍顏咫尺の榮を得、世子元徳公が特に勅命を拜して幕府と交渉の任を受け、慶親公は聖上に

誣言の入らんことを虞れて京師に止りて君側を守り、世子公は幕府の決断を促す爲めに江戸に下り、國家屈辱の條約を破毀し、國威を宣揚する爲めに一旦攘夷を斷行し、國際準備を爲す爲めに先づ鎖國を爲すべき勅旨の大方針に基て、幕議の決定を爲さしむべく周旋す、然るに幕閣の内議容易に決せず、若し之をして奉勅に決せしむる能はずんば毛利氏の威望は天下に墜つるに至るのみならず、勅命に對し奉りて責を完ふしたりといふべからず、是を以て、元徳公の苦心や眞に尋常一様の事にあらざりしを知るべし。

水戸義公が淺見安正をして靖獻遺言を著はさしめ、山縣大貳高山彦九郎蒲生君平林子平の徒、夙日に尊王攘夷の論を唱へてより以來、天下の志士相次で朝憲の衰へるを慨き、幕府の暴政を覆さん爲めには、十年一劍を磨し、膽を嘗め、薪に臥したる辛酸苦楚亦た實に察すべきものあり、朝廷亦時勢の忽かせにすべからざるを視、至誠君國に酬ふるの大義大夫の出るを渴望するの時、天は慶親公の至誠を下して、聖上に紹介しぬれば、朝廷は勢ひを得て、幕府に嚴命し、國を危ふするの條約を破毀し、夷狄を討つべきを促し、若し幕府にして爲し能はずんば、餘義なく朝廷自から武裝

し、薩長土を始め、其他勤王の藩を糾合して、將に外夷親征に出でんとするの決心を示せり、是れ實に幕府の苦悶する處にして、勅裁批准はなきも國家を代表するの幕府として既に條約調印せしもの如何にしてか之を破毀するを得べき、左りとて破約の談判に應せずんば、戦端を開かんといふも我武備猶幼稚なり、荏苒事を決せざれば、遂に朝廷は自から武裝して勤王諸藩の兵を擧げん、朝廷武裝するに至らば、幕府は早や自滅なり、家康以來十四代二百六十年の家系太平を繼承したるもの、今に及んで幕府を滅するは祖先に對して罪を得る處、嗚呼此の時運に際會して之を如何にか措置すべきとは實に幕府の苦惱悶倒せし處なるが如し、閣老の容易に奉勅の議を決する能はざるも亦理ならずや、慶喜公が將軍の後見役として其の立場を失ひ、遂に春嶽公と議協はざるに至りしも已むなき事が、一旦攘夷と決せし幕議は、又も内訌を起して紛々擾々たり、

應喜公今は閣議紛々の渦中に在り、加ふるに其の見地軟弱、殊に過激を忌み、假令ひ勅裁批准なきにもせよ、幕府が國家を代表しての通商條約を破毀せんといふが如きは、到底外國の應すべき筈なく、未條約の國に對して鎖國主義を取るは可なるも

既條約の破毀は行ひ得べからずと爲し、閣議に對して裁決を興へず、勅使着して既に十七日を過ぐるも未だ奉答の運に至らず、慶喜は遂に其の職に堪へ兼て再び辭表を提出するに至る曰く。

御後見之儀は將軍追々御年頃に爲らせられ候に付先達て田安殿御免仰せ出され候處尙又不肖事叙慮を以て御後見役に進められ候砌り數度御辭退申上候處再度の御沙汰にて餘義なく御請け申上今日まで相勤め候へども最早御自身御政事聞召され候御儀且つは當今容易ならざる時節柄不肖の身を以て大政御參與候も往々皇國の爲め不都合の義に相成候ては奉恐入候に付旁御後見御免成下され度奉願候

勅使入府以來十數日を経るの今日に至り未だ幕議を決せずして、後見職を辭するは朝廷に對して義の立たざる處なりとて、春嶽公、岡部駿河守等慶喜卿の邸に往て之を解慰し姑く留任せんことを勸告す、慶喜聞かず時に元徳公微恙ありしも此事を聞て病をつとめて起ち、外山なる尾州侯の別邸に至り老侯に會見す、尾州老侯之を歡迎し園内楳野亭に導き、尾藩の水野彦三郎、松井喜多次、渡邊越三郎をして款待

にづとめしむ、毛利登人、山田亦介等元徳公に隨て在りし、尾州老侯登人亦介を促して長藩周旋の顛末を語らしむ、二人具さに之を語るや、老侯大に満足し、毛利氏の國事に奔走せる斯の如くなるに感じたるもの、如く、是より元徳公と共に議して問題の落着を付んと他日を約して相別る、爾來尾州、土州の兩侯と元徳公との來往頗る頻繁にして議を凝らす事多し、其結果として元徳公は登營し春嶽公及板倉閣老に會見を求め、云て曰く、固より未だ勅書を拜受せずと雖も、勅使着府以來既に二旬を過ぐ、其の勅書を未だ授けざるは、幕議の決せざるを慮かり、豫じめ奉答の方針を定めしむべき餘裕を興へられたるものなり、然るに議未だ決せざるが如きは、勅使を輕じ、勅命を侮るものに似たり、今に及んで閣議紛々たるが如きは、到底朝廷に答へらるべき事にあらず、若し勅詔に對して異議あらば之を奉ずる能はざる旨を答へよ、然らば我に於て大に決する處あるべしと、辭氣頗る激し色を起して迫る、諸侯にして閣老に向て怒氣を以て接するが如きは、未だ曾てあらざる處然るに此時元徳公が色を起し辭氣を勵まして迫りたるは、當時幕府の威嚴失墜し毛利氏の威光が如何に幕府内に輝けるかを知るに足るべし、春嶽板倉兩公は這の辭氣に勵まさ

れて速かに議を決すべきことを約したれば元徳公は則ち去りぬ、後ち勅使は將に
 二、十七日を以て臨營せんとする旨を幕府に告達す、事態甚だ急にして閣老大に狼
 狽す、二十六日春嶽公は三たび慶喜卿を訪ひ頻りに登營を勧め辭氣亦激し、慶喜卿
 漸く諾し登營するも閣議猶決せず、今日までの評定は毛利氏が勅旨を傳へたるに
 對しての事のみ未だ正式の勅書を見ざるに徒らに議論を討かはすは迂なり先づ
 勅書を拜受して而て後に議すにも敢て遅しとせずといふに歸着して散會した
 り、即ち明日は勅使臨營といふを以て其の待遇禮接の準備に忙はしかりしなり、

二十四、將軍勅諭奉體を答ふ

勅使臨營勅書授與式あり、將軍元徳公に奉勅の旨を告ぐ、遂に勅諭
 奉體に決す、將軍奉答文を捧ぐ、毛利公の滿悦、勅使歸洛、元徳公
 の注意周到、容堂公の指導與つて力あり、毛利家と山内家

幕府に於ては勅使待遇の準備整ふや、勅使三條中納言副使姉小路少將は威儀を正
 して臨營しぬ時に是れ文久二年十一月二十七日なり、勅使が江戸に着してより日
 を経る事全く三旬にして、漸く入城するに至る、此間幕議紛々として決せざるもの

實に察するに餘あるべし、時に將軍猶痲疹全く癒へず病を勤めて出で迎へ、慇懃丁
 重に勅使に對顔して其の勅書を拜受す、今對顔の次第を記さんに將軍家茂卿は衣
 冠を端して玄關上拭椽まで出迎へ、板倉周防守以下各閣老松平春嶽以下政府の諸
 員廊下に整列して拜伏、周防守先導して大廣間の上段に案内す、勅使副使は勅書を
 捧持して上段より下り向きに着座すれば將軍は中段に座して一禮す、須臾にして
 勅書は三條中納言の手より親しく家茂將軍に授けらる、將軍座を立ち膝行して之
 を拜受し中段に下る、其の勅書に曰く

攘夷の儀先年來の叡慮、今更ら御變動あらせられず、柳營に於ては追て變革新政
 を施し叡慮遊奉相成候段、叡慮斜めならず、然るに天下の人民攘夷の一定無之候
 ては人心一致にも至り難く、且國亂の程も如何と叡慮を惱まされ候間、柳營に於
 ても彌よ攘夷決定有之速かに諸大名へ布告有之候様思召され候尤も策略の次
 第は武將之職掌に候間、早速衆議を盡され候て至當の公論決定有之、醜夷拒絶之
 期限をも奏聞候様御沙汰候事

將軍の之を拜受するや、此日は更らに三條卿以下私格の談を爲さずして引き取り

勅書拜受の式は之を以て終りを告げたり、
 之より幕府は此の勅書に就て大に審議を凝らし議論猶一に歸する處なし、
 毛利元徳公將軍の召に依て勅使臨營の五日後即ち十二月二日を以て登營す將軍
 之を便殿に延き云て曰く國家を憂ふるの餘り京幕の間に在て能く周旋の勞を取
 りたるは實に余の謝する處勅書の趣正に遵奉す幸に卿よりも勅使に可然傳へよ
 ど將軍手づから刀を元徳公に授く次で板倉閣老述べて曰く忠魂慰諭義士待遇の
 聖旨は之を遵奉し列藩へ對して正義の横死一人も洩れなく調査報告すべき旨を
 示達せり尾張大納言國事政務干與の事實行すべし攘夷の叡旨遵奉の儀は直接勅
 使へ將軍より奉答あるべしと元徳公下て翌日右の趣きを勅使に告ぐ四日勅使は
 再び臨營して口ずから將軍に告げて曰く勅誼の趣きに對しては時勢の切迫に鑑
 みて早々評決ありたく評決の上は一日も之を曠しふせずして諸大名へ告示ある
 べし若し夫れ攘夷の方略及び拒絶の期限に至ては速かに列藩衆議を経て決定の
 上奏聞あれど斯くて勅使より將軍及び閣老等へ贈物あり將軍家にては勅使を別
 室に招じて饗應あり勅使は更らに明五日を以て臨營すべし此際將軍は勅書に對

して正式の奉答を爲すべしと告げ威儀を正して去る、

斯くて幕府に在ては徒らに紛議の爲めに奉答を遷延する能はざるを以て春嶽公
 以下の硬派は將軍に決斷を迫り遂に勅誼遵奉の旨を答ふるに決せり、

正義は激烈にして時勢の變動を敢てせしめ熾々たる長藩の議論は江戸城内を燃
 やし赫々たる朝廷の嚴命は幕府の閣議を動かし今は朝命に背いて奉答を遷延せ
 ば餘義なく朝廷は親兵を擧げて攘夷の擧に出つべく若し斯の如くならば幕威の
 振はざる今日諸大名は無論皇軍に附して攘夷に隨はん朝廷自から軍務を掌るに
 至らば幕府は在て無きに均しく勢ひ自滅を免れざるべき形勢と爲りぬ茲に於て
 幕府は最早躊躇遂巡すべき時にあらずと爲し遂に奉勅の事に決したり是を以て
 勅使は十二月五日を以て三度び臨營す是れ將軍の決答を求めん爲めなり幕府は
 此場合に當て前途の政策如何を顧みるの迫あらず家茂將軍をして病を勉とめて
 出でしめ遂に奉勅の答書を奉呈するに至り其の奉答書に曰く、

勅書謹んで拜見仕候勅誼の趣畏まり奉り候策略等の儀は御委任成し下され候
 條衆議を盡し上京の上委細申上奉るべく候 誠惶謹言

文久壬戌年十二月五日

此奉答文に添へて更らに副書を奉るもの左の如し、

今度仰出され候攘夷の叡慮天下に布告仕候に付ては御親兵の儀御沙汰の趣拜承奉候就ては家茂征夷の重任に膺り且右近衛大將をも兼任仕候上は御守衛の儀拙者職掌に候間不肖ながら堅固に御守衛等の手配仕るべく尙不足にも思召され候はば諸藩より召登も仕るべく候へども一體外夷を攘ひ候には皇國全地の警衛肝要に付列藩の儀は國力を養ふ爲め九州は誰々奥羽は誰々と申如く藩鎮の任を專に仕らせ候は、然るべく哉と奉存候仰き願くは此旨聞召され候様仕度奉存候猶明春早々上京の上警衛の方略具さに奏聞を経奉るべく候

恐惶謹言

文中條約破毀の事なしと雖も外夷を攘ふは鎖國の主意に基くものなれば無論開港條約の破毀は言外の意味ありと解せられたり、三條勅使姉小路副使は此の奉答書を得て頗る満足の色あり、一橋後見役よりも内政刷新に就て上書する處あり、斯くて勅使の一行は退營しぬ、毛利邸に在ては此日幕府の奉答如何と待ちつゝ、あり

しに、勅使満足の奉答を得たりとの報に接し邸内祝盃を擧げ又京師の父公へ急使を派して其趣を通報せしかば、京師に在ても其喜び一方ならず政務の諸員を始め志士の面々、藩論の目的を達し叡慮の貫徹は國家の爲めに實に慶賀すべき事なりとせり、藩公は、志士を、戒め、幕府、既に、攘夷に、決心せる、以上は、猥りに、幕府を、攻撃し、幕府に、對して、過激の、舉動を、爲すべからずと、告ぐ、次て、參内して、近衛關白に、謁し、江戸の景況より、遂に、將軍奉勅に至りし、顛末を、具さに、上申すれば、關白も、最とぞ、満足の色ありて、聖上へ、奏聞されたり、斯くて、勅使の、一行は、七日を、以て、江戸を、發し、歸洛の途に、就けり、毛利世子公は、浦鞠負をして、壯士を、率ひ、尾して、之に、隨はしめ、以て、勅使の、護衛と爲したり、

元徳公の勅旨に對する使命は茲に成功せしかば各藩は皆公を徳とし、公の威名は忽ち天下に轟ろき、長藩の勢力は益す仲長したり、公は勅使の江戸を發するや、數日後れて同しく江戸を出發し上京せんと欲す、然るに幕府既に奉答したる以上は之に背く事なかるべしと雖も、更らに幕府の夷攘意志を堅固ならしめん爲め書を呈して忠言する處ありたり、其文に曰く

此度勅諭御答振り御遵奉の御旨趣感服奉り候尙又傳承仕候へば大樹公御位階御一同御斷り仰上げられ候御様子は深く感服奉り候然る處策略期限等専ら御委任遊ばされ候様仰上げられ御親兵仰せ斷せられ候趣勿論御職掌にも在らせらるべく候へども右御一等御斷の御主意とは相違仕候様奉存候皇居御守衛は申に及ばず皇國御維持の御計策も列藩一和同心合力にて遊ばされ度と之れあり候は、一統直ちに感服仕るべく候然しながら此度御答にては近年人心不服の御固態御遁れ遊ばされず候事かと御疑申上候様相成誠に以て遺憾少からず存じ奉り候此御行成にて來春御上洛遊ばされ候ては人心瓦解は眼前と疑念此事に御座候是迄の御厚志忘れ難く極めて秘密に愚見申上候不敬の罪偏に御仁恕仰き奉り候

是れ攘夷に對する幕府の覺悟を促したるものにして以て世子公の注意周到ないしを見るべし。

薩長土は維新勳功の三雄藩として傳へらる然るに此當時は薩長の間感情相害し意志未だ疏通せざるものありき長土の間は殊に親密にして今回勅使の東下に際し擾々として容易に決せざりし幕議を遂に奉勅に決せしめたるは實に土藩山内容堂公の隠然毛利公を援助したるものあるを忘るべからず抑も長土の關係は、慶親公の養女喜久姫を容堂公の世子山内土佐守に嫁せしむるの婚約成てより兩藩の交情は愈よ親密を加ふるに至りしものなり容堂公は和漢の學に通じ氣宇頗る宏魁磊落にして不羈なり始め毛利世子公の江戸に入るや頻りに容堂公と來往し其の指導に待つもの頗る多し曾て元徳公が容堂公の邸を訪問せし處容堂公興を旺んにして元徳公を歡待す元徳公は容堂公に杯を侑めて教を請ふや容堂公試みに問を發して曰く今の世は爲政の眼目を定むるより先きなるはなしと思ふ其の爲政の道は何を以て最も要義と爲すやと元徳公答へて曰く君臣の一致こそ誠に政の美を爲す要義なりと容堂公冷笑して曰く明君と云はるゝも猶幼し公の考へは誠に單純にして卑近なるのみ公の父公は目下何を主張せるや忠邪を辨別して士氣を鼓舞せんことを幕府に要求するにあらずや是れ誠に政爲の第一義にして余と公の父公と意見の合する處なり忠邪の辨別なくんば何を以てか君臣の一定を求め得べきぞ見よ般鑑遠からず幕府の現状如何と脚聲痛論せんと欲して俄か

に聲を潜め、幕府の今日人心離反を來し、幕政舉らざる所以のものは忠邪を辨せざるが爲めのみと、世子公聞て大に悟る處ありて之を陳謝す、時に容堂公筆硯を呼び筆を把て元徳公を顧みて曰く、人君は務めて下情に通ずるを要す、下情に通せずんば民の疾苦を辨する能はずと、徐に唐紙を展べ筆を染めて畫き出すもの何ぞ、是れは此れ、大なる一升徳利にして、其の中に一句の俳歌を書す

品川によせてはかへる波枕

かわるうきねやわびしかるらん

是れ下情通曉を諷せしものなり、又長藩には浪士の名客ありて政府の要路に人材なきを諷せられたる畫あり、瓢箪を倒さまに描き笑つて曰く、長藩の政府は此の如きものなりと、是等は實に元徳公に對しては偉大なる教訓なりしなり、容堂公の毛利世子公を訓ふる事斯の如きより察すれば元徳公の勅命成功も容堂公の指導勸からざるものあるを知るべし。

二十五、大森事件

長藩浪士の意氣高杉久坂等外人殺害を企つ元徳公訓諭切也浪

士感泣其至言に服す勅使手翰を久坂に送る高杉の劍舞久坂の吟聲周布の失言土州藩士の憤怒世子公の痛心斡旋世子公山内公に謝す春嶽公中裁す周布政之助は麻田公輔と改名す

蚊龍未だ雲霧を得ず、鬱勃たる雄心を抱て池中に潜み、一朝風雲の乘すべきを得ば土を捲き水を逃らし、天を回らし地を覆へすべき稀代の英雄兒先きに藩を脱して清國に亡命せし、松下塾の一傑物一奇才たる高杉晋作は、松下塾論の漸く藩に用ゐられ、其主張せし鎖國攘夷の斷行も、遠からずして事實と爲て現はれん形勢あるを聞き、踵を廻らして歸朝し來り、江戸に上て志士の間を奔走し、元徳公が勅旨を奉じて幕府に交渉する場合に於ても、藩政務の諸員の如く公然周旋する能はざるも、隠然志士と共に公を扶けて運動し、久坂玄瑞、志道聞多(井上)、寺島忠三郎、赤根幹之允有吉熊二郎等の浪士と俱に盡す處あり、藩政府の局に在るものは比較的温順の議論を唱へ、在野の志士は皆急激の論者なりし、左れば當局の爲す處は在野の志士より之を見れば、甚だ悠柔にして慊たらざるの感ありしなるべく、殊に在野志士は何れも有爲傑出の壯青年なりし、當代の造士範たる吉田松蔭の養成を享け、松蔭の氣魄と其の志とを繼承せるものなり、左れば所謂浪志士が江戸に集まりしは、恰かも政

員の行動如何を監視し、且つ幕府に對する自然の威赫と爲りしが如し、殊に各藩との議論を試み、其の意思如何は實に浪士に依て之を探究せられたるもの、如かりし左れば浪士の議論は確かに潜勢力ありしを認む、始め元徳公の幕府に奉勅決答を促すや、勅使着府の後も猶幕府遲疑して決する處なきより、到底尋常の理論と威赫とを以てするも、閣老の頑迷は之を覺めしむる事難しと爲し、晋作は品川彌二郎、赤根幹之允、山尾庸三、白井小助、有吉熊二郎、寺島忠三郎、志道聞多、長嶺内藤太、大和彌八郎、久坂玄瑞等と相謀り、此際外國使臣を殺害せば、事は已むなく外國と鬩端を啓くに至り、攘夷の斷行は餘義無せらるゝに至らん、如かず横濱に於て外臣刺殺の舉に出で、以て攘夷決行の機を促さんには、將に事を舉げんとするに當て、山内容堂公之を偵知し、急を毛利邸に報して曰く、貴藩の浪士等横濱に事を舉げんと欲す、今や勅使駐府し幕府亦將に勅旨を奉せんとするの勢ひあり、此時に當て輕舉事を破らば、國家の大事なり、而して貴藩亦累を醸さん、宜しく之を制止さるべしと、時に三條勅使も亦此事を聞き、こは國家の大事なり、政務の真相を知らずして漫りに事を舉ぐるが如きは頗る卒爾と云はざるべからず、速に浪士の暴行を制止すべしと

元徳公に命ず、元徳公大に驚き諸臣を會して之を議す、衆彼の伏見に於ける寺田屋樓上の如く、浪士と政員との活闘と爲り、却て人心の激昂を招かんことを恐る、公已むなく自から臨んで之を制止せんと、夜半馬に策つて出づ、態と從者を斥け、只根來上總、寺内外記、山縣半藏の三人之に従ふのみ、之より、元徳公は、浪士を説く、如何なる至言を以てするか、浪士は如何に公の至誠に感泣するか、之を讀むもの亦必ず篇中の浪士と共に泣かざる能はざるべし、

元徳公は、高杉久坂等の浪志士外人殺害の暴舉を企つると聞き、此の國家危急の場合に於て斯る輕舉に出るは、如何に憤慨の餘りとは云へ、遂に國事を愆まるものなりとて根來上總、寺内外記、山縣半藏の三侍臣を從へて神奈川に急行す、時刻の既に遅れたるを以て、外記、半藏の兩人をして馬を飛ばして先づ浪士等の跡を追はしむ、兩人駿馬に鞭を加へて神奈川に至り、浪士等に會す、乃ち云て曰く、世子公親臨す願くは諸君大森驛まで引き返せよと、浪士等元と誠忠一片の赤心より出でたる此舉、君を思ひ國を思ふが爲めなれば、藩世子公の親臨と聞ては如何でか引返へさるべき、直ちに外記の言を諾して歸る、元徳公途上浪士を見て、涙先づ下る、傍らの民

家に入り十一人を引見し懇ろに諭して曰く諸子の憤りは理なきにあらず余と雖も幕府の遲疑悠柔不斷なるには實に忿懣の至りに堪へず然れども忍耐は此時なり殊に勅使滯府の時に當て暴舉を企つるは恐れ多き事なり諸子は浪士と雖も皆是れ余が臣なり余が今日の身上は果して如何なるものか諸子能く之を知らん畏多き事ながら僅かに一諸侯の身を以てして破格の勅命を下され國事に盡力すべきを委任せらる僅か一藩の嗣子と雖も身は是れ千鈞の重なり諸子如何に浪士と云へ苟も余の臣下たる以上は諸子の暴行は必ず余の責任に歸するを知らん君臣は恰かも親子の如きものなり臣下の見て以て正義と爲す舉動に依て余が罪を得るは余に於て何かあらん余が聖上に對し奉るの至誠は天既に之を知る故に余が身は如何に成るども更らに怨みなしと雖も爲めに國家の將來に累を遺す事あらば是れ實に大不忠にあらずやのみならず父公に代て此重任を帯びて來れるもの若し事を過まらば是れ父公への不孝なり余等父子苟くも尊王攘夷を以て自ら期すと雖も輔翼其人に乏しければ功を成し難し余は今回の重任を果さんとするに必ずしも余が從臣政員のみの方に待たんとは思はず隠然諸士が奔走せる力

大に與かつて重きものありと信ず余が諸子を頼むこと斯の如く篤し然るに諸子は反て余に親しますして余に何の協合もなくして漫りに暴を企つるは是れ余を見捨つるに同じ諸子余を捨て願みざれば余は誰れと俱に此大事を爲さん敢て暴行を企つるならば乞ふ先づ余の首を刎ねて而して後にせよと言切にして意至り感極まつて公咽鳴して涙禁せず衆皆首を垂れて涙をすゝらざるなし晋作涕泣禁する能はず斯の如き親愛篤き君公に對し我等の輕舉實に恥づる處然るに幕府の朝廷を蔑視するの甚しき切齒に堪へずと憤慨刀を抜て將に割腹せんと思す玄瑞事理を説て之を止め元徳公亦之を諭して止む斯くて浪士等元徳公に向て拜謝し玄瑞は一同に代つて其の罪を謝す公敢て之を咎めず今後必ず輕舉を戒め余等の行き届かざる處を扶けよと浪士等唯々として服す公乃ち大森驛の料理屋に於て浪士等に酒を賜ふて慰諭す浪士等益す公の懿德に感じて士氣を鼓舞し國家の爲めに犠牲と爲るを誓へり噫嗚毛利父子の上に忠に下に愛ある此の如し防長の民上下一致の美ある誰れか偶然と云はんや毛利家の薰陶其の芳を今日遺す亦故あるかな

時に三條勅使よりも急使を馳せて久坂等の暴行を止む急使馬を驅て到り三條姉小路二卿より久坂玄瑞に宛てたる書を渡す、玄瑞披ひて之を拜讀す、

急使を以て申遣し候今朝來同藩の士より承り候へば其許等一昨夜來同志の衆を糾合し何事か企つる處之ある趣自然横濱斬夷等の舉に出るが如き事あらばと甚だ心配罷在候抑も我等兩使下向之事は誠に十年來の叡慮今日仰出さるべき大機會到來にて着府近々入城の期に相成幕府尊攘の臣節を立つるか立てざるか最早一句の間に有之候臣子たる者之節義相勵候上に之あるべくと存候只今善惡に拘はらず事を舉げ候ては我々大命を奉し下向之趣意も相立たず即時に外患相發し忽ち戦争に及び候は必定の事左候ては未だ勅命も相達せず一時に事は失敗に相成第一攝海の備も無之不時の朝廷の御勅搖と可相成痛心此事に候依て折角の大志暫時猶豫せられ近日勅命傳達の上幕府の舉動見定め候て義舉當然の事と存候左も無之ては忽我々の不覺共相成綸命を辱め候様相成候ては甚だ安からず存し候間此義篤と熟慮を加へられ今度の一舉暫時相止め候様有之度進退適義候は、他日大意を遂げられ候事必然に候間能く思慮有之度

候依て急使を以て申遣し候

十月十三日

實 美
公 知

久坂玄瑞殿始

讀み了て之を衆に示す、衆皆諒として拜謝す、玄瑞は筆を採て拜謝の意を書し以て兩卿に答ふるの書を其の使に渡して還らしむ、酒間放談一として國事に關する事ならざるはなく、玄瑞は衆に向て曰く、勅使の手書を我等浪々の書生に賜はるは頗る名譽とする處ならずや、今勅使の東墨に依て見る時は、幕府が尊攘の臣節を盡すか否を試むるこゝ旬日の内にあるが如し、悠柔不斷の幕府或は攘夷斷行覺束ならん若し幕府にして勅を奉せずんば是れ朝敵なり、其の場合には宜しく夷國と共に天誅を加へて之を亡ぼすべきなり、世子公の諭言猶耳にあり、勅使の東墨茲に存す、姑らく時勢を觀望して機の至るを待たんと、衆之を然りと爲す、酒酣はにして高杉晋作劍を拔て舞はんとし、玄瑞に吟聲を乞ふ、玄瑞は音聲美にして極めて強大なり、朝々吟聲を發すれば滿座爲めに肅たり、晋作の劍は曾て清國に漫遊中常に佩帶

して離さゞりし大刀にして『大日本狂生高杉春風』と刻せり。

又山内容堂公は、土州藩士門田爲之助、岡本常之助、間崎哲馬、山路忠七の四人を遣はし、高杉等の舉を止めしむ。四人到るの時は既に元徳公が諭戒に依て志士其の舉を休め、今酒を公より賜ふて盛んに相酌むの時なり。周布政之助は元徳公の後を追ふて心もどなしと驅け付けた。志士等之を迎へて酒を侑む。酒酣なる頃政之助將に歸らんとして馬に跨り、久坂等を顧みて曰く、容堂公、今諸士の舉を止めんとして人を遣はすと雖も、公も亦模稜の人たるを免れずと、土藩士聞て之を詰る。政之助曰く、容堂公は朝廷の信任を受けて新に幕議に參す。然るに幕府をして英斷せしむる事を爲さず、因循日子を曠ふす。我藩志士の此舉を激成するの罪亦其の一部は公にありといふを得べし。模稜にあらすして何ぞやと、土藩士益々怒り刀を按じて進み、山路忠七は大喝一聲長藩の暴言者我藩公を侮辱す、活すべからず諸君應せよと、將に刀を抜かんとするや高杉晋作之を止め、諸君暫く待て互に志を同ふする天下の士が茲に同士撃するは甚だ謂れなき事なり、失言は之を改めしむべしと、而して周布政之助を顧み、君宜しく暴言を謝すべしと云へば政之助は我言至當なり何ぞ之を

暴といふ、諸君敢て余を斬らんとせば即ち斬れど土藩士大に怒り將に斬劍閃めかんとするの、一刹那晋作は事の急なるを見て、他藩士に殺さしむるよりは寧ろ我手に依て斃さんと心に決し、刀を抜て政之助に斬り掛る馬逸して刀尖馬尾に觸る、玄瑞大聲高杉待てと背後より之を抱く、政之助は逸馬を驅て歸邸し遂に事なきを得たり、其の翌土藩士小南五郎右衛門、本山只一郎、小南猿四郎等長藩邸に至り、中村九郎に面して曰く、昨日大森驛に於ける陪宴の門田爲之助外三名及び我藩邸中少壯の士等貴藩周布氏の暴言を憤り、邸内議器々として湧沸す、今將に貴邸を襲ひ以て周布氏にせまらんとすと、九郎之を我が世子公に告ぐ、公政之助を召して之を糺問す、政之助曰く、臣毫も容堂公を誹謗するの意なし、若し高杉久坂等強て言責ありとせば、醉中の失言謹で其の罪を待つと幾ばくもなくして門田山路等の四士到る、來島又兵衛出で、之に接す、四士は政之助に面せんことを求めて止まず、政之助は之に面接せんと欲するも來島等止めて遇はしめず、元徳公土藩の四士及び先きに來れる小南等三人を召し云て曰く、政之助は余の爲めには要路の臣なり、然れども山内公に對して誹謗を爲したりといふに至ては固より赦すべからず、諸子の詰る處

誠に理あり然れども政之助の言や意あるにあらず酔中の失言たるに過ぎず諸子にして心に平かならずとせば、余自から政之助を手撃にし以て山内公と諸子とに謝せんと威容肅として心に決する處あるが如し、土藩士等答ふる處を知らず、只叩頭唯々何事をも云はずして退き小南等は潜かに毛利登人中村九郎等に面會して曰く、世子公の意を察するに政之助を以て嚴科に處せんとするもの、如し若し斯の如きに至らば將來土藩と長藩とは常に融和を缺き、兩藩公の感情も或は沮害するに至るも知るべからず、是れ我土藩公の意に、あらざるなり、余等の故を以て兩藩の軋轢を生ずるが如きに至らば、余等何の面目を以て我藩公に對せんや、願くば此意を以て貴藩世子公に致されよと、中村九郎、毛利登人等其事を世子公に致す、公曰く、良し余自から容堂公に面して謝する處あるべしと、土藩士聞て大に恐れ、只管後累なからんことを中村九郎等に囑して去る、

元徳公土藩の邸に至り、山内容堂公に面し、謝して曰へらく、久坂高杉品川山尾其他の壯士輩、血氣に逸るの餘り幕府の未だ勅命に答へざるを慨し、我等の國事に奔走しつゝ、ある眞意を解せず、猥りに外臣を殺害して事を擧げんと企てたるは、實に我

藩壯士の輕舉にして、要するに藩の統一を圖るべき余の過ちなり、一時公の心勞を煩はせしも幸に壯士等を鎮靜して事なきを得たり、是れ偏へに公の勢援に因る、又周布政之助は、酔中とは云へ貴藩の士に對して公を批評す、其の失言甚だ禮を失す爲めに貴藩士の怒る素より道理なり、公亦た定めて心平かならざる處あらん、余政之助を嚴科に處して公に謝せん、伏して願くば感情を解かれよと、容堂公聞て却て安んせず、云つて曰く、老夫豈に其等の事を意に介せんや、我藩の壯士等が周布に迫り公を煩はすは却て痛心に堪へず、余は固より周布の失言たるを知るが故に、更らに之を咎むるの意なし、政之助を罰するが如きは斷じて不可なりと、容堂公の意釋然として更らに感害する處あるを認めず、元徳公歎んで之を謝す、幾何もなくして歸る然るに其の翌日に至り、小南等長藩邸に來り告て曰く、我が土藩の士周布の首級を得ずんば止まずといふ者あり、此際速かに融和の手段を取らるべしと、長藩の君臣此の報を得て大に驚き相會して議す、衆皆周布の意決して土藩公を誹るものにあらずと議す、久坂高杉等は曰く、事爰に至る最早や策の施すべきなし、如かず宜しく政之助の首を刎ねて土藩の邸に致すべしと、議は忽ち硬軟二派に岐れ紛々

として決せず、依て毛利登人を土藩邸に遣はし、周布の意を解説せしむ、四人の土藩士聞かず、然るに土藩の世子土佐之守は周布に對して何等の悪感もなく、長藩邸に來り元徳公と對酌時事を談じ且つ笑話に時を移す、藩公の間此の如き有様なるを以て、何等の蟠まるものあるを見ずと雖も、只壯士輩が感情に奔るの餘り不平を唱ふるものと知らる、去れば其の翌日元徳公は來島又兵衛を松平春嶽公の邸に遣はし、事の顛末を語り且つ請ふ處あらしめて曰く、壯士間の一些事を以て二藩の交情を破るが如きは誠に忍びざる處、雙互の感情を以て二藩の親みを破るは是れ勅命に背くなり、又二藩の私事に涉りても今將に成らんとする婚儀亦遂に破るゝに至るも圖り難し、若し斯の如くに至らば天下の事終に如何ともすべからざるに至らん、願くは公が忠言を煩はして容堂公の感情を解かんと、春嶽公之を聞て諾す、乃ち其の翌登營し容堂公を見て、語るに此意を以てす、容堂公洒々落落として何等の感情を害するを認めず、春嶽公に云て曰く、政之助は長藩の策士なり、今之を失ふは實に其の打撃なるべし、殊に醉中の失言之を意に介するが如き狹量の余にあらず、須らく政之助の刑を止め、又暴舉を企てし壯士の洞をも問ふ勿らんことを長藩に傳

へられど、乃ち其の意を元徳公に傳へたれば公も心釋然として解け、容堂公も臣下を諭して其怒りを解き、長土二藩の間何等のことなくして、益ます和親を繼ぐるに至れり、元徳公は政之助に一旦謹慎を命じたり、然れども政之助は策士として一日も長藩邸に缺ぐべからざるの人なるを以て表面謹慎中と雖も、麻田公輔と變名して藩の政務に參せしむ、麻田と呼びしは周布の領地大津郡三隅村淺田と云へる處にあるを以て、其の稱號を取て姓と爲せしものなり、後ち君命を以て遂に公然、麻田公輔と改名するに至れり、

二十六、長藩の功業と教育

毛利公の明達と苦心 || 人才の補佐 || 多難の時も教育に意を用ふ || 國民教育は毛利家の至寶

如上の事歴に依て如何に幕府が攘夷奉勅の決斷に乏しかりしかを知るに足るべく、同時に世子元徳公が將軍徳川家茂をして勅を奉せしむる爲めには如何に幕府へ對して義を失はざらんことに痛心せしか、如何に自藩の浪士にまで其の信を失はざらんことを努めしか、如何に各藩の間に感情を害せざらんことを圖りしか、如

何に天下の人心を收攬して毛利家に重望を繋ぐことを怠らざりしかを知るに足るべし、慶親公が始め世子公を東下せしむる場合に於て其の諭されたる切言は世子公の胸には須臾も去らず、一言一行皆父公の則に従ひて敢て違ふことなかりしは實に世子公の精勵勤直と其の苦心のほど思ひ見るべきなり斯の如くして始めて能く三條勅使を輔佐し其任を全ふせしめ世子公自身も亦其の勅命を空ふせずして遂に勅使は文久二年十二月七日を以て江戸を出發し公は九日を以て發足し共に面目を施して相次で京師に歸るに至りしものなり、公の始め京師を發するや父公は穎才明達之士を選びて附隨せしめ、以て世子公を補佐せしめたるは亦實に公の成功を見らるゝに就て與て力ありしを知るべし、就中周布政之助の如きは最も功勞ありし者なり、初回の勅使大原卿を助けて過半の成功を爲したる島津幼公の後見久光侯が江戸に於けるの心苦も固より想見するに足るものありと雖も、大原勅使の天命は幕府をして數個條の内を擇ばしむるにありて、殊に其の主眼とせしは攘夷漸行よりも幕府内閣の一部改造といふに在りしを以て三條卿を助けて世子公の東下せし天命よりも比較的行はれ易かりしなり、固より順序として先づ

内政改革の名下に尊攘主義を奉ずる藩の明君を擧げて幕閣に列せしめしは後日攘夷の勅命に對して決斷せしむるの經捷なりと信せられたる朝議の明敏然らしむる處なりと雖も、時運を察して慶親公が大原勅使の着東を待たずして上洛し親しく皇上に拜謁して時務を奏聞したるは公の機を見る敏達なりしに因らずんばあらじ、薩藩に功名を魁けられて激したる長藩の志士が薩藩の幕政改革論よりも一步進んで攘夷漸行を論じたるも亦實に機宜に適したるものに屬す、公武合體論の悠柔なるを説破して斷然幕府をして攘夷を執行せしむべきを主張したる長藩志士の議論は正に時勢を造出して藩論を翻へさしめ、長井雅樂を斥けたるのみならず、列藩をして一時は其の過激に驚かしめたるも、終に時勢の餘義なきものと認められ、同主義の各藩をして此議論に傾かしめたるは如何に當時在野政客壯士の議論が強大の力ありしかを見るべきなり、在野の政客壯士は四方に周遊して各藩の志士を説き意見を討はして其の主張を貫徹するに力めし、苦心は實に昔膽臥薪も管ならざりじなり、當時彼等が主張を布くに専ら辯論を以てしたるは今日の如く公開の演説によるにあらず、新聞紙に據るにあらず、足を跋にし舌を爛らして志

士の間を來往せしのみ、其の目的を達せずんば止まざる熱心と國家の爲めには斃れて止むの至誠とは到底今日の所謂政客輩が節を左右にする薄志弱行の行動とは同日の論にあらざるなり。

斯の如き變亂の世に處して毛利公は常に士論を確め至誠忠君の大義を士民に注入する事を怠らず、國家多艱の世に處して益す士風を興し學を勤むる事を必要とし、學事は一日も忽かせにせずして之を重んせしかば、學者毛利氏を慕ふて來り集りぬ、常州笠間の人加藤有隣、學問氣慨あり、性狷狂にして自藩に在て志を得ず、毛利公の學を用ゐらるゝを聞て、坂上忠助なる者に依て書を世子公に致す、周布政之助先づ之を見、其學の用ふべきを知り、世子公に乞ふて之を容れんと欲す、其論述する處の文章を京師に送り、慶親公の覽に供す、公頗る之を嘉し、遂に笠間藩主牧野越中守の承諾を得て、江戸の邸内に置く、親兵の制度を考究し、又大學制度を編み、士を勵まして國事に盡すの義を説く、後ち遂に長州に來て學を開く、長州の壯士多く有隣の養成を受く、又齋藤篤信齊なる者あり、深川葛飾の園地を借りて屯田の法に倣ひ、關東有志の士を給養し、以て有事の日の用に供せんとせしに、偶々幕府參勤の制を

廢したる爲め、此計畫無用に歸す、時に世子元徳又篤信齊の學を賞し、常に邸内に入せしむ、長藩壯士の其の薰陶を受くる者亦尠からず、遂に其子五郎之助なる者を用ゐて藩士と爲し、篤信齊を後見として居らしむ、是れより江戸邸内壯士の教練あり、篤信齊は文武兩道に達すれども、殊に武術に長せり、左れば櫟劍を教習して、益す士氣の鼓舞を圖れり、當時長藩士の議論特に各藩に秀で、其壯士は悉く學者たりし所以のものは固より松下塾の養成多きに居ると雖も、而かも亦加藤有隣の薰陶與かつて力ありしものなり、而して又武藝に於て他藩に譲らず、兵法教練能く周到なりしは、篤信齊の教訓與つて力ありしものなり、是等の遺風は遂に長州の士をして文武兩道に融通すべき、天下有用の材たらしめしものたるを知るべきなり、凡そ國家を護らんと欲せば、武士的人格を造るの必要あるべし、商人も農家も工者も學士も、其の半面は常に武士たるを忘るべからず、とは我國道德界の規とする處にして、所謂國民教育の本源にあらずや、左れば國家有事の時と雖も、教育は一日も弛むべからず、今日之の朝旨は、彼の時既に毛利家の旨とせし處なりしにあらずや、以て知るべし、長藩の議論が常に正々にして能く天下の規を爲し、遂に回天の功を成し

て明治新天地建造の中心たる事の偶然にあらざるを。
 梅節の。高。き。は。峻。霜。苛。雪。を。凌。ぎ。て。積。郁。た。れ。ば。な。り。天。の。人。を。試。む。る。や。頻。り。に。苦。難。に。遭。は。し。め。て。以。て。其。の。志。の。剛。軟。を。測。り。其。の。節。の。堅。弱。を。驗。す。毛。利。公。父。子。が。其。の。藩。臣。と。共。に。幾。多。の。艱。難。に。處。し。て。屈。せ。ず。剛。志。堅。節。霜。を。凌。し。雪。に。堪。ふ。る。所。以。の。も。の。は。實。に。教。育。に。重。き。を。置。た。る。の。價。値。な。り。一。度。朝。廷。の。信。頼。と。天。下。の。重。望。を。荷。ふ。て。順。潮。に。棹。さん。ど。し。た。り。し。毛。利。公。は。文。久。二。年。に。於。て。成。功。し。三。年。に。於。て。是。れ。よ。り。將。に。苦。境。に。陥。ら。ん。ど。す。る。を。見。ず。や。然。れ。ど。も。苦。節。を。守。り。て。敢。て。替。は。ら。ざ。る。至。誠。は。遂。に。天。の。照。鑑。空。か。ら。ざ。る。有。終。の。美。を。成。す。の。時。あ。る。を。知。ら。ざ。る。べ。か。ら。ず。時。運。は。回。轉。し。ぬ。文。久。三。年。以。後。に。於。ける。長。藩。の。歴。史。は。果。して。如。何。に。悲。慘。な。る。よ。

二十七、勅命成功後の毛利公

世子公歸洛||參内復命||天杯を賜ふ||慶親公參議に任せらる||萩に歸る||吉川家支藩を爲る||久坂の言論自由建議||長井雅樂の刺腹||長井の遺書||翠紅館の懇親會||攘夷期限受書||加茂神社奉行建官||加茂の幸行の森殿||列侯の参朝詰詢||言論自由の實行||人材登用

勅使歸洛の後毛利元徳公も亦た京師に還る、文久三年正月三日聖上の召に依て參

内す、天皇陛下小御所に出御あり、傳奏世子を導き取合廊下の北側に坐す、世子先づ禮接して太刀折紙を獻し、中段廂に進みて龍顔を拜す、天盃を賜はり又御衣を賜ふて其勞をねぎらはる、旨に曰く

攘夷勅諭に付彼是國忠周旋深御満足叙威の事に候尙亦國家の爲め盡力之儀頼思召され候仍て別段の叙慮を以て御衣を賜ひ疊夷等の儀に付自然出陣等も有之節は直垂陣羽織の類に着用これあるべく由御沙汰候事

世子公感泣して之を拜謝す、賜ふ處の御衣は白地紋綾御袖付御後の引長く御装束の時召させられしものなりといふ、此日徳山侯も世子公に附隨して參内したれば同じく天盃を賜はりたり、

斯くては萩藩地に於て汎く攘夷策略に關する意見を徴する爲め、令達を發し其の臣下をして腹藏なく攘夷に對する策略上の意見を吐かしむ、時に杉徳輔(今の豫て藩より潜かに西洋に留學を命せられ居たりしが、新たに歸朝して京師に至る慶親公之を引見し、西洋の事情を具さに聞く處ありて大に參考としたり、斯くて徳輔をして攝海の巡視を爲さしむ、後ち公參内して意見を奉る、聖上殊の外御満足あら

せられしが、公が國家の爲め丹誠を抽んで其功の少からざるを賞せられ、特に參議に推任あらせらるゝの恩命は下りぬ諸侯として直接勅命に依て參議に任せらるゝが如き未だ曾てなき例にして、公の幸榮は無上なるべしと雖も、公は徒らに官職の榮譽を貪るものにあらず、至誠忠君の一義にあれば、此の推任の勅命を拜するや傳奏議奏の兩卿に謁して之を辭して曰く、身不肖僅かに丹心を披瀝して君國に報ふるのみ、未だ以て國家に何の功勞ありといふにあらず、然るに過分にも參議の任命を拜するが如きは、不肖の適材にあらず、殊に關東を經由せずして直接朝廷の寵命を拜するが如きは、不肖の潔しとせざる處なりと、然れども朝廷之を聽さず、拜命の後一橋慶喜に通報すべしとて強て之を授けらるゝ、公感泣今は朝命の賦し難きを、知て之を一旦拜受し、後益田彈正をして議奏傳奏を経て誠意のある處を陳せしめ、以て其の恩命を固辭す、此に於て朝廷又特旨を下して其の謙遜に及ばざる旨を傳へ強て之を受けしむ、公已むを得ずして拜受す、慶親公の至誠丹心は全く朝廷の御信任と爲り、特格の御沙汰ありし事斯の如きは實に長藩の名譽にして、長藩が益す天下に魁けして忠君愛國の誠を挺んでるに至りしも、亦偶然にあらざりしなり

世子の復命既に終りたれば、慶親公は藩地に於ける議論を定め、海防其他攘夷に關する準備の爲め、京師を發して萩に歸らんことを奏請す、然るに朝廷公の京師を去るを以て甚だ心細しと爲し、益田彈正前田孫右衛門を滯京せしめ、朝廷擁護の任に當らしめんことを命ず、然るに彈正孫右衛門は公の重臣にして、之を缺ぐ時は藩政の機務に差支を生ずるを以て、公は世子及び中村九郎桂小五郎周布政之助等の政務員を滯京せしむべきを以て、京師の擁護は遺憾なく其の任に當らしむべきを奏上して、彈正孫右衛門の兩人は之を供して歸藩したき旨を請ふ、漸く許可の命ありて、公は京師を發す、其の行列は極めて質素にして、塗笠篋衣を着するを許すべしとの令を發するや、從者皆筒袖に笠篋白地の兵兒帶に小倉の袴を穿ち、大小刀の落し差し、一見輕裝の扮ちにして、亦頗る意氣の觀あり、當時大名の行列としては、一種の異觀を呈せり、觀るもの長州の政治進歩せるを思はざる者なし、沿道の各藩皆此の行列を以て模範せんことを思へり、公大阪に至るや、安治川を下り攝泉の地勢を巡視し、沿海防備の策を講ず、尋で兵庫に至り警備の諸務を整理し、戍衛の兵に酒を賜ふて之を勞らふ、公藝州玖波驛を發して周防國境に入らんとするや、其旨を吉川侯

に報ず、吉川邸にては歓迎の準備俄かに整ふ能はずして周章せり、公侍臣竹中織部を顧みて曰く、吉川監物の至るを待つは寧ろ、我より往くに若かず宜しく駕を進むべしと、乃ち駕を命じて岩國城下に至れば、岩國藩の吏員列を正して路傍に歓迎す、其の行列の諸士皆輕装にして勇ましき扮ちなるを見て、吏員一驚を喫するもの、如し、駕已に錦帶橋に至るや、老臣迎へて公に謁す、公駕中に在て默禮して過ぎ、織部をして云はしめて曰く、監物出で、迎へば余も亦駕を下るべし、監物禮を缺ぐを以て余も亦諸士を待つ斯くの如きのみと、將に城門に入らんとするや、吉川邸の重臣特使として門外に出づ、公の門内に入るや、監物禮服を着して庭上に伏謁す、公乃ち駕を駐めて下り答禮する事、恰かも支藩に對せらるゝが如し、監物甚だ之を怪しむ、公支關より入り正堂に進む、監物は公を上座に延きて禮辭を述べて挨拶す、益田彈正前田孫右衛門公に陪して席に在り、公從容として監物に告て曰く、余思ふ處あり、今ふりして、卿を待つに、我支藩の如くすべしと、若し事の幕府に關するものあらば、日後徐かに之を處すべしと、蓋し吉川家は當時一種の役家にして、未だ以て毛利家の支藩にはあらざりしなり、然るに此時よりして始めて支藩の禮を以て待たる、

事となりしものなり、監物は此の恩命に接して感泣之を謝す、而して之を其の夜元春公の靈に告げて盛饌を供す、公大に歡を極めて、監物の妻子に面す、海國圖誌一部を監物に贈て國防の急を諭す、夫人に讀史餘論を贈て史學を勵まし、其の各子にも亦各賜ふ處あり、而して長吉といふ一子を以て公の猶子と爲すべしと告ぐ、一家歡喜す、公の歸らんとするや、監物堂側より駕に上らんことを請ふ、公其の禮にあらざるを以て支關に出でんといふ、監物強て駕を廻さしめて公をして乗らしむ、監物公を高森驛に追躡して、歡送の意を表す、公一藩に令して、自今吉川家を以て三支藩と同等の格とすべく、其子長吉を以て猶子と爲すべき旨を發表す、監物も亦其の事を岩國藩下に布令す、之よりして始めて岩國は支藩の一に加はり、大に勤王の事に盡力するに至りしものなり、

將軍の上洛に先だち、一橋中納言松平春嶽公、山内容堂公先づ江戸を發して入京す、毛利慶親公は其の入京を待たずして後事を世子元徳公に託して京を去りしなり、春嶽容堂兩公の未だ着京せざるに、久坂玄瑞、寺島忠三郎は肥後藩の嶽武、兵衛と共に鷹司の邸にいたり建議して曰く、幕議已に奉勅攘夷に決す、此上は其の策略如何

を論ずる事天下の急務なり幕府の士多くは因循の徒にして兎角は退嬰に流れ易し之に鞭撻を加ふるにあらざれば恐らくは攘夷斷行は難かるべし然るに攘夷の事決して易からず彼れは文明の武器を有し軍艦亦甚だ堅牢なり單に我武勇を以て彼を挫かんとするが如きは到底事の能ふべきものにあらず彼れは武器の利を以てし我れは策略の妙を以てするの外なし幕府の士未だ必ずしも策士のみにあらず各藩の政員未だ必ずしも策士のみにあらず宜しく此際天下に言論の自由を布き人才を擧げて以て攘夷の基を立てざるべからず我等國士を以て自から任ずる者只幕府をして奉勅の答を爲さしめたるを以て満足すべきにあらず當さに之を實行して而して其の必勝を期するを要すべきなり又朝廷既に諸侯に親調を玉はるが如き例の出來たる上は事實に於て既に諸侯は幕府の支配を待たずして皇室の範屏たるなり此上は朝廷今一步を進め君臣の間を接近し下情上達を圖るは目下の急務なり左れば此の議を朝廷に建て以て我等の主張を透徹すべしと蓋し國民言論の自由並に無階級に人材を登用すべき事は此三士に依て始めて論せられしものなり乃ち左の書面を關白に奉りて命を得ざれば死すとも退かずといふ

卑賤の身を以て容易ならざる事件言上仕候段誠に以て奉恐入候へども時勢切迫如何にも默座するに堪へず萬死を願みず申上候先般勅諭を以て攘夷の儀仰出され關東御受申上候へども期限等奏聞無之に付天下の人心騷擾能在此往き如何體の變動出來するも難計候間萬一大樹公御上京御延引に相成候は、後見總裁職を以て速に期限奏聞仰付られ度候實以て未曾有の大寇を掃攘し皇威を海外に御輝かし遊ばさるべく候に付ては既に非常の宸斷を以て御親征をも思召され候程の御時體柄に候へば恐れながら是迄の如く渾宮に在らせられ君臣の間隔絶仕候ては相叶はず第一言路御洞開壅蔽の患之なく御近習は勿論堂上の御方々時々御前へ召出され胸臆を盡させられ候様之れあり度且つ國事の御用掛御多人數仰付けられ候處何分にも御員數御減少にて御人材御精選遊ばされ日々列藩の情實國家の大計等聞召されずては相叶はず候近來諸大名追々參内仕天盃頂戴をも仰付けられ候程の事に候へば是非非常の御破格を以て御直に赤心は聞届け遊ばされ度一日の安は千歳の禍に付片時も早く攘夷の御大業其の基本を立てさせられ度此儀御裁斷仰付けられ候までは差控へ罷在候間

何卒速かに御評決奉希上候以上

二三四

鷹司關白此の建白書を閲し、玄瑞、忠三郎、武兵衛の決心闕下に死するに在るを見て、遂に之を諾す。三士退くや、橋本宰相中將實徳、三條西中納言季知、豐岡大藏卿隨資、東園中將公總、滋野井中將實任、正親町少將公董、姉小路少將公知、壬生修理權大夫基修、錦小路右馬頭頼徳、清國少將長説、四條少將隆歌、澤主水正宣、嘉中山侍從則光等十三卿は鷹司關白の邸に會し、久坂玄瑞等三士の建議に就て更らに議する處あり、其の決議を齎らして關白奏上す。天皇十三卿を召して更らに御前會議を開く。議多くは三士の意見を容るゝに在り、然れども朝廷之を幕府に諮らざるは甚だ穩かならずとして、三條中納言橋本宰相等を一橋慶喜卿の旅館に遣はして議する處あらしむ。慶喜卿亦異議なきを答へり、久坂玄瑞、中島忠三郎、武兵衛等は皆一浪士に過ぎず、然るに其の建白書の斯くの如く重んぜらるゝは、當時當局が如何に民間政客の議論に重きを置きしかを知るに足るべし。文久二年以前の幕府なりせば、斯の如き言議を朝廷に直奉するものあらば直ちに捉らへて獄門に付せしなり、然るに當時一浪士の建議に付て御前會議を開き、又幕府の後見役をして之を諾せしめたるが

如きは、民權尊重の端緒なりと知るべし。殊に久坂玄瑞は先きに廻爛條議を奉りて、勤王攘夷の本義を論じて、遂に之を以て天下の輿論を造りたるの人ならずや。玄瑞が文章家として政論家として青年浪士中に秀で、其の卓見切論は斯の如く用ゐらる。壯士中に於て如何に傑出せし人物なるかは、現に此の言論の勢力を以ても知るを得べきなり。

慶親公岩國を發して高森驛に着するや、長井雅樂割腹の報至る。雅樂は前年七月二十九日を以て其の職を褫はれしが、爾來天下の形勢變幻するを慨し、謹で家居し、只管ら命の至るを待ちつゝありしが、藩邸雅樂の罪を論ずるに當て慶親公は其の老臣と共に之を罪すること忍びずと爲し、救済の策を講せんとすれども、雅樂の主唱せし航海遠略の策は、當時の大勢に容れられずして破約攘夷と爲り、猶雅樂を以て幕府に通じて其の位地を占めんと欲するの野心ありと爲すの壯士も出で、藩公父子は雅樂の處分に關しては頗る苦慮する處ありき、然れども彼れを嚴刑に處せざれば天下の疑ひを晴らす能はざるのみならず、當時朝廷の攘夷論者たる諸卿の意を満す事能はざるを以て、遂に餘義なく雅樂に割腹を申付くるに至りしなり、由來

二三五

雅樂の議論や元と藩の定論にして、公武合體は藩公の夙とに唱へられし處、然れども是れ偏へに江戸の形勢より割り出したる議にして、當時天下の志士が集合せる京攝の形勢を察せざるの論なりしなり、左れば慶親公の一度び江戸を去て京師に入るに及び朝廷は業く既に各藩志士の議論に同意して、破約攘夷といふに在り、加ふるに長州の壯士等最も激烈に此の論を唱へて四方を遊説し、今は天下の大勢到底公武合體を以て治むべきにあらざるを知て、始めて藩論を變更して破約攘夷と爲すや、雅樂の先きに京師に於て大に盡力せし事は全然水泡に歸し、雅樂の上書は未だ藩の輿論とするに足らずとして、藩公より其の取下げを願ふに至る、茲に於て雅樂は藩政を愆まりたるものなりとして、其の責任を負はざるべからず、雅樂の政論や固より雅樂專斷に出でしものにあらずして、藩公の裁可に依て之を唱へ之を布かんとせしものなりと雖も、政務の當局として、輔弼を誤りたるの責任を一身に負ひ、遂に割腹まで爲すに至りしは如何に當時の政局者が責任を重んぜしかを知らに足るべし、斯くは雅樂の罪狀を論せらるゝや、雅樂の建白書は偏へに藩公の主唱たる公武合體に止まらずして、濫りに自己の意見を加へて朝旨に戻りたりとい

ふに在り、雅樂は割腹を命せられ、其の子與之助は退國仰付けらるべき筈の處猶十五才未滿なるを以て親族預けとなれり、雅樂は先きに職を免せられ、歸藩を命せられたる當時より、右近と改名したり、右近の將に刑せられんとするの説傳はるや、小笠原彌右衛門等數十人之を聞て冤なりとし、毛利隱岐守に依て哀訴し、藩公歸萩まで延期せんことを求む、隱岐守聞て大に同情を寄せて、其の請ひを容る、然るに攘夷論者は之を以て萩城下の態度甚だ疑はしきものありと爲し、論議囂々として起り、國司家老は到底雅樂を救ふ能はざるを以て、遂に藩公の歸着を待たずして、割腹を命ずるに至れり、雅樂の罪案定まるや、其の輔佐として、局に當りし内藤造酒は三十日の閉門を命せられたり、雅樂は當時長藩の外交家として、策士として、其の手腕のありし事、其の炯眼能く國家の前途を見貫きし事は、今日に於て之を知るを得べし、と雖も、當時の世論は雅樂の卓識を容れず、時勢の風潮に逆らひたる雅樂は、遂に餘義なく卓見を抱て空しく地下に没せざるべからざるに至りしぞ、是非なし、時勢は是非なし、風潮の力は逆ふべからず、卓見を抱て時勢に容られず、空しく風潮の爲めに没せらるゝもの古今尠しとせず、蓋し長井雅樂の如きは、其の一人乎、雅樂

割腹の命あるや従容として其の家に自刃す時に文久三年二月六日にして、歳正に四十五死に臨み一書を載し、高杉小忠太に寄せ細かに平生の懐を述べ且つ後事を託す讀むもの一掬の涙なき能はず、乃ち左に録す、

先達は御氣色能く御供にて御歸着なされ候由蔭ながら御様子相窺ひ候其後益す御壯榮御健勤なされ大賀之れに過ぎず候然ば小生義御承知の通り歸着後間もなく親類へ御預け仰付けられ今日嚴謹に處せられ誠に以て奉忍入候慎で就謹仕候二十五年來容易ならざる御懇篤の御引立に預り御禮は筋短に盡し難く扱只今に至り候てまで憐を乞ひ候は思召も御恥かしく且つ奉忍入候へ共心殘りの廉々眞の御内々御頼申上候今度御建白御一條に付ては初發の處尊公様に御先役中の御事に御座候へば御機密にかゝり候義は固より御承知なされ間敷候へども都合の處は御承知の御事と細悉申上げず候去五月小生出府仰付けられ候てより逐々御注進申上候書狀先達江戸の造酒より政之助讓藏間へ御記録相調候に付入用との事にて貸渡候由に候左候へば今以て御用處にて之れあるべくと奉存候尤も小生同様仰付けられ候次第に付邪魔にも相成るべく候故

頼に反古に仕候はんも計りがたく奉存候へ共可相成は何卒御役座へ御取返し置き遣はされ御間隙の節御一覽遣はされ候はゞ大慶之に過ぎず候左候はゞ御建白御初發京都より關東に至るまで小生御不奉公の次第一通りは相分り可申尚又右書面責めて御役座へ殘し置かれ候はゞ本懐之に過ぎず候當春上京仕候て議奏方其外へ申上候大意は逐々中山殿より差下され候御書取にて御察し下さるべく小生心底に於て少も御誠意に背かず關東へ詔らひ入り候義決して無之未だ時勢當節と違ひ殊に奉命の事に候左候へば卒爾の取計は決して仕らず候へども當節叙慮の向はせられ候處御周旋遊ばされ候との御事憚りながら左様御座なくては相濟まざるは勿論の事にて其段は蔭ながら難有奉存候然る處右正義表方始めて朝廷へ誰より申立候哉御詮議成し遣はされ度恐らくは小生に先だち候者は有之まじく委細中山殿御書面にて顯然と奉存候へば小生心底御察し下さるべく候且又九條殿尙諸司代へ取入り島田左近三浦七兵衛へ懇懇に致し姦計を工み候坏惡言を申散らし候者も數多有之候由薄々承り是は別して殘念千萬に奉存候素より三浦出府の節早川殿引合にて彼者へ初めて相對致

し其後上御直指圖も在らせれ彈正殿御役座より御仕向け有之候て酒井様御下屋敷七兵衛固屋へ一度参り御建白御一條若狭守様へ申上置吳候様に示談仕候其他彼者へ相對仕候事決して無之候京都に於ては彼者却て手支任り候事多く若狭守様小生へ御相對の儀早速に運び兼候との申譯に小生旅宿へ兩三度参り候へども小生よりは彼方へ参り申さず漸く四月十三日若狭守様御相對成るべくとの事に候左候へども江戸より小生に歸府の義申参り候には御内使者相勤め候ても其所詮無之に付是より御断り申候に付始て御諸司代屋敷へ参り御屋敷にて七兵衛へ相對歸府仕候に代御逢御断仕候段申述歸り掛け七兵衛固屋へ名札勤仕候扱又九條殿には關白の御事に候左候へば表方に建白の義關白殿御承知無之候ては堂上の御方表方御逢も御六かしく由にて御建白の次第一應島田左近を以て申込置吳れ候様にと三條殿御指圖在らせられ且つ島田方合も三條殿より成下され候に付本備にて只一度島田方へ参り候建白の次第關白殿へ申上吳候様頼み置罷り歸り其後島田挨拶との事にて小生京都出足の朝旅宿へ罷越し候其外相對仕候事無之是等の儀は御手子善次郎打廻り作助へ御尋被成

候て御正跡御糺し遣はさるべく候右等の儀一々申上置候に及ばず候へども御互に武門の身姦物姦計杯申名目を蒙り候ては生と死との遺憾に候左候へば何卒御詮議成しおかれ右等の悪言主唱仕候者へ御辯解吳々も奉願上候將又此度御建白一條に付ては欲慮の向はせられ候處に付初發の御詮議とは相替り候由に候へ共縮る所御初發より取計らひ仰付けられ候事に候へば素より一身を抛て恐れ乍ら御楯と相成り傳馬町を死所と決意仕り天晴れ御建白の一番槍數代の御高恩に報ひ奉るべく左候へば御威狀程の働きは出來申間敷候へども子供等御見捨は遣はされ間敷と思ひの外今日の有様實は存じがけも御座なく候個様殿謹仰付られ候上は祖先は定て血食を絶ち子供は路頭に迷ひ可申是以て其罪狀有之候て仰付けられ御事に之れあり候へば全く以て御詮議振りと奉怨候所存は劣々御座なく候へども先牌へ暇を告げ妻子へ別を惜み候節只此一事のみに落涙仕候此段御憐察成しおかれ風雲の機會も御座候節は思召し出され遣はされ度偏に々々奉希候登人様へも兼ての御懇切に甘へ御同様一書呈し置き度候へども其の暇を得ず御連名に仕候ては御役柄の儀御心配も在らせらるべ

くと相考へ差置き申候間痴情御汲取下され是又御役外にて御取計奉願上候其他申上置儀も海岳に御座候へども數々尊聽を汚し候は恐入候間差おき申候他も御憐察を以て可然奉願上候申上るも疎かに候へども容易ならざる御時節別て尊体御愛養肝要の御事に奉存候
濡衣のかゝる憂身は數ならで

唯思はるゝ國の行末

降る雪に梅に梢は埋れてし

花こそ見へね香やはかくるゝ

雅樂が航海遠略を以て國是と爲し、公武を合體して上下一和以て國家を維持せんといふの議論は、誠に遠略の抱負意見なりしが如しと雖も、時勢は之を容るゝの餘地なく遂に藩論は急激論者の爲めに一變せらるゝに至る、併しながら長州の運命より云へば雅樂の議論を斥けしが幸ひなりしか但しは當時之を用ゐて回運を得しか未だ知るべからず、兎にも角にも雅樂は當時の外交家として政務家として惜むべき人物なりしなり、

是より先き正月二十七日京都に集まれる諸藩の志士は、東山翠紅館に於て勤王主義者一大懇親會を開きたり、會する者は、肥後藩の住江甚兵衛、宮部鼎藏、佐々淳次郎、山田十郎、河上彦齊、土佐藩の武中半平、太、平井修次郎、對馬藩の多田莊藏、青木達右衛門、津和野藩の福羽文三郎、水戸藩の梶清次、右衛門、下野隼次郎、金子勇次郎、山口徳之允、住谷寅之允、大胡聿藏、高畑考藏、林五郎三郎、岡部藤助、大野謙助、西宮和三郎、川又才助、林右衛門、赤須銀藏、長藩の中村九郎、佐々木男也、久坂玄瑞、松島剛藏、寺島忠三郎、及び長藩世子公の從者神村齊宮、大和彌八郎、長嶺内藏、太、志道聞多等なり、何れも血氣の壯士放談壯語を逞ふすと雖も、時事を論じ勤王を語る赤誠は堂に滿ちて、正に國士の會合たるを失はざりし、毛利元徳公偶ま郊外の散遊を試みて翠紅館の側を過ぎ從者今志士の懇親會ある旨を告ぐ、公曰く好各藩の意氣を見るには此席に臨んで親しく其の議を聞くに如かずと、乃ち入て其の席に臨む、長藩士等公の入來せるを見て驚き平伏して之を迎へ、久坂玄瑞は起て各藩の士に紹介して曰く、是れ君國の爲めに臥薪嘗膽、江戸に在て遂に幕府をして勅命を奉せしめられたる、偉勳我藩の世子公なりと各藩の志士等聞て其の突如たるに驚き、先づ席を讓て上座に据へ

一志士は進んで曰く、公の臨席は我等に取て非常の光榮とする處、公は今夕の宴會を豫知して臨み給ひしやと、公曰く諸士の會合は更らに之を知らず、今郊遊を試みんとして此の畔を通過し、志士の親睦會ありと聞き、余は心私かに之を喜び諸士の議論を聞かんとして來れるなり、突然の臨席諸士幸に惡解する勿れと、志士等相顧みて公の國事に熱誠なる斯の如し、以て吾等が指揮者として頼むべきの君公ならずやと、頻りに公の徳を頌す、談論慷慨意氣大に揚がる、公亦嬉々として喜ぶ、酒酣にして玄瑞朗々の音聲を發して詩を吟ず、肥後藩の山田十郎起て劍を拔て舞ふ、滿場拍手歡を盡す、公更らに酒餞を賜ふて去る、毛利公が志士の慰撫に努め國論に注意する事斯の如し、此會合に依て各藩の勤王論は愈よ鞏固と爲りたり、是れより京都に於ける攘夷論は頗る熾んにして、一橋慶喜公は之を遷延せんとするの内意を有せしも、今は如何ともする能はず、松平春嶽、山内容堂、松平肥後守を招き攘夷期限に就き凝議する處あり、辯論決せずして曉に至る、遂に將軍の滯京日數を十日と定め歸府の後二十日を以て攘夷拒絕期限と爲す事に決して答書を上る

上 答 書

將軍歸府後二十日の御宥免を蒙り無相違拒絕致させ候段御受申上候滯京の儀は十日限り朝廷より仰出さるべき御都合の事
 右上答書に次で更らに攘夷期限の書を上る

大樹公上洛滯在日數十日と御治定相成候間二月二十八日出帆より海上往返風波の際も無御座候へば四月中旬の内攘夷期限相成申候尤も歸着日より二十日猶豫下され候儀は先夜申上候通りに付右の日積相成候事

二月十四日

松 平 容 堂

松 平 肥 後 守

松 平 春 嶽

一 橋 慶 喜

茲に於て攘夷の事愈よ決定す、志士勇躍して其の日を待ち各藩海防に忙はし
 滯京中の世子元徳公は、上書して攘夷祈願の爲め加茂神社及泉涌寺に行幸あるべきの議を奏す、其の文に曰く

今般非常の宸斷を以て倒海の大寇を掃攘し、皇國の武威を八蠻に御輝し遊ばされ度思召に就ては、必竟御親征をも遊ばされずては相叶はざる御時勢と奉恐察候。癸丑以來度々伊勢加茂石清水へ攘夷安民の御祈願遊ばされ候御事に候へば、此度攘夷期限御決定に相成候上は早々奉幣使御發遣御座あり度就中加茂神社は御間近の所に候へば非常の御破格を以て御參社遊ばされ且泉涌寺へも御參詣遊ばされ御代々様の叡靈に御報告御座なく候ては相濟まざる義と奉存候是儀は大堰嵐山等の行幸の類には御座なく未曾有の大耻辱を雪がせられ皇國を堅磐に固めさせられ御孝敬の御至誠四海に顯赫在らせられ度所謂天行健と申儀と奉存候加茂泉涌寺の御參詣は即ち親征御巡狩の御基本にも御座あるべく草莽の者共鳳翬翠華の御餘光を奉仰候へば如何ばかりか感發奮興可仕攘夷の御大業自是して相立申可と嘆願の至りに堪へず候

此上書は御嘉納ありたり、後ち將軍上洛ありしが三月十一日を以て天皇は加茂神社に幸行仰出され、外夷掃攘を祈願す、奉供は鷹司關白二條左大臣徳大寺内大臣廣幡大納言近衛左大将日野新大納言飛鳥井中納言徳大寺中納言橋本右宰相清水

谷新宰相高辻少納言中御門左中將辨油小路中將滋野井中將三條西中將正親町少將東久世少將東園中將姉小路少將清閑院寺頭辨坊城石少將北小路左將監中山中將四條中將等の公卿百官にして、將軍家茂卿は一橋中納言神原式部大輔仙臺中將細川越中守上杉彈正大弼佐竹右京大夫伊達伊豫守松平阿波守松平相模守松平容堂及び元利元徳の諸侯を従へて鹵簿を守る、此日大に雨ふる然れども其の盛觀は近世に比なきの事にして、將軍は馬上に在りて雨に打たるれども雨具を許さず天皇の扈從としては將軍も斯の如きものなりとの世威を興へたり、久しく世は天皇の盛威を忘れて一に將軍の威風に壓せられたるの時、此皇威の森嚴にして壯重なるを拜觀し、皇恩の存在猶衰へざるものあるを認むるに至れり、各藩の志士遙かに駕を拜して感泣す、爲めに志氣益す振ふに至れり、元徳公が幸行の盛列を世に示し以て猶皇威の振輝するものあるを誨へて天下の志氣を振興せしめん爲め、幸行を奏請したるも亦偶然にあらざるなり、

攘夷の期日も定まりたれば、天皇は勸王諸藩の諸侯を召して諮詢する處あらんとし、二月十八日世子元徳公を始め尾張前大納言慶恕、一橋中納言慶喜、松平阿波守齋

裕越前中將慶永、松平肥後守容保、松平參河守慶倫、松平相模守慶徳、松平淡路守茂昭、松平美濃守齊薄、伊達伊豫守宗城、上杉彈正大弼齊憲、土佐前侍從豊信、細川越中守慶順、松平出羽守定安、佐竹右京大夫義堯、松平安藝守茂長、中川修理大夫久昭、毛利左京亮元周、池田信濃守政詮、松平主殿頭忠和の諸侯を召す、諸侯鶴の間に集る、天皇小御所に出御あり、簾を捲て列侯を廂に召し、順次謁を賜ふ、鷹司關白勅旨を傳ふ、衆拜辭して取合廊下に退く、入御の後、關白より勅諭及二條の諮詢を一橋、越前、會津、土州の諸侯に授けらる、其の文に曰く

勅旨

近來醜夷猖獗を逞ふし、數ば皇國を覬覦す實に容易ならざる形勢に付、萬一國體を汚し神器を缺ぐが如きあるに於ては、列祖の神靈に對せられて、是れ全く當今寡徳の故と深く宸衷を惱まされ候に付、楡夷拒絶の叡慮を奉じ、固有の忠勇を奮起して速に掃攘の功を建て、上宸襟を安め、下萬民を救ひ、黠慮をして永く覬覦の念を絶たしめ、神州を汚さず國體を損せざる様、叡慮に在らせられ候事

御諮詢條項

- 一、神宮御警衛兼て藤堂へも仰渡され候得共、宗廟の事故、攘夷御治定に於ては一際御手當の謀略、問召され候事
- 二、隱岐對馬能登の如き皇國地勢を離れ候個所々々は隣國は勿論互に合力防禦の手當、問召され候事

又勅旨

攘夷拒絶の期限一定の上は、國の人民戮力忠誠を勵むべきは勿論の儀に候先、年來有志の輩、誠忠報國の純志を以て周旋致し候事、叡威斜ならず候依て猶又言路を洞開し、草莽微賤の言も、叡聞に達し、忠言至當の論は、淪沒壅塞せず候様との深重の思召に候間、各忠言を縉ます、學習院へ參上御用掛の人々へ揚言すべく仰出され候間、亂雜の儀之無候様、相心得申出べく候事

此の勅旨、言路を洞開して、汎く民間草莽の言論を求むべしといふにあり、是れ先きに久坂玄瑞等が天下の輿論を求めん爲めには、言論の自由を興へて、汎く天下の志士に、言議を爲さしむべしといふの建議を爲したるを以て、鷹司關白之を諾したる、其の結果として、這の勅旨は出でしものなり、民間志士の議論が天朝に達するに至

りしは是れよりなり壯士輩の矯激なる議論は是れより益す熾んにして、壯言大語無責任の激論文章を上るもの多し、然れども朝廷之を斟酌して其の時勢に適切にして殊に穩健なるものを採り他は之を斥くと雖も、其の上書を却下するが如きは却て民間の反激を招くの恐れあれば、關白は悉く之を收めて採否は廟議に於て之を決したりしなり、而して其上書を收め言論を聞く學習院は、當時勤王主義を唱ふる雄藩の學者及び特別の功勞ある志士を以て御用掛りと爲し、久坂玄瑞、高杉晋作、中村九郎の如きは皆學習院の御用掛りたりしなり、

二十八、京師の殺伐時代

坊間論議紛々||池内大學を暗殺す||三條中山二卿を彈劾す||所司代邸會議||壯士逮捕令出づ||壯士大に憤怒す||奈良屋樓上の格闘||壯士の捕縛志士の感害す||山縣等壯士大救を乞ふ||會藩と長藩

攘夷奉勅の上答を幕府が奉呈したりといふ事天下に聞へてより、各地の志士は奮然として起ち、京攝の間に集るもの雲の如く、王事に盡し國家に殉せんことを望むもの陸續として出づ、天下の人氣自から活潑に従つて、佐幕黨に對するの態度益す過激の嫌なきにあらず、大阪に於て一時横暴を極めし池内大學を殺害せしは實に

正月二十二日にてありき、其の何藩の壯士が演じたる業なるか、審かならざれども大學の首は難波橋畔に梟され、其の兩の耳を殺ぎて一は中山卿、一は正親町三條卿の邸に投せり、而して其の梟首の立札に書して曰く

此者儀從來高貴の御方々の恩顧を蒙り戊午の頃正義の士に隨ひ種々周旋致し居候處遂に反覆致し幕吏へ相通じ諸藩誠忠の士を數多殺斃し苟且にも自負し居候罪惡天地の容れざる處之れに依て天誅を加へ梟首する者也

又書を青蓮院宮に投する者あり、攘夷を促し賄賂を矯正し言論の路を開き奸佞を斥けんといふに在り、封皮に『進藤豊後守殿封の儘御披露』との十二字を書す其の内容に曰く

乍恐謹で奉申上候近來御役人様方御不任に依り萬機の事日々姑息偷安の御處置に涉る宇和島等の邪説に御惑ひ攘夷の事を初め萬事關東の處置に任せ滯京の諸大名は其國に歸り候ても宜様との説を御賜候御方少からず山甚しきに至つては野史大平記等の如き大に名分を誤り候事に均しき説を唱ふる方も有之由不忠不孝此上なく實に國賊と云ふべし其上御築地内賄賂横行等の説も有之

有志の士犬に望を失ひ候中山公正親町公等は先年久我家の反覆に御隨從逆賊酒井若狹守等へ御内通なされ候儀衣冠の御身として奸賊に使令せられ候事其本を二にするのみならず不忠至極實に其罪科ある御身今日に至り未だ御改心無之表には正義を御唱へ内實は因循の説御主張賄賂等も御受なされ候山凡そ世に反覆ほご罪なるものは無之此の如き御方々廟堂に在らせられ候ては決して相成がたく不日に屹度御退け遊ばさるべく全體御新政の初めに付殿下様始め御役人様方は申に及ばず御堂上方御一體も遠大の御志深遠の策略ならでは決して一新相成がたく候假令へ衣冠の御身とは云へども奸賊に使令せられては實に國家の蠱賊と云ふべし就ては反覆の御方は申に及ばず幕賊等に使はれ候御方は二公に限らず速かに御退け第一忠節の御方を御用ひ言路を御開き朝廷を御清め遊ばし今日より斷然果敢の御處置非常の御新政朝議確乎として御動きなく千載の御計御定め遊ばさるべく候申上るまでも無之奸吏は勿論の事幕威に畏れ候者の説に決して御惑ひなき様伏して奉願上候若し萬一右御忝りの御方々は衣冠の公卿と雖も國家の御爲には替へ難く有志の士推考致し衣冠

を汚し奉り可申候謹言

猶別紙として添へたる手狀に

手紙を以て得貴意候然らば此一封御主人様へ早速御指出成さるべく候萬一開封致し遲滞に及び候は、島田宇卿の如き天誅を加へ可申候以上

とあり是等は中山三條の二卿を疑ひて幕府より賄賂を取り陰に幕府に通せるものと爲したる者の爲せし事にして池内大學の耳を殺で二卿の邸に投げ込みしも二卿にして改めずんば此の如くすべしといふの意を諷せしものならん、二卿素より正義の士斯る事のあるべき筈なきを以て是れ志士の妄疑に過ぎざるべしと雖も志士が斯くまでも熱誠を國事に灑ぎたるを見るべし、而して是等志士の疑ひを解くに別に手段なきを以て朝廷は餘義なく官職の黜陟を行へり然らざれば志士の妄疑の爲めに徒らに正義有爲の二卿を斃さるゝが如きあらば是れ實に國家の前途を危ふすればなり、

京師の風雲殺伐にして志士の氣益す荒し千種家の臣賀川肇を殺して其の腕を千種岩倉二郎に投じ其首を一橋慶喜公の門に梟する者あり、又洛西の等持院に闖入

して足利三代の偶像の首を奪ひて之を三條河原に梟し、以て所謂幕府なる者は皆帝王の敵なり其後を襲けたる徳川も亦斃さるべからずといふの意を諷するに似たり、一橋慶喜松平春嶽兩公斯の如き壯士の暴行を見て不快の念に耐へず、密かに鷹司關白に書を贈りて壯士の處分を命せんことを促す、然れども當時の時勢は國家の元氣全く壯士に歸して幕府の威嚴更らに行はれず、朝廷亦壯士を處分するは天下の人氣に際らんことを恐れたるのみならず、是等壯士の舉動は粗暴の嫌ひあるも、是れ尊王攘夷の大義に熱誠なるの致す處なれば、固より之を處罰するに由なし、春嶽公深く之を憂へ志士と稱する者愛國慷慨の餘り故國を去り家を棄て、榮殺に攀ぢ、心力を謁して勤王の志を致さんと欲するは誠に嘉すべきも、濫行の結果は遂に朝廷の憂へを醸さんと、關白に上書する事再應に及ぶ、遂に慶喜春嶽容堂肥後守の諸公所司代の邸に會議す、春嶽公曰く、朝廷攘夷期限を促し、浪士頻りに暴行す、而して朝廷却て浪士の暴行を庇保するの嫌ひあり、天下騷然として、事統一を保たず、是れ政令二途に出るが故なり、斯の如くして如何にしてか國論を揆一にするを得べき、思ふに今日の急務は二途あるのみ、其一は幕府政權を朝廷に還返するか、其の

二は朝廷政權を幕府に專任するか、宜しく當さに其の一を擇ぶべしと、言語明晰辯舌滔々として述べれば、諸公皆之を然りと爲し、議茲に決し、慶喜春嶽二公は其の決議を齎らして、青蓮院宮に謁し、此議を上る、宮亦之を可とし、前の關白近衛卿の邸に就、青蓮院宮鷹司關白も亦會す、關白は、目下急激の議論天下に充滿すと雖も、皆是會誠忠の情溢るゝ處、其の行は戒むべきも、其精神は嘉すべきなり、關白の職權を以てすと雖も、未だ容易に之を鎮靜すべからず、愈よ攘夷決行の曉は手を下さずして自から收まるべしと、事遂に決せず、然れども幕府は足利先公偶像凌辱事件の如きは、之を黙過する能はずと爲し、守護職たる松平肥後守は其の暴行者を逮捕すべき命令を發するに至れり、左れば壯士に對する戒嚴甚しく、暴行者の搜索極めて嚴重なり、時に京師に滞在して勤王を揚唱する諸藩中、會津桑名の二藩は、其の態度自ら他の純正なる勤王派と異り、時に動もすれば議論相合はざる事ありしが、幕府が暴行壯士の逮捕令を出すに及んで、二藩の態度は次第に他藩と遠かり來れり、此に於て會津藩士は守護職の邸に出入して、壯士逮捕に關する命を受くるに至る。

會津藩は徳川の一門なるを以て、素より純正なる勤王黨に屬すべき筈なく、其藩士

大庭恭平は間諜として勤王志士の間に入り常に形勢を幕府に密告せりとの疑ひあり果せる哉恭平は彼の足利氏の偶像斬首の徒黨を捕ふべき命令を松平肥後守より受け浪士を誘ふて祇園町の酒樓奈良屋に入り頻りに時事を談じ盛んに宴を張り藝妓を集めて浪士等と歡を盡す而して密かに人を松平肥後守の邸に遣はし今斬像の浪士共を集めて奈良屋に在り酒酣にして皆醉へり宜しく速かに來て之を捕縛せられよと報す肥後守乃ち捕卒を遣はして奈良屋を圍ましむ捕卒數十人闖入して上意なり諸君須らく尋常に縛に就ぐべし若し應せずんば幕命に背くの賊子已むを得ず斬て斃さんと放言す壯士等大に怒り天下勤王志士を以て賊子呼はりを爲す何等の不敵者ぞ我等何の罪あつてか縛に就く幕命は何事ぞ汝等こそ天下の大賊なり活すべからずと各刀を抜て起つ壯士と捕卒相格闘して奈良屋樓上一大修羅場と爲る浪士諸岡節齋青柳健之助高松趙之助等重傷を負ふて斃れ仙石佐太郎は幕縛の辱かじめを受くるを潔しとせずして自刃し長尾郁三郎建部健一郎宮田雄太郎三輪田綱一郎長澤真聿等縛に就く守護職松平肥後守は洛内洛外に令じて曰く

攘夷御一決此節御改革仰出され候に付ては舊弊一新人心協和無之ては相成らず候處近來輩下私に殺害の儀有之畢竟言路壅蔽諸有司不行届の所致と深く恐入候次第に付上下の情意貫通致し皇國の御不爲に係り候儀は勿論内外大小の事となく善惡共隠匿せし事共聊憚りなく早々申出べく候忌憚候儀も有之候はば封書にて直様差出可申候又自身聞届候儀も可有之候此布令を發して人心の憤激を防がんと欲し而して又一方に於て浪士の暴行を咎むべき令達を發して曰く

當月二十二日の夜尊王の名義を偽り私意を以て横行に及び三將軍木像を採取梟首致し種々雜言を書顯し候聞へ有之者共召捕候は畢竟朝廷官位の重きを憚からず天朝を輕蔑するの至り宥恕難相成猶吟味の上罪科に處すべく候去りながら精忠正義朝廷御満足幕府亦採用致し候事に候へば聊か心置きなく勵み心得違ひなき様一統急度申聞けられ度候事

此の達文及び浪士の捕縛は忽ち天下の物議と爲り守護職は職權を濫用して誠忠の志士を縛す斯の如きは實に忠義の根源を絶たんとするの政策なるが如し彼の

斬像浪士の如きは其舉稍や暴なりと雖も、其志や實に嘉すべし、由來京都守護職は皇邊の危殆を防ぎ市師の危急に備ふべきの任なり、彼の浪士等の舉動は決して守護職の干與すべき事にあらず、泥んや浪士等は勤王の赤誠激して斬像の擧に出で幕府をして自省せしめんとするの意に出づるに於てをやと志士の議論囂々として起り、松平肥後守の措置頗る不穩當なりといふの議論は、今や將に沸騰して、京師は殺伐の風雲を以て充たさるゝに至りぬ、此時に當て長州の山縣狂介、入江九一の徒志士の間を奔走して濫りに暴擧に出るなきを戒め、自から進んで學習院に至り浪士の縛を宥さんことを請ひ且書を上る、野宮中將、坊城大納言も亦書を奉獻に贈て浪士の罪を速かに免すべきを勸告す、

京都守護職松平肥後守の嚴達布令は大に志士の感情を害し、動もすれば一大騷擾を京攝の間に惹き起さんとするの情勢ありしかば、長藩の入江九一、山縣狂介、土藩の吉村寅太郎等相議して學習院に至り、豊岡大藏卿、東園中將、錦小路右馬頭、勘解由小路少輔、澤主水、正非藏人、鳴脚下、總中川對馬等に面接し、上書して壯士を宥さんことを請ふ、其文に曰く、

乍恐奉欺願候

先般等持院足利氏木像鼻首仕候浪士共召捕はれ入牢仕候段承り及候全體右の者共身を報國の爲めに盡し滯京仕り攘夷の期限を待兼一時も偷安すべからざるに付勇憤の餘り足利氏逆賊を相惡み名分を明に仕度所存より起り候義にて候聊かも私心を抱き候義には無之様愚察仕候何卒大赦仰出され度伏して奉願候若し衣冠の者斬首仕候て朝廷を輕蔑仕候義に相當り大赦行はせられ難く候は、既に昨年大赦を蒙り候者の内井伊掃部頭打取候者有之、掃部頭を打取り候者朝廷を輕蔑致し候心毛頭無之皆々誠忠の者にて全く掃部頭大逆を惡み國家の御爲めに仕候儀に御座候に付朝廷に於て深く高大の御仁恕在らせられ大赦行はれ候御儀と奉存候此度浪士の者共只管足利氏の大逆を相正し候より起り候儀に付掃部頭打取も同様と奉存候我々共愚考仕候には名分明かなる御時節に付如何なる官位を戴き候者にても罪惡有之候者貶黜仰出され無官の者にても忠勤盡し候者は褒賞行はせられ度奉存候左候は、官位を戴き候者は惡事致し勝ちに相成無官の者は忠勤盡し候者も位官を戴く罪惡者に劣り候様成行可

申と奉存候補中將之忠義日月を貫き其遺德今日に至り候ても仰ぎ慕はざるも
のは無之候に付萬世の龜鑑に遊ばされ嘉永年中和氣清磨公へ護王大明神を贈
らせられ候御例を以て出等の御贈官仰出され候様仕度奉存候足利義滿殿恐多
くも太上天皇と慣稱し鹿苑寺に位牌嚴然有之候實に大逆無道一日も天地に容
るべからず候に付借稱位牌御引上げ封爵を削らせられ亂臣賊子を懲らしめ忠
臣孝子を勸め聖明高大の御教道行はせられ天下有志の者感激奮興の至りに堪
へず奉存候彌よ神州の御威光海外に輝き可申候已に夷艦横濱へ闖入仕攝海へ
相迫り候儀計りがたく一日も早く掃攘仕候秋に當り入牢仕日月相送り報國の
志も空しく相成ては彼等の爲め幾重にも歎かはしき事に奉存候に付何卒高大
の御仁恕を以て早々大赦仰出され候様仕度伏して奉冀上候恐惶々々頓首

上州書生 吉村 虎太郎
長州書生 入江 九一
同 山縣 小輔

足利氏の木偶を梟首せしは實に足利が天下の逆賊たるを憤慨せしものにして此

三志士の上書は其の憤慨の餘りに暴行せしものに同情を寄せたるもの、書中足利
の偶像を斬るは徳川の大逆に向て天誅至るを諷せし事を記せざるは、是れ其の幕
府の忌諱に觸れんことを思へばなり、山縣小輔は當時狂介の變名せしものと知る
べし、

二十九、外交漸く多事

英艦來り生麥事件の談判を開かんす || 物情騒然人心恟々 || 諸侯に
警戒を命ず || 將軍上洛 || 春嶽公二個の建白を爲す || 將軍に辭職を勸
告す || 將軍參内 || 政權は依然將軍に任ず || 人心幕府と遠ざかる

國內の騷擾斯の如くして幕府に對し、人心慄たらざるの思ひあるの時突如として
外患は至りぬ固より日本が攘夷論盛んにして、兵力に訴へても屈辱條約を破棄す
べしといふの説は早くも外國に聞へたるべく、當に加之ならず、生麥事件の發生に
對しても英國は日本の罪を糾さんと企てり、時に將軍は二月二十六日を以て上洛
の途に着かんとするや、京師に於ける各藩浪士の氣は荒くして幕府の悠柔を憤り
内憂數ば加はるの時、外患の報忽ち至りて幕府をして大に惱悶せしめしものは、米

國公使ミニストルが幕府に對するの密報是れなり、曰く英國軍艦は五六日を出でずして舳艫相衝み將に横濱に入らんとす、事は彼の生麥事件に關して談判の爲めなりと幕府大に狼狽して將軍上洛の期を早め、十三日を以て江戸を發せしめたり、果然英國政府は東洋艦隊司令官クーパー中將をして其の艦隊を率ひて横濱に入らしむ、英國代理公使ニールは兵力を挾んで幕府に難詰す、時局頗る急なり、將軍既に上洛の途に在るの故を以て幕府談判を延引せんと欲す、英公使は書を幕府に致して曰く、生麥事件の加害者を刑し償金拾萬磅を出し、被害者扶助料として壹萬磅を進致すべし、若し聞かずんば已むなく兵力に訴ふべしと、三月八日を期して決答を促す、將軍不在中江戸留守居尾張大納言徳川茂徳公、此の要求書を見て大に驚き事の急なるを恐れ、必ず兵端を開くの已むなきに至るを思ひ、婦女をして先づ江戸を引揚げしむ、爲めに邸内騷擾、江戸の人心大に動搖す、大納言は閣老及び在府の諸侯を集め、緩急を警告して曰く、英艦神奈川に入り談判急なり、應接の如何に依ては勢ひ兵端を開くに至らん、各自此際身命を抛ち多年の恩澤に報じ、決して不覺の態度を取るべからずと、人心益す恟々たり、斯くて幕閣は將軍不在の故を以て決答を

遷延し、審かに狀を具して在京の幕閣に致し、其の指揮を待つ、然るに在京幕閣の回答要領を得ず、只將軍歸府の日を待たしむべしといふに在り、京都の幕閣英艦來迫の報を得るや、之を朝廷に伺ひ又諸侯に諮るも一に攘夷の論鋒銳盛にして、英國要求事件の如きは耳を傾くる者なし、一橋慶喜松平春嶽の二公は、京都鹿兒島藩の留守居を召し云つて曰く、英艦生麥事件の爲めに來寇す、其の齎らす處の要求は第一償金を出すべき事、第二は其の加害の責任者たる島津三郎の首級を差出すべき事、第三は若し此の兩條を容れずんば軍艦を薩州に廻して島津氏を撃つべしといふに在り、此際貴藩に在ては宜しく相當の準備を爲すべしと、薩邸乃ち急を其の藩國に報ず、島津三郎侯未だ其の報の至らざるに先ち、京攝の形勢我意と違ふを以て既に上京の途に在り、三月十四日に至て着京す、是れより先き朝廷は早や開戦の已むなきを覺悟し、在京諸侯に令して各歸國して以て其の受持の警戒及び海防の用意を爲さしむ、毛利世子公に對しては特に朝命あり、兵端の開始は到底免るべからず、英夷撃攘の準備として、兵庫を固むべく、而して歸國の上更らに其沿海を警戒すべし、又歸國の上は銳精の武士を撰んで特に京師の守備に充つべしと、此に於て長藩

の京邸吏員は會議を起し、其の決議を以て、在萩の慶親公に批令を請ふて曰く、英夷近日兵端を開き、攝海へ渡來するも計り難し、朝廷よりは特に世子公に兵庫御座所の用意を命せられ、又一度歸國して藩地の海防準備を爲し、且つ銳精の士を選擧して京師の守備に充つべしとの聖旨あり、親兵の設置に關しては、曾て公より建白の在りし處、然るに未だ此の定めなしと雖も、今日の場合最早此の制を定むるに暇あらず、宜しく精銳の士を拔で親兵と爲し、以て朝廷に貢獻せらるべしと、此に於て京詰銳兵七十四人を上し、又學習院御用掛の諸士を京都に止めて事務を處理せしむる事と爲りぬ、是れより天下亂れて麻の如く、神州の危機は旦夕に迫る、手を翻へせば雲と爲り手を覆へせば雨と爲る、宇宙の機軸只夫れ我自在のみと、傲然天下を睥睨せし故英雄の一代や、實に憐れならざるなし、心膽を盡したる建設事業も數世ならずして、燼灰に歸す、一盛一衰誰か人事の常と知らざらん、參勤交代、夫人江戸詰の制度は、克く諸侯の叛謀を防ぎ、造船の禁令、藩費の徒消は、克く風潮を壓したり、是等の政策は、徳川氏が源氏鎌倉幕府以來の治亂興廢に鑑みて、殆ど間然する處なき鎮壓策にして、十五代の平和を繋ぎたる所以なりといふと雖も、而かも亦

抑壓の極まる處遂に反撥なきを保し難し、歴代の將軍が華奢榮傲を極め、千代田城與美人の膝に太平を謳歌せる間に於て、民心は久しき抑壓に堪へ兼ねて、事あらば其の憤懣を漏らさんとするの勇氣を潜養し來り、俠客の民權主張と爲り、文士の諷刺、卑史と爲り、論客の政談となり、幾多の方面より一時に襲ひ來れる風潮は、皆是れ徳川に對する敵對行爲ならざるはなし、徳川幕府の末年や、此の如き悲境に遭遇す、其の運命亦知るべきなり、今や家茂將軍漸く長すと雖も、未だ政務の得失を知らず、閣老専ら天下を擅まゝにし來れる結果は、内憂と外患とを并せ招くに至る、多難なりし文久三年の二月、英國軍艦横濱に集注し、生麥事件の談判漸く煩はしからんとするに際し、將軍家茂卿は既に上洛の用意あり、英國公使は三條件を具して將軍の決答を迫る、此際將軍の江戸に在るは策の得たるものにあらずと爲し、閣老等は將軍の上洛を急ぎ、二月十三日を以て江戸を發す、閣老板倉周防守、水野和泉守、參政稻葉兵部少輔、田沼立藩之に隨ふ、水戸中納言は後れて十六日江戸を發す、將軍は三月四日京師に着す、諸侯の歡迎頗る盛んにして、二條城に入る、時に京師の形勢頗る殺伐にして、各藩の態度亦以前の將軍家に對するものにあらず、志士は頻りに

放論して幕府の悠柔を罵る朝廷自から雄藩に親み志士を撫して國家の危機を回復せんと欲す幕府の武威甚だ振はず武政兩權を併せ得たる幕府の意氣や今如何に一橋慶喜松平春嶽僅かに人望を繋いで政務の改革を爲し國事を斷せんとすといふと雖も大勢は既に朝命に歸して亦幕府あるを知らざるに似たり春嶽公此の狀勢を見て思へに堪へず是れ實に政令二途に出るが爲めなりとし先きに傳奏に面して幕府政權を全く朝廷に奉還するか但しは諸藩の統御及び國家の事令舉げて之を幕府に任ずるか此二途其一を擇ぶにあらすんば現下の騷亂は鎮定し難く國家の危急は救ひ難しと建議する處あるも紛々擾々たる世潮は遂に之に耳を貸すものなし春嶽公今は餘義なく意を決して將軍をして政權を奉還せしむるに如かずとなし將軍の着京翌日二條城に至り家茂將軍に講して京師の現狀を陳じ將軍の職を辭せんことを勸告して曰く今や天下騷然として政令亦揆一なし民心歸向に迷ふて定細を失ふ朝廷は志士を撫し諸侯を近けて以て直接に令を下す幕府は名ありて其の實なきに似たり然るに幕府の右せよといふ處朝廷之を左せよといふが如きあらば是れ實に幕府の威信を失墜するものにして勢ひ自滅に免れざる

るに至らん今の形勢は天下殆ど將軍の存在を認めざるが似し是れ政令二途に出るの弊なり最早大勢の趨る處如何ともすべからず大厦の倒れんとする一手の能く支ふべきにあらず臺下願くは此の趨勢を察し政權を朝廷に奉還せらるべし到底此の儘にして上陛下の辰襟を安んじ奉り下萬民を塗炭に救ふ事は得て遂ぐべからずと言々切實にして忠諫なり然れ共閣老は尙政權に執着して之を放つを欲せざりしなり

春嶽公は將軍に辭職を勸め慶喜公は朝廷に上書して庶政を擧げて幕府に委ねんことを奏す朝廷之に答ふるに幕府の政權從來と變る事なきを以てす然れども事實に於て政權は次第に幕府を離れんとするの形勢あり是れ幕府が無能にして悠柔なるの致す處ありと雖も一は亦時勢の然らしむる處に屬す朝廷敢て幕府の政權を剝んとするの意なきも志士は幕府の政令を待たずして朝廷の勅命を願へり是れ勤王なる新文字が天下を奔馳してより幕府を以て王事を怠り國家を愆まるものなりとの觀念を興へたるが爲めに幕府の命に従ふものを以て勅諭に背くの賊なるかの如く思ひ所謂正義の士と呼ばるゝものは皆幕府の命に耳を傾けずし

て、一に朝廷の勅發にのみ心を寄するに至りたればなり、幕府も亦決して勅諭に反
 き朝廷に弓を引くの考へはあらざりしも、勤王派と唱ふる志士が幕府の悠柔なる
 措置を憤りて之を疎外し動もすれば危難を加へんとするを以て、正當防衛的に之
 に對して鎮壓策を施すに至り、自然の勢ひとして遂に幕府は朝敵なり非勤王主義
 なりてふ觀念を興ふるに至りしものなり、併しながら實際に於て閣老等は政權を
 私し外夷を恐れたるの結果として出來得べくんば勅諭を奉せざらんとしたるも
 のなるが如し、勤王佐幕の兩派を生ずるに至りしも亦已むを得ざるなり、
 三月七日將軍家茂卿參内す、小御所に於て拜謁仰付けられ天盃を賜ふ將軍書を上
 つりて庶政專任の辱けなきを拜し、其の政務の失態及び不行届あらば之を指摘し
 て勅諭を給はらんことを請ふ、天皇更らに勅書を賜ひて君臣の分を正し、攘夷の實
 を舉げんことを命じ、且つ各藩に其の旨を布達すべきを命ず、勅書に曰く、

征夷將軍是まで通り御委任遊ばされ候上は彌々以て欲慮遵奉君臣の名分相正
 し、閩國一致攘夷の成功を舉げ人心歸服の處置可有之、國事の儀に付ては直ちに
 事柄により諸藩へ御沙汰在らせらるべく候間兼て御沙汰成しおかれ度候事

此の勅書を拜したる將軍は各藩に令して庶政は従前の如く幕府に一任あるを以
 て、百の政令皆幕府の發布に待つべく攘夷の事亦幕府の指揮に従ふべき旨を告ぐ
 然れども天下騒然として更らに之を聞くものなく攘夷の勅諭既に出づとの勵聲
 は激げしく耳に響くも他は志士の耳朶に向て微動だも興へず、勤王一片邦國に報
 ぶるは此時に在りと、腕を撫して躍然蹶起、京攝に集るもの幾百千、然れども英艦既
 に江戸に迫るの報あるに至て、各藩は各々其の藩地の海防に努めざるべからざる
 を以て、夫れく其の任地に歸る、將軍は沿岸海防の弛張に就て注意せざるべから
 ざる事と爲り、沿岸巡視を爲す、時に毛利元徳公は兵庫の海防に斡旋し、父君慶親公
 は萩の沿岸を戒む、越ヶ濱砲臺建築の事あり、時に斯の如き天下の形勢を見て却て
 國家の憂と爲し、京師に向て一大警告を興へんとするものは誰れぞ、是れぞ薩南の
 傑物島津三郎侯なり、三郎侯が急行上京して如何なる事かを奏す、其の結果は果し
 て如何なる影響をか興へ、天下の形勢は後に至て如何に變動するか、是れより有爲
 轉變の天下と爲りぬ、

三十、薩長の間彌よ疎なり

二七〇

薩長の暗流 || 兩藩の感情衝突 || 島津侯上京 || 攘夷尙早建議 || 建議は用ひられず

文久年間幕政大に衰へ天下既に幕府の頼むに足らざるを知て、他に勇藩の指導を待つの時と爲るや、二個の暗流は此際に於て相衝突し、遂に激して二個の勢力と爲つて分岐せり、是れを何とか爲す、一は長藩にして一は薩藩なり、此二藩の行動は天下の耳目を傾動せしめ、二藩の發聲は所謂志士に對するの號令なりしなり、二藩は時勢の救済者たるべき責任を負ふて起てり、然れども議論相岐れて一致せざりき、薩も長も均しく勤王の大義を唱ふる事に於て相異はなきも、長薩は浪志士の意を迎へて急激なる攘夷論者たり、薩藩は慎重の態度を取れるが如くにして攘夷尙早論者たり、併しながら薩州と雖も決して佐幕主義にはあらず、只其の時を見る事に於て薩長相異なるは此間多少の感情衝突なきにあらず、當時の薩長は慥かに天下の二勢力にして、兩者は時勢に投じ風雲に乗せんことを競ひたりしが如し、在野に於ける薩長の勢力相岐るゝと、同時に朝廷に於ても亦自づから薩派、長派の二流あ

るを見る、近衛前關白中川宮等は薩派にして、鷹司關白三條中山の諸卿は長派なり、近衛卿の關白時代は則ち薩藩の勢力天下を風靡したりしも、鷹司卿の關白と爲りてよりは長藩の勢力朝野を壓するに至れり、文久三年前半の時代風潮は最も急激なる攘夷論を驅て人心頗る急奔しつゝ、あるを以て、攘夷なる語は一種の目的を果達すべき必成の言葉の如くに聞へ、若し之を尙早しと唱ふる者あらば是れ悠柔にして不斷なるものとせられたりき、斯る風潮に順帆を揚げて、進せんとするものは實に長藩なりしを以て、當時毛利公は救世の明神と仰がれたりき、始め薩藩の議論時を得て着々世務に成功せし時の勢今は漸く失せて、將に天下の人心は長州に一致せん、とす、功名の天旗は薩藩より取り去られて、長州に移されんとす、此に於てか、兩藩感情の衝突を免れざるに至れり、

始め島津三郎侯大原勅使に副して江戸に入り、幕府政務の刷新を圖る爲め、一橋慶喜公を後見役とし、松平春嶽公を總裁と爲すべき勅命を傳へて幕府をして之を諾せしめ、遂に之が實行を見るに至りしに、後ち毛利公上洛してより、世子公は勅命を奉じて幕府に勸告すべく、江戸に至り、三條勅使を扶けて遂に幕府をして攘夷を奉

二七一

せしむるに至りたる其功は島津氏の内政革新案に成功せしより以上の人氣問題に成功したるものなりと云ふべし、朝威を籍りて幕府に迫り威權赫々たりし幕府をして辟易たらしめば島津侯が先登一の功名なりしが毛利公がより以上の威迫を幕府に致してより以上の攘夷遊奉なる成功を得たるは島津侯をして聊か嫉妬の念を起さしめたらんか加ふるに毛利元徳公が始め江戸に着せし時第二回目の大原勅使猶滞府中なりしが元徳公の奉勅事項中に伏見事變の一條あるは薩藩の感情を害するものなりとして大原勅使は勅命と偽りて猥りに勅文を改竄せし事顯はれ大原卿は免官となれり是れ亦島津侯の感情を害せし處なるべし而して今や朝廷は擧げて長藩の味方と爲る京師の形勢全く長州に歸し天下の志士は毛利公を中心として勤王の名分を云爲せんとするに至りしかば島津侯如何でか之を默視し得べき島津派の公卿が飛狀に依て急行し來りたるも形勢全く長藩の議論に歸して最早如何ともすべからず攘夷尙早の建議を爲すも世は之に耳をかさず快々として遂に京師を去るに至りし島津派の無念や如何に然れども有爲轉變の世何時までも同一の形勢を保つものにあらず昨は島津氏の全盛時代今は化して

毛利氏勢力時代と爲る何ぞ明日又島津氏の得意時代と爲らざるを必せんや兎も角も茲暫くは毛利氏天下に號令せんとするの勢ひあるを見るべし然れども異日七卿西下長州征討の如き非運は既に此の時に胚胎し居りしものと知らざるべからず薩長の感情衝突結んで解けざりしは他日長州の禍を招致するに至れる基乎島津三郎侯は毛利元徳公の周旋に據て幕府遂に攘夷斷行に決し將軍は攘夷期日の勅命を奉ずる爲め上洛する事に定りたりとの報に接し大久保市藏を京都に遣はし近衛前關白に書を上りて將軍上洛の延期を求む其の論する處は攘夷は容易ならざるの難事なり國內の政變未だ修らず人心離散して歸向一致を缺く加ふるに天下騷然たる爲めに物價騰貴して細民困苦す此の場合に於て事を擧ぐるは我國の不利益なるのみならず列藩の海防準備は恐らくは未だ至らざるべし何を以てか外夷の銳利なる戰器を以て來寇するを防がんや須らく先づ内國の治を完全にし人氣を安めて物價を復し列藩沿岸の海防を充實して而して後に事を擧ぐべし今之を急ぐは國家の危急之より甚しきはなし依て將軍の上洛を延期あるべしと近衛前關白は應司關白と協議する處あるも他の諸卿更らに三郎侯の建議に耳

を傾けず大久保市藏は更らに江戸に至りて事を陳するも時既に晚し、近衛前關白竝に中川宮は書を島津家に飛ばして三郎侯の上洛を促す依て三郎侯は急勿薩藩を發して三月十四日京師に着したり、直ちに近衛前關白の邸に至り、京師の形勢竝に江戸に於ける英國公使談判の急なるを聞て一驚せざるにあらず然れども今は開戦すべき時にあらずと爲し攘夷延期を主張す、中川宮應司關白、一橋慶喜、松平容堂の諸卿公皆會して之を議す三郎侯大に時務を論じて今の攘夷は輕卒なりとし十數ヶ條の意見を建議す曰く

- 一、朝廷幕府の存在を認めず、後見總裁職を奴隸の如く待ち浮浪士の暴説を信じ又浪士の暴行を咎めず朝憲爲に行はれず幕令開かれざるは亂世の基なり
- 二、暴説を信用する廟堂の上司は速かに退隱し浮浪士は幕府の處置に任すべし
- 三、中川宮近衛前關白中山正親町三條等従前の如く復議せしむべし
- 四、大原卿宥免すべし
- 五、天下の大政擧げて將軍に一任すべし
- 六、毛利父子の處存何の邊に在るか一橋後見より質問あるべし

七、無用の諸侯をして歸國せしむべし

八、主家亡命の者信用すべからず

九、神宮御守衛は近國の大名へ命せられたし

十、主命の外猥りに各藩士に面會せらるべからず
 列席の諸卿公は之れに對して贊否の一語を發せず、三郎侯の建議は遂に廟議に上るに至らずして徒爲に屬せり、時に在京の志士は生麥事件が國際の問題と爲りたるは却て攘夷斷行の機會を與へたるものなるに、島津三郎侯が攘夷尙早を唱ふるは頗る矛盾せりと爲し、且つ生麥事件の爲めに我國に一步の阻みを與へたるは、薩州の過失なりと論じ却て三郎侯を非難するに至れり、侯其の意見の行はれざるを以て快々として娛します、殊に生麥事件談判の結果として薩州沿岸の砲火を免れざるべからざるの形勢あるを以て、朝廷及び幕府に上表して四月十八日京師を發して歸藩の途に就けり、其の上表の要は、皇國の危急且夕に迫る、此場合に處すべきの策獻言せしも採用せられず、無用の小臣滯京するも既に要なし、攘夷の決議動かすべからずとせば薩州の如きは第一着に國防の要に當るを以て急勿歸國すべし

我藩に對する讒言紛々として沸騰するものあらんといふに在りて、聊か意味ありげなる怨言を漏らせるもの、如し、當時京師の狀勢は勤王の中心として長藩を繞圍し、天下の忠義は長州を除て殆ど他にあるべからずといふ程の有様なりしかば、島津三郎侯の議論に對しては志士の間にも少しも耳を傾くるものなかりし、

三十一、國情多難

外交の危機 || 將軍攘夷を列藩に宣す || 春嶽公免職 || 長藩志士海防建議 || 有司の意見を叩く || 毛利公舉藩一致を試む || 開服川意と物價騰貴 || 高杉刺髮東行と號す || 中山侍從京師を脱し萩に入る || 志士警司邸に迫る || 東行の攘夷意見と海防意見と周布の批判 || 酔ひに乘じて志士を試む

英國東洋艦隊司令長官アドミラル、グーバーは艦隊を横濱に集め、英公使は三月晦日最終の照會書を幕府に致し、決答の期を限るに二十日を以てす、其の談判の要は東禪寺事件未だ局を結ばざるに、又も生麥事件あり、御殿山放火の事あり、而して幕府は更らに英國に對して何等の謝罪を爲さず、我英國は疊きに兩都兩港の開市の期限を延ぶるを諾し、勤めて厚誼を表す、然るに日本は全く之に反するの行動を爲

す事斯の如し、幕府の誠意果して何の邊に在るか疑ひなき能はず、宜しく謝罪書に償金拾萬磅を出し、更らに加害者を處刑し、被害者に對して貳萬磅の損害賠償を爲すべしと、江戸留守居の關老等、大に狼狽して急を京師に報ずる事頻りなり、此に於て一橋慶喜公參内して、英國との交渉事能頗る重きを以て、將軍歸府の期を早めんことを奉請す、然れども攘夷期限に付、將軍未だ確答せざるを以て、其の歸府を允さず、朝廷は頗る強硬の議を持ち、英艦我國に向て談判ありて來らば、我れより勞して横濱に至るの必要なし、宜しく英艦を攝海に招き、斷然其の要求を拒絶すべき旨を答へよ、若し彼れにして諾せずんば、速に開戦すべし、抑も京攝近海の守備に就ては將軍自から之を指揮せざるべからず、然るに事既に切迫の今日に至り、京攝の守備を後ろに見て、悠々歸府し、猶外夷と接して談判せんとするが如きは、一國を預る征夷大將軍としては、其の措置甚だ當を得ず、此際君臣一和舉國一致を以て外敵に當らずんば、到底攘夷の事麻ち得べからず、若し將軍にして歸府せんか、東西相離散して自然間隔を生じ、情意通せずして、遂に事は危きに瀕せん、須らく英艦を攝海に招きて要求拒絶を宣告すべしと、慶喜等此の朝命に接して如何ともする能はず、遂に

關老水野和泉守は攘夷の命を列藩に傳ふるに至れり其文に曰く

攘夷の詔御奉戴に付早々拒絶の應接に及び外夷承服不仕候節は速かに撃ち拂ひ候様仰出でられ候間一同厚く相心得御國の辱恥と相成らざる様忠勤を抽んでられ度候事

斯くて將軍は歸府する能はざるを以て水戸中納言慶篤公を以て關東守衛と爲し之れに歸府を命じ將軍に代て事を視せしむ松平春嶽公は時勢の日に非にして自己の意と反するを以て居るに堪へず辭表を提出し其の允許を待たずして國に歸る幕府其の專恣にして無責任なるを責め遂に政事總裁の職を剝ぎ逼塞を命ず其の政治總裁と爲りてより辭表を提出する事茲に三回に及べり

將軍歸東期の切迫するや長藩京邸に在る桂小五郎杉德輔清水清太郎寺島忠三郎久坂玄瑞入江九一山縣狂助時山直八等相會し攘夷の準備に關して幕府をして宣布せしめざるべからず明日將軍歸東すとせば爾後の京師は誰れの命令に依て守衛すべき我藩公は遠く萩に在り世子公亦暇を得て兵庫に在り兩公在らずと雖も國家の大事傍觀すべきにあらず豫て世子公と協議したる大方針は我藩論なるを

以て假令ひ公の不在中に於て之が實行を爲すも敢て不可なげんど小五郎固より不同意を唱ふるものにあらざれども先づ之を朝廷の御方に謀るを得策とせんと思ふるや一同之を然りと爲し乃ち海防に關する十二條の意見書を造り之を建議するに決したり其の要左の如し

攝海々防意見

- 一 大阪御城外曲輪御修復淀川筋を御城内へ取込み豊公の規模一倍豁大に相成候様仰付られ四面共砲臺築造砲數十門御備置の事
- 一 近江美濃丹波其他海岸無き國々之人數殘らず大阪へ出張仰付らるべき事
- 一 尼ヶ崎岸和田兩城は坂羽裂には有り掛りの城より外へ押廻し新規に壕を掘り砲臺を築き都合坂城の規制に倣らひ攝州之人數は尼ヶ崎へ泉州の人數は岸和田へ籠城の事
- 一 八幡山崎保塞御取建の事
- 一 堺へ大砲二三百門掛りの砲臺急に御築かせ和州の人數出張仰付けらるべき事

- 一、和田岬へ八稜城を築かせ海岸なき國より人數出張仰付けらるべき事
- 一、安治川木津川口より山崎八幡の堡塞まで砲臺連續に築造仰付けらるべき事
- 一、兵庫堺の町人共急に京都へ妻子引連立除き候様御沙汰候事
- 一、紀州阿州淡路三ヶ所へ堂上方御一人御下向右家々の守備御見聞委細圖面を以て叙聞に達せられ度事
- 一、沿海の國々土着の士民を以て其地利に據り戰守之策を建て候て奔命に勞せざる様仰付けられ度事
- 一、兵庫堺其外船掛りの宜しき港々へ軍艦を繋ぎ置き候様仰付けられ度事
- 一、將軍御歸府にては神州腹心の京師空虛に相成御備は決して相立ち申さず候是誠に神州安危存亡の境に付今一應朝議在らせられ候様志士一統懇願する處に候尾紀水三家の内滯京候共萬端の號令將軍家御同様には決して行届兼申べくと奉考候神州の御爲の獻言仕候儀に御座候に付何卒開食し分られ度候以上

三月二十二日

此の建議書數通を作り、一は清水清太郎之を携帶して學習院に、一は佐々木男也之を携帶して中川宮家に、一は寺島忠三郎之を携帶して三條家に、一は杉徳輔之を携帶して姉小路家に赴き、各之を上まつる、更らに桂小五郎は之を携帶して兵庫に至り、世子公に謁して其の上書の趣きを申報す、斯くて志士等相携へて鷹司關白の邸に到り、右の建議採用あらんことを求め、其の採用あるに於ては、將軍の去留を如何にすべきか、朝議の決する處を聞かんと迫る志士の意氣頗る昂り、朝廷の決答を得ざれば關白邸を退かずと稱す。

英艦の警報頻りに京阪の間に傳はり、在京阪の諸侯邸よりは時々刻々其の警報を各々其の藩地に飛報するを以て、各藩の人心甚だ安からず、長藩に在ては、若し幕府にして悠柔事を斷ずる能はずんば、我藩率先しても攘夷の舉に出でざるべからずと爲し、萩の海濱越ヶ濱に臺場を築くべき急工事を起す時に慶親公心潜かに思へらく、若し我藩にして外夷の海軍と戦はざるべからざるに至らば、士と云はず農と云はず、商工と云はず、苟くも防長二州の民たる者は舉げて兵と爲り、以て軍事を助けざるべからず、米麥金錢は素より老幼男女各其の分に應ずるの軍務に服し、舉藩

一致の力を以て之を拒にあらすんば能はざるべし、我藩下の四民にして果して此の忠實なる心あらば、我藩は率先して國家の犠牲と爲るべし、我二州の四民皆克く一致して君國に盡すの誠あるや否を試みん爲めには、老幼男女を問はず、非常事の勞役に服せしめて、其の忠勇の程如何を見るに如かずと、乃ち令を布て萩城下の民は老幼男女を問はず、越ヶ濱の砲臺建築に義務として加勢すべしといふや、城下全部の士農工商は男は素より女子も老人も幼者も其の力相應しき荷いを持して、土を運び多くの勞力に堪ふるものは掘穿築堤などの役に服す、町家の子女が未だ會て試みたる事もなき土を荷ふの勞役に従事す素より其の堪ふる處の勞力は極めて微なきが故に其の各人が運ぶ處の砂量も亦僅少なるべしと雖も、塵も積れば山と爲る、萩城下を擧げて幾萬の老幼男女が持ち運びたる土は、忽ちにして恐るべき堆量と爲り僅か十數日にして越ヶ濱全體に涉る砲臺は落成したり、而かも民間少しも不平の聲なく藩公の徳を頌し其の忠誠を謳歌し、其民としては猶國家に盡す事の足らざるを思ふのみ茲に於て慶親公大に満足し、此の如く擧藩一致以て軍國の事に當らば、縦し外夷と開戦するとも恐るゝに足らずと、大に意を強ふして益す

尊王攘夷の主唱を高むるに至れり、

時に長府藩に在ては、前田に砲壘を築かんと急施の工事を起し忽ちにして落成す又軍糧其他の運輸基地は勢ひ馬關と爲るべきを以て、長府侯は馬關物品問屋組合に命じて東西南部町の海岸を埋立て以て陸上げおろしに便ならしめんとし、埋立工事を起さしむ、固より一は軍事上の必要あるを以て其の工費の一半を補助せり(即ち従前の案定地也)又他の各支藩は人夫を遣はして萩砲壘前田砲壘の築造に助力せしめて擧藩一致の誠を表す、斯くて海防の用意既に成れり、士氣大に振ふて殺氣滿つ、斯くて英艦の警報は日に急にして何時事の起らんも知るべからず、風雲暗澹として不穩の狀勢あり、幕府は令を發して諸藩に米糧の用意を爲さしめ、又若し開戦の曉に至らば海上運輸甚だ危険なるを以て運輸の途絶へ爲め、に京師に米麥の缺乏を來すが如きあらば容易ならざる事なりと、大阪及び京都の倉庫に米を貯へしむ各藩は軍用米を積み、京阪は貯俵す、爲めに米價は大に騰貴して長藩の民苦しむ、藩公施米を出して之を賑はす、時に馬關物品問屋組合は、貧民救助に盡力して功あり、松下塾の腕白者、長藩の一剛漢、後に奇兵隊の隊長として、關門海峡の攘夷戦、小倉の

陸戦に於て、勇名を天下に擧げ、薩の西郷吉之助と巖流島に密會して、多年紛れて解けざりし薩長の感情を、洒然として硯海の波に洗ひ去り、薩長の融和を圖りたる高杉晋作は、先きに清國上海に遊んで歸朝し、父高杉小忠太が直目付たるの重役あるを以て、相當の藩吏たるべき地位を有すべかりしに、時事に感ずる處ありとして、自から亡命し、久坂玄瑞等と共に過激黨に與みしたりき、毛利元徳公は晋作を諭して、歸郷せしめ、學習院用掛を命じ、中村九郎桂小五郎等を輔佐して、藩務に盡さしめんとするも、晋作は之を潔しとせず、遂に公に請ふて十年の暇を請く世子元徳公、晋作の非凡なるを見て、暫く其希望を容れ十年の閑を與へて國事に盡すべきを諭す、晋作是れより剃髮して名を東行と改め、黒染の法衣を纏ひ念珠を手にす自から詠して曰く『西へ行く人を慕ひて東行く我心をば神や知るらん』と、人未だ其の歌の意を解せず、晋作が剃髮せし心事亦那邊にあるか、今日に至るも未だ之を知るべからず、晋作の未だ剃髮せざる以前に在ても、元徳公江戸を去て上京せる時、之に隨行を命ぜられたるに肯んせずして、江戸に留り、絲竹に放浪す、元徳公深く晋作の異彩あるを奇とし、必ず國家有事の時に當て有用の人物たるを信じ、志道聞多(非上)をして親

書を齎らして之を招く、晋作漸く上京したりと雖も、更らに其の官職の任務に服せず、遂に暇を乞ふて僧と爲る、其心事は晋作死に至るまで終に人に語らざりしを以て今に之を詳かにせず、只周布政之助が自己着用の甲冑を晋作に贈りたるに晋作之に『余將に東行せんとす、周布政之助贈るに此の甲冑を以てす、他日攘夷の戦あれば之を着して討死せん』と書せり、之を以て考ふれば、周布と高杉との間に何等かの默契ありしを知るべし、其れより晋作は江戸に至りぬ、後長藩の志士皆馬關に集り、攘夷王事に従ふの時、晋作猶歸藩せずして、江戸に止まる、第五回の馬關戦争後に於て始めて馬關に下り、奇兵隊を組織したりしなり、

此の一怪兒が何の意ありてか、厭世を裝ふて、輻衣行脚東行するの時、國家は益々多難にして、長藩は國國の大事を背つて奮然起たざるべからざるの時勢と爲り、俊傑穎才を欲する事極めて急なり、固より周布政之助、中村九郎、桂小五郎の徒政務に參し野には久坂玄瑞、入江九一、山縣小輔、時山直八の輩ありと雖も、一人の晋作なきは亦以て長藩の憾とせし處なりき、時運の機軸は回轉して休まず、國論は日一日と急激に、時勢は刻一刻と皇國の危機に向て進みぬ、幕府は頻りに畏怖的心情に襲はれ

て果斷に出でず、朝廷は切に皇國の前途を憂へて、一大鐵槌を採るべき者を求むる事急なり、志士は毛利公を擁して此際忠君愛國の素志を貫かんと迫り、長藩は時勢の風潮に驅られて餘義なく起たざるべからざるの地位と爲りぬ、程によらば幕府の命令を待たず各藩の行動を頼まず、單獨に出動せざるべからざるに至るも知るべからざるの勢ひとなれり、斯る關西の形勢を見ながら關東に遊ぶ高杉東行の心事や如何、渠れは長州の決意、斷行を見ては、遂に之に投せざるを得ざるべき多血の性格を有す、而して渠れが一度び動くや、震天動地鬼神をして泣かしむるの奇抜あるべし、而かも渠れは日に急なる時勢を静見し、輻衣に鋒鉞を潜めて更らに現はさざりしなり。

侍従中山忠光卿、廟論協はざるの故を以て心平かならず、京師を出奔して大阪に至らんとするの時、途に久坂玄瑞入江九一に遇ふ、玄瑞等甚だ之を訝かり何の爲めに大阪に往くやを問ふ、忠光卿答ふるに實を以てせず、玄瑞等卿と共に大阪に下り長藩の邸に入る、玄瑞九一の兩人忠光卿に向て、云つて曰く、我等微賤なりと雖も、身は皇上に捧げ王事に盡さんと欲するものなり、何の忌憚する處ありてか、公其の意中

を我等に秘し賜ふや若し朝廷何事か不和を生じ廟論の一致を缺くが如き事あらば、此際山々しき大事なり、如何に〜と膝を進めて問へば、忠光卿徐ろに口を開て曰く、卿等の忠誠義奮は余夙とに之を知る、何ぞ余が心事を語るを憚らんや、只邊りに人あらんを恐る、願くば各室の戒警を爲せと、九一乃ち起て各室を見廻り他人を遠けて侍従の氣を安んず、侍従語て曰く、幕府が尊王攘夷を奉じたるは、未以て誠意の奉勅と見るべからず、幕吏は切りに大樹の歸府を請ふて止まざる所以のもの、英國の感情を害せんことを恐る、が故なり、既に事攘夷と決せば何を苦んでか外夷の歡を買ふの必要あらんや、思ふに幕府は容易に外夷を攘ふべからざる密約を結び居るものならん、果して然りとせば將軍は攘夷斷行の舉に出る能はざるべし、今や英艦既に我れに迫り事端頗る急なり、此場合に於て悠柔不斷に曠過せば、事は遂に機を誤り國家の厄難復た救ふべからざるに至らん、故に余は大阪に在りて義兵を糾合し以て大に天下に訴んと欲す、若し志を得ざれば九州に落ちんと玄瑞九一之を聞て頗る其の氣慨に感ず、然れども事を擧ぐるの甚だ危きを慮り、若し幕吏の爲めに之を悟らる、あらば不慮の苦痛に陥らざるべからず、願くは公我藩に到

り以て暫く時の到るを待ち玉はんことを我藩の志士は天下に率先して義兵を擧ぐるの覺悟あり然れども朝命の重きを荷ひ輕忽に事を起さば却て天下の同情を失はん兎も角も我藩公今は萩に在り暫く公萩に到りて藩公と語る處あらんことをと切に忠光卿に懇めて大阪より船に乘らしめ入江九一之に従ひ姿を長州藩士に裝て九一と共に富海港に着す其れより海路風波甚しきを以て陸路萩に到る先づ前田孫右衛門の家に宿す九一登城して慶親公に謁し事の始末を語る公乃ち吏員に命じて諸件を供給せしむ其條項左の如し、

- 一、花の江茶亭を以て旅館に充つべし
- 一、時々牙城に來て學習院事件を談ずるあらば公之に對談し老臣及び藩政府諸員も其席に陪して議を盡すべし
- 一、牙城に於て對談は大廣間とす
- 一、藩士三人を日夜從衛たらしめ外行の時も必ず從はしむべく中間の者四五人を厨房其他の使用に供すべし
- 一、外向出行の時は押へ中間を附すべし又藩内へ令して無禮なき様注意せしむ

べし

一、侍醫一人を以て用掛りと爲す
 優遇禮待至らざるなき藩の取扱ひに忠光卿も大に満足し玉ひき又藩に在ては無斷に公卿を擁陰するも或は朝廷の忌諱に觸るゝも知るべからずと爲し藩政總務村田次郎三郎をして朝廷に上申せしめ中山侍從下藩の顛末を報じ以て朝廷の感情を害するなからんことを稟請せしむ忠光卿數ば牙城に入て慶親公と會談す公は卿の談に依て京師の事情を審かにし幕府の不斷なるを知れり然れども公の慎重なる決して輕忽に事を擧ぐるを好まず名分を第一とせるが故に幕府の信義をも失はざらんことを欲せり然れども幕府にして勅諭に背き國事を怠るあらば萬已むなく皇上を擁して義兵を擧げ以て一面幕府の罪を問ひ一面攘夷の謀を繞らし以て大に爲すあらんとせり
 又志士等朝廷の各有志に建議書を提出し其の貫徹を圖らんとして關白邸に詰め掛けんといふものあり然れども此際餘り過激の舉に出で却て藩公の怒りに觸るるは不可なりとし先づ事を麻田公輔(周布の事)に謀る公輔之れに同意を與へて關白邸

に至るべきを恐む、高杉晋作東行と改稱して猶京に在り志士等と共に行動せんことを望む、東行公輔に請ふて曰く、僕既に輻衣の僧と爲る佩るに名刀なし願くは一刀を贈れよと公輔起て奥座敷に入り、大なる一刀を提げて出づ、刀装の金具に一畫三星の徽章を刻するは、正に是れ藩公よりの賜ものなり乃ち鏝を以て其の徽章を磨殺し、之を東行に授けて曰く、行け大に往け余も亦面を覆て卿等の後に繼ぐべし、衆皆公輔の粗豪なるに驚き、勵まされて即ち發す、其の面々は寺島忠三郎、瀧彌太郎、福乙之進、玉木彦助、時山直八、杉山松助、堀真五郎、野村和作、有吉熊二郎、中村芳之助、杉山初之進、吉田榮太郎、田村育造、品川彌次郎、福良雄太郎、白井小助、周田半藏、伊藤俊輔、高杉晋作等にして、之に肥後の藩士安田善助亦加はる、鷹司關白志士を曳て之を召し、其の意見を語らしむ、寺島忠三郎先づ進んで幕府の近狀甚だ怪しむべきものあり、誠實に將軍が攘夷の志あるや否頗る疑はし、今にして將軍を歸東せしむるは國家の大事を蔑しるに於するものに屬す、外夷濱海に迫るが如きは毫も患ふるに足らず宜しく斷乎たる決答を與へて彼れの要求を拒絶し速かに我沿海を引去るべきを告げしむべしと、關白聞て大に然りと爲し、諸士暫く我邸に待てよ、余は是れより

參内して廟議の決を採らんと、席を起て參朝す、志士等關白の歸邸を待つこと良久し、須臾にして歸來す、志士等其の決答如何と眉を上げて鷹司卿の顔を守る、卿從容として曰く、諸士の誠忠深く感ずる處、將軍の歸東は暫く延期せしむべきに廟議一決せりと衆聞て覺へず拍手す、大に喜色を湛へて退く、後ち姉小路卿高杉東行を召し、國事數條を下問す、翌日東行意見書を付して之を進致す即ち左の如し

一、攘夷期限の事

四月中旬にて然るべく候

一、攝海防禦の事

一昨二十二日建言の通り

一、内衛外衛の事

外は大内裏の時の通り鈴鹿、其外の關と攝海なり、内は京の七口なり

一、御親兵の事

食祿高に應じて募集の事

一、人別五人扶持一ヶ月金五兩宛我長にては左の通り

米三百三十三石

但一人に付一石八斗

金貳千貳百貳拾兩

右之通り年々朝廷へ献上、朝廷より選士銘々へ下さるべき事

一 諸侯交代の事

沿海列侯は歸國京都は親兵並に五畿の兵を以て守る

一 孤島防禦の事

對州壹岐の外は之を捨て隠岐佐渡へは戍兵を置くべし

一 若丹防禦の事

伊勢の鈴鹿美濃の不破越の愛發之に準ずる處若丹に在るべし

此意見書は、始め久坂玄瑞時山直八及び晋作の三人が起草せるものにして、之を他の同士に諮る以前に於て、麻田公輔(周之助)に批判を得たるものなり、公輔は世子公の輔佐として重職に在りしのみならず、長藩の政治家としても策士として、源名各藩に聞へ、卓見博識加ふるに膽力あり知謀あり機略あるの士、之を以て藩公が特に

擢んで、世子公の輔佐として、常に世子公の傍を離れしめざりしものなり、世子公の公武の間に幹旋せる事、世子公の起居動作一として公輔の輔弼に出でざるなし、左れば久坂高杉時山の三人は、海防意見書二十個條を作り、之を懐ろにして、先づ公輔の批判を求めんとして至る、時に公輔小幡高政(即ち彦七)と共に小酌を催し、酣醉す、久坂等意見書を懐より出し、以て公輔に批答を求む、公輔一見して後之を卷て袖中に入れ、更に何等の意見をも述べず、殆ど泥酔せるが如くにして、三士に酒を侑む、三士辭して之を受けず、公輔冷笑罵て曰く一杯の酒を飲み得ざるの壯士何ぞ能く天下の事を爲さんや、國事を諮らふは酒間に於て足れり何ぞ醒醒して熱中するを要せん、猫子等去れ余の談する友にあらずと、久坂等大に色を起し、劔を按して進み、何ぞ足下の不禮なる斯くも甚しきや、先きに大森驛に於て土州の志士を罵りて其の怒りを買ひ、今又我等に對し此の言を爲す、國家危急の時に當り、慢に泥酔して前後を顧みざるが如きは、我等の俱に天を戴くを潔しとせざる者なりと、怒聲當りを拂ふて、今や將に秋水閃めかんとする一刹那、高政之を制して曰く士等壯なりと雖も、猶少し、麻田君の言を以て罵言と思ふか、後輩の身を以て濫りに先輩の重職を斬らん

とするは無禮なり、麻田君の言は是れ世子公の言と知らずや、休よ、麻田を斬るの刀は未だ以て夷を拂ふの刀にあらず、何ぞ省みざるやと、高政の言大に味あふべきものあるを以て、玄瑞等坐に復す、公輔笑つて更らに云はず、高政傍らより曰く、麻田君已に酣醉す、諸士明朝を期して來れと、玄瑞晋作直八相顧みて何れも不平なり、然れども公輔の酣醉到底、眞面目の談を爲すべからざるを以て辭し去る、翌朝に至り公輔又酒を命じて飲む、小幡高政は必ず今朝三士の來るを慮り忠告す、公輔笑て曰く、僕何ぞ之を知らざらん、君乞ふ思ひを勞する勿れと、杯を舉げて嘔す、玄瑞等三士果して到る、公輔は前夜の意見書を其の儘袖より取り出し、三士の前に投ず、晋作直八又怫然として起たんと欲す、玄瑞袴を引て之を止め、徐るに公輔の投じたる書を開て之を閲すれば、各條に就て悉く批答を書せり、三士相顧みて公輔が前後の酣醉眞の泥酔にあらず、其の罵詈亦罵詈にあらざるを思ひ叩頭して謝す、蓋し深夜公輔は批答を書せしものと知らる、三士大に喜び公輔の俯むる杯數行を傾けて去る、公輔目送して高政を顧みて曰く、好男兒等皆俱に爲すあるの材にして頗る頼むに足るの壯士なり、されども惜むべし、彼等は皆性急の缺點あり、思ふに事業の完成を見る

に足らずして、中途に斃れん、唯謝する處は忠誠報國の丹心に在りと流涕する事良久し、以て知るべし、麻田公輔深謀機略ありて殊に壯重なる人物たるを、三士は斯の如くして公輔の批答を得以て之を數多の同士に示し、後ち應司家に到りしものなり、應司家に到る以前に於て高杉等の復た公輔に面して此の意見書を示せしは公輔の批答を數多の同士が奉じたるを示さん爲めなり、故に公輔は大に意を得て志士を勵ましたりしなり、

三十二、外交談判難

生麥事件償金問題 || 幕議四派に分る || 朝廷償金を許さず || 小笠原閣
老急に通て償金を拂ふ || 英艦砲火發射の刹那 || 交通拒絶の通知 || 外
臣應せず || 世子公歸藩せん || 吉川侯代はる

朝廷は志士の意見を容れて遂に將軍の歸東を延期せしめ、一橋後見職をして、將軍に代はつて江戸に歸らしめ、以て外國使臣に外交拒絶の旨を傳へしむる事と爲りぬ、一橋後見職は先づ小笠原閣老をして京師を發し、江戸に歸らしむ、小笠原閣老四月六日を以て歸府し、留守幕閣と共に大に議する處あり、甲は曰く、生麥事件の如き

は曲我れに在り、償金を拒み外交を拒絶し、以て戦んか我名譽と威信を宇内に失は
ん、泥んや若し戦敗の辱を負ふが如き事あるに於ては、將來日本は外國の侮蔑を免
れざるに至らんと乙は之を駁して曰く、攘夷は宸衷に出づ、臣子の分として其の理
否を論ずるに及ばず、綸言汗の如く復た之を引くべきにあらず、殊に償金の要求は
我を侮るものなりと丙は之を折中して曰く、攘夷は既に勅命を奉せり、宜しく之を
遂行せざるべからず、然れども生麥事件は曲我に在り、償金の求めに應ずるは當然
なり、然らざれば信を宇内に失はんと更らに穩健にして強硬なる丁は曰く、生麥事
件を以て曲我にありといふ抑も自から侮るの論のみ、我國の詭規に於て諸侯の行
列を犯すものを斬るは當然なり、何ぞ内外人の別あらんや、若し夫れ内國人なれば
之を刑し外國人なれば之を戮すといふに至ては、一國の國法は自尊を失ひ獨立を
失ふものなり、國家の恥辱之より甚しきはなし、然れども外人は猶此の慣法を知ら
ずして犯すが故に幾分の恕すべき情あり、犯すもの法を知らず之を斬るもの亦外
人の此の慣法を知らずして犯したるや否を知らず例に依て即座に斬殺す左れば
無意の犯は兩者に在り、未だ以て曲直を論ずべからず、宜しく此の意を以て彼れに

答へ、其償金要求を拒絶すべし、而して彼れが干戈を動かさんとするに至らば、是れ
我に攘夷の機會を與ふるものなり、今日の形勢より察すれば、直ちに開國は行ふべ
からず、須からく先づ攘夷を行ひ、若し戦ひ利あらざるに至らば、他の國は必ず調停
の勞を取るに至るべし、斯の如く始めて始めて日本は開國を餘義なくすべし、若し又
戦利ありて一旦外夷を攘ふを得ば、改めて有益の條約を締結して開國すべし、此
論は勝麟太郎等の唱道する處にして、大に卓絶の見なり、と信せられたり、然れども
其の間議論紛々として衆議の決せざるもの久し、勝等の卓見は遂に容れられずし
て、億病なる丙説即ち攘夷は之を行ふべし、然れども生麥事件の償金は之を拂はざ
るべからずといふに決せり、此に於て留守幕閣は諸藩に令して無謀過激の舉に出
づべからざるを戒む、留守政治職の尾張大納言水戸中納言は、書を鷹司關白に上つ
りて償金交付の決議を報じて曰く、攘夷の事は生麥事件と全く別事にして、其の應
接を混同するは甚だ謂れなき事なるを以て、先づ償金は其の要求に應じ、而して後
鎖國の談判を爲すべし、と此の書面の朝廷に達するや、廟議大に沸騰し、抑も帝國の
威嚴を保たんと欲せば、生麥事件の如きは決して之を謝すべき事にあらず、國誌を

犯す者を斬るは我國の慣法なり、之に對して償金を出し、而して後鎖國の談判を爲すが如きは、國辱を晒すものなり、攘夷の叡慮は決して此の如き軟弱なる事にあらずと、然るに幕府は遂に此の勅旨を奉せずして五月九日を以て償金を英人に交付するに至れり、

朝廷は幕府に向て償金交附は國辱の基にして攘夷の叡旨に背くものなりとて同意を與へざりしにも拘はらず、遂に償金を交附するに至りしは、朝旨を無視したるものたる事は無論免るべからず、如何に頑迷の幕府と雖も幕議一致を以て斯の如き事を爲すものにあらず、始め幕府より朝廷に申報したる償金交附の奏文に對しては、朝廷直ちに同意を與へ難きを以て、斷然之を拒絕し直ちに攘夷の舉に出づべき旨を答へたりし時、幕議は又も紛々として起り、償金交附の議は一變せんとするの形勢あり、英國公使は大に怒て將に軍艦を品川に進んとす、尾張大納言は陳情の爲め上京し親しく朝廷に事情を具申して償金交附の承認を經べしとて、江戸を發しぬ、名古屋に至て進まず、病と稱して閉居す、英國公使は幕議在苜未だ決せざるを見て到底穩かなる外交にては處決を見る能はずと爲し、外交斷絶の通知を幕府に

發し、艦隊司令官に旨を通じたれば、司令官は直ちに戦闘準備を爲し、黒烟濛々波を蹴て横須賀灣を發し、品海に向て進みぬ時に在京の一橋後見職は武田耕雲齋をして手書を齎らし、江戸に入り、外交拒絕は五月十日以前に於て自分着府せざるも談判を開始すべし、生麥事件の償金交付事件は自分の歸府するを待て之を決せんと小笠原閣老獨り當務の職に居て此の報に接するも、英國水師提督は既に品川に迫り、アワヤ砲彈先づ江戸城下を見舞ふて開戦の宣言を爲さんとするの、一刹那今之を奈何ともする能はざるを以て、閣老は水師提督に面して語る處あらんとし、書を齎らして其の旗艦に使を派す、提督曰く外交既に斷絶す、最早何事を談するの餘地なし、只此上は兵火に及ぶの外あらず、其旨を歸り報せよと、使者歸て小笠原閣老に其の旨を報す、閣老大に周章、決然意を定めて曰く、好余既に委任の全權を奉ず、當に自から責を負ふて償金を拂ふべし、依て之れより横濱に至り公使に面會して償金交付を爲すべきを以て、砲火の開放を待しめんと、勿皇支度を調へ、軍艦蟠龍に乗じ、陽に上京すと稱し、神奈川に至る奉行、淺野伊賀守をして英國公使に報する處ありしむ、公使通知を了して、小笠原閣老に面會す、談判極めて單純にして一時間をも費

さす、小笠原閣老は遂に償金を拂ふべき旨を誓約し翌日伊賀守をして償金拾壹萬
 磅を英國公使に交付したり是れ實に文久三年五月九日なりき公使は更らに加害
 者の處分に就て詰る處あるも要領を得ざるを以て自から其の加害者の領主に問
 ふ處あらんと軍艦を廻らして薩摩に向はしむ小笠原閣老之を止むれども聞か
 ず依て閣老は最早戦端の免かるべからざるを知り即日書を諸外國公使に送て領
 國談判の委任を受けたる旨を通牒したり此時既に閣老は大なる決心を爲したる
 もの、如し、

小笠原閣老より外交拒絶の通知を受けたる外國使臣は其の意外なるに驚き各國
 公使は之が爲め協議を爲し何れも一樣の回答を幕府に致せり其要に曰く幕府は
 今日に及んで大膽不敵なる通牒を我れに爲せり我れは條約履行を要求するの外
 今に及んで何事をも談判するの必要を認めず然るに突然此通知あるは宣戰布告
 に同じ果して斯の如くならば我亦大に取るべきの方針あり外交拒絶談判の開始
 には斷じて應じ難しと小笠原閣老此の回答を得て強て談判を開始せんとせす
 事は始らく苜蓿に流れて攘夷斷行は容易に行はるべくも見へざりし、

江戸の外交界斯の如くなる時に當り毛利元徳公は兵庫に在り父慶親公病氣の故
 を以て暫く歸藩せんことを朝廷を乞ふ朝廷之を許し岩國の吉川監物侯をして之
 に代つて上京せしめんことを仰出さる依て世子公は杉徳輔を使として吉川監物
 侯に親書を贈り以て其の上京を促す監物侯之を榮として感謝し以て受書を世子
 公に送る斯くて世子公は將軍に二條の城に謁し兵庫の守備は到底我一藩を以て
 能く堪ふる處にあらず始く兵庫を辭して歸藩し對州の防備に就て力を竭さんこ
 とを請ふ將軍之を容れ猶毛利氏にして海防上意見あらば遠慮なく我れに語れよ
 との言ありて世子公は大に満足あり乃ち進んで曰く大樹公臺下は宜しく大阪に
 下り親しく攝泉紀阿淡播諸州の警備を指揮せらるゝ事攘夷に關するの大要義な
 るべし而して臣は歸藩の後對州の警備に力を致すべきを以て軍艦兵器を貸與せ
 られよと將軍之を領し答ふるに熟議の後回答を與ふべきを以てす世子公は更ら
 に此日進言の要を記して之を閣老に示す閣老更に一橋慶喜卿に回覽す後閣議に
 附して之が利害を論ず衆議遂に對馬の事は幕府國事多端にして力未だ及ばざる
 が故に特に宗家に金五千兩を給し之が守備に當らしめ毛利家をして之を指揮せ

しむる事に決したり、斯くて吉川監物侯は先づ萩に至り慶親公に謁し、上京任務の辱けなきを謝す、公其後も監物の旅館に臨む、禮待甚だ殷なり、公監物侯に勸むるに速に上京すべきを以てす、監物侯之を謝して退く、三月十七日岩國を發して上京す、元徳公は監物の着京を待て京師を發して歸藩せんとす、

三十三、攘夷期限決定前後

藩政府を萩より山口に移す || 攘夷期限の決定 || 一橋公辭表呈出 || 姉小路小將遭難 || 吉川監物勅命を拜す || 周布政之助再び改名 || 山口の軍議 || 世子公萩に歸る || 五月十日攘夷の手始め || 久坂玄瑞等馬關に陣す

外夷艦艇を箴して海濱に在り、國際談判は日に急にして、國內の政論は益々沸騰し、幕府は勅命に迫まられ、外臣に逼まられて、如何ともする能はず、悠柔不斷日月を曠涉して帝國の危機は歩一步に近づけり、人心恟々として神州の運命今如何と氣遣はれたり、幕閣の老小笠原委員は遂に償金を出して一時の難を免れ、勅命黙し難くして交際拒絶の交渉を開く、外臣更らに應せず、應せずんば餘義なく兵火を以て之を攘はざるべからざる、幕府の任務は、時勢に見て頗る至難の事なりしなり、然れど

も朝廷既に攘夷の勅を下し、各藩の志士亦攘夷に熱中し、神州の恥辱を雪ぐは故井伊大老の締結せし屈辱條約を破毀するにありと爲し、幕府も亦勅許を受けずして結びたる條約なれば之を破毀せざるべからざるの義務と責任とを有せり、然るに外臣は幕府の申込みに應せず、公使館を引き拂ふの様子もなし、所謂勤王の士は之を見て痛く憤激し、今や國家の事甚だ危急に際し、天下の重望と、至尊の倚重とを荷ふて起てる毛利公、形勢の急なるを見ては勢ひ沈として居るべからず、公は素より毅然として國家の大事を背つて起つの覺悟は始めより之を有せり、之を以て萩海濱に於ける砲臺を築て藩民の一致するや否を試み、志士を勵まして天下に周遊せしめ、以て國論の傾向如何を試みせしめたり、而して世子公は京師に止まりて國務の急に執掌せしが、風雲益々急に危機一髪の間、迫まるを以て、一先づ歸藩、父公と打ち合せを爲すの要あり、歸藩を朝廷に乞ふて其の許を得、世子輔翼の任に在り、機知に富み、浩略に長け、深遠なる思慮を有する周布政之助が京攝及び關東に於ける其の働きは、世子公の功績を擧げしと同時に、各藩をして其の奇拔警竦を仰がしめたり、在野の久坂玄瑞、高杉晋作等が志氣を鼓動して、國論を奮興せしめたる其の功

續も亦各藩をして羨望せしめしなり天下の聲望は今や長藩に集り攘夷の號令は幕府にあらずして寧ろ長藩より出でんと期待せられぬ果然幕府が遂巡して事を舉ぐるを爲さず朝廷は國論の傾向と國家の危急に鑑み到底幕府の頼むに足らざるを知て大事を毛利公に託す至誠一片他事あらざるの慶親公勅命を受けて如何でか奮起せざるべき遂に萩濱の砲を馬關に移し世子公は親から馬關に下て將に外艦と戦ふべき指揮に出でんとす攘夷は先づ將に馬關に於て端緒を開かれんとす之より長州の志士躍然として起り風雲に乗する滿天下の士は長州に向て集まるべし

天下の形勢既に斯の如く長藩は各藩に卒先し統ひ獨立しても攘夷の手開きを爲さざるべからずてふ覺悟は藩公をして其の指揮命令の地を擇ばしむるに至りぬ萩城は長州の北端に在りて軍事を統轄するの主地に適せず殊に攘夷は南海を以て要衝と爲すが故に萩城にては耳目及ばず氣脈通せず指揮命令に支障を生じ未だ以て藩鎮の重任に耐ふべき地にあらざるに反して山口は二州の中央に在り號令四方に達し易く三面の海邊を指揮するに於て進退動靜其の機に當るの形勝な

れば宜しく居城を此地に移すべしとの評議は一決し即ち鴻の峰山下に藩邸を造る藩の主腦は此地に移されたり舉藩一致防長二州を國家の犠牲と爲し以て勅意を貫徹し天下を風靡せんとの企圖は斯の如くして成りたり然るに天下の事變幻極りなく世子元徳公の京師を去るや京師の議論忽ち一定を失ひ公卿士大夫の内議論二派に岐るゝに至る各藩の意見亦各異にして攘夷に一致せず動もすれば公卿士大夫の内款を幕府に通じて長藩の行動を誣て以て陛下の聰明を蔽はんとするものあるに至る彼の男山行幸の時攘夷の節刀を將軍家茂に授け給はんとせられしも病と稱して出でざりしが如きは抑も幕府の意のある處察知すべきにあらずや要するに毛利公の京師を引き上げたるは攘夷論の揆一を失ひし所以なり長藩が餘義なく獨立しても攘夷の急先鋒を爲さるべからざるに至るも亦已むを得ざるなり

是れより先き天皇は毛利世子公の奏議に據り石清水に行幸の際滯京の家茂將軍に扈從を命じ玉ひ清水に於て親しく攘夷の節刀を將軍に授け玉はんとするも將軍病と稱し出でず其翌日即四月十二日八幡宮に幸し此に於て將軍の代理とし

て一橋慶喜公に節刀を授け玉はんとするや、慶喜公亦之を知てか、急に病と稱し、社頭より辭して還る。此事在京の志士等が耳に入るや、憤慨の聲高く、將軍は遂に攘夷を肯んする者にあらず、國論に背き朝旨を奉せざるは國家の大賊なりとまで論ずるものあるに至り、過激黨は三條橋畔に書を貼して將軍を脅かさんとするに至る。其文の要に曰く

德川家茂は勅命尊奉の姿を装ひ始終虚喝を以て事を左右に托て外夷拒絕談判の期限等に至るまで叡聞を欺き男山行幸の際虚病を構へ一橋慶喜も亦八幡神前御用命ある場合に病と稱して辭退せしは勅命を蔑如せしものにて板倉周防守岡部駿河守等始め奸吏共故井伊掃部頭安藤對馬守等の遺志を繼ぎ奸謀を行ひたるは不届至極の事なり依て一々誅戮を加ふる筈なれども大樹は未だ若年の事ゆへ右は奸吏共の差配に因る事と信す速かに奸徒の罪狀を糺明し嚴科を行ふにあらずんば據ころなく悉く天誅を加ふべし

此の貼書を見るや將軍大に怯怖し幕府の威嚴益す地に墮ち、京師の風雲殺氣を滿たして見へたり、斯の如き聲裡に處しては幕府も到底因循に事を處すべきにもあ

らざれば遂に攘夷期限を決定せざるを得ざるに至りぬ、乃ち家茂將軍は此月二十日を以て左の奏文を上る

攘夷期限の事來る五月十日相違なく拒絕決定仕候間、及奏聞候猶列藩へも布告致候事

之に對して朝廷は攘夷期限の命令書を公示して曰く

外夷拒絕の期限五月十日決定相成候間、益す軍務相調へ醜夷掃攘仰出でられ候事

此に於て將軍は遂に各藩に布告して五月十日を以て攘夷期限と定むるを以て各自其の管内の海防を嚴にし若し外夷來襲せば掃攘すべしと云へり、攘夷奉勅は斯の如くして公布せられ其の期限は斯の如くして決定せられたり、長藩が攘夷の手始めを爲したるは則ち之に因るものにして幕府の布告なくして之を斷行したるものにあらざるを記憶すべし

斯くて將軍は二十二日京師を發し、二十四日大阪海防を巡視す、勝麟太郎に命じて神戸に海軍役所造船所を建築せしむ、此時江戸に在ては既記の如く小笠原閣老が

生麥事件の爲めに償金を交付せしものなり、將軍既に攘夷期限を公布す、一橋後見職は先づ歸東して外夷拒絶の處置を施さるべからざるを以て、五月八日江戸に歸る、然るに幕府は一橋後見職の議に應せず、將軍を京師に止めて獨り歸東せしは後見職の本分を盡したるものにあらずと、群議紛々として沸き、慶喜公を誹毀する者多し、慶喜公遂に幕府の非難に耐へずして辭表を呈出す、其文に曰く

此度攘夷の聖旨を奉じ東歸候は全く勝算有之譯には無御座給言汗の如く幕意亦背く可らずかと存じ只々關東有志討死仕るべき心底に御座候處閣老竝に大小の有司同心仕候者一人も之れなく臣の胸中禍心を包藏仕候由横議を生じ衆心不服にて嫌疑に難み勅旨貫徹仕候事覺束なく抑も關東有司の情實竝に宇内の形勢を相察せず短才無知の身を以て重大の攘夷奉命仕候段恐懼に耐へず天朝に對し奉り誠に恐入候幕意に背き候段も重々相濟まざる儀に御座候謹て罪を闕下に待つ出格の御垂憐を以て當職を免せられ度天邊へ御内奏伏して奉願候

然れども時勢は未だ一橋卿の退職を許さざるを奈何せん

廟堂には同じ勤王の公卿に於ても、薩長の二派を生じ、廟論自づから二流に岐る、薩派と稱せられし前の關白近衛卿の勢力漸く衰へて長派と稱せられし今の關白鷹司卿の勢力加はると同時に朝廷の信認も長派に集り、京師の政論界に於ける勢力は長派の有と爲り、薩派は自然失意の境に在りたり、此時に當て有司の公卿中英俊の聞へ高き三條實美、姉小路公知の兩卿は長派と最も善く隨て薩派の忌憚を蒙れり、姉小路卿が朝命を帯びて攝海の海防を巡視して歸り、五月二十日參朝の歸途朔平門外に於て刺客に斃れしも、亦其れが爲めならずや、等しく勤王を唱ふる志士の間に於ても、薩長二派が相軋し居りし事は、此一事を以ても之を知るを得べし、姉小路少將禁裏に復命を了へて出で、朔平門外に至るや、屏下溝渠の傍より突如といて現はれたる數名の賊、黒頭巾に黒輕裝、水の滴る長刀を提げ、無言にして少將に研りかゝる、刀少將の肩に當る、從士吉村右京大喝叱して曰く何者の匪賊ぞ忠勤の公達を狙ふ、必ず佐幕の奸囑によるならん、余が刀に向て來れど身を挺して賊を撃つ、賊走る、忽ち二賊あり、又少將に迫る、少將之れと格闘して賊の刀を奪ふ、右京亦賊を撃ちて遂に之を走らす、右京少將に勸めて曰く、途次頗る危険なり、願はくば暫く河

蝦家に入りて賊を避けられよと、少將笑つて曰く、匪賊の我を狙ふは天に向て弓を曳くものなり、余が身は天朝に捧げて余自身の生命にあらず、若し賊刃に斃るゝも君國の爲めなり、何ぞ之を恐れんやと、右京更に諫言して曰く、千金の子は盜賊に死せず、閣下國家に重鈞の身を以て僅かに一賊の爲めに斃るゝは、國家の爲めに惜む處、乞ふ必ず之を避けて自重せよと、少將肯せず、其邸に歸らんと欲す、右京已むを得ず、其意に隨ひ、少將を左腋に擁し、纒かに門外に達するや、少將卒然として仆る、右京之を抱きて邸に入る、少將一聲枕を呼んで絶命せり、長藩の志士等之を聞て大に憤激し、其加害者を嚴重に搜索して之を寸断せんことを希望す、朝廷令して加害者を探らしむ、少將の殺さるゝや、其賊より奪ふ處の刀は右京他日詮議の材料と爲すべく之を携へて歸る、今之を検すれば、銘に直形奥和泉守とあり、而して其裝飾頗る薩人の佩る處に似たり、之を推糺して薩藩士仁禮源之丞の從者田中親兵衛なる者の有たるを知る、朝廷乃ち源之丞に命じて親兵衛を捕へしむ、親兵衛糺問所に引かれて請ふて其の刀を一覽し、直に屠腹して死す、是に於て姉小路少將を殺害せしものは、佐幕黨にあらずして、薩藩士たる事明かとなれり、之より薩藩士の九門に入る事を

禁せらる、少將は少年氣銳の公卿にして、攘夷に關しては我國海防の頗る幼稚なるを憂へ、大に海軍力の充實を以て急務とするの議論を有し、急激公卿中の首領と仰がれたる人なり、之より先き長藩に在ては、世子公の歸萩に代つて岩國の吉川監物侯を上京せしめ、村田次郎三郎をして之を輔佐せしむ、監物侯は英敏の資あり、次郎三郎は剛毅率直にして勇邁敢果の性あり、恰かも世子公を輔佐せし周布政之助に同じ、次郎三郎召に應じて坊城家に赴き、左の勅書を授かる、

吉川 監物

長門少將御暇に付召寄せられ候處、苦勞に思召され候、攘夷期限決定に就ては異船近海襲來の程難計容易ならざる時勢に付、帝都御警衛の爲め暫く滯京仰せ付けられ候、尙爲國家盡力有之様沙汰候事

村田次郎三郎之を拜し感泣して退く
世子元徳公先きに暇を乞ふて歸藩す、五月五日舟徳山に着す、世子公は徳山支藩より養子として萩本藩の世子と爲りたるものなれば、此日實家徳山侯の邸に入り、又生母の靈を拜し、七日徳山を發して八日山口に着す、慶親公に謁し京師の事情より

今日までの行動に就て具さに語る處あり、父公大に其の勞を慰め且つ之を賞す、翌日慶親公は世子公の館に臨み、藩政伸暢の事を議す、益田彈正、福原越後、浦朝負、毛利登人、前田孫右衛門、宍戸九郎兵衛等之に參す、此會議に於て廣く人材登用の事を定め、周布政之助の如きは稀代の材幹なりとし、彼の大森事件に關し土州に對するの義務として政之助は其の役を奪はれたる姿なれば爾來麻田公輔と稱して、世子公の補佐に當りしが更に之より麻田政之助と改稱して公然藩の政局重要の任務を帯ぶる事と爲れり、之より政之助萩城の政事堂に上り機密の事務に與かる、而して周布家は別に其子金槌をして之を繼がしむ、

十日世子山口を辭して將に萩に歸らんとし、夜阿武郡明木驛に宿す、此夜馬關に於て攘夷の手始めを爲し、米船を砲撃せし報至る世子公其の機敏なるに驚けり、山口なる慶親公は此報を得て家老を集め軍議を議す、藩論既に攘夷に決し、五月十日を以て攘夷期限とするの勅命出でたるを以て即ち此日に攘夷の手始めを爲したるは寧ろ我藩の忠勤各藩に卒先するものなりと、此事を京師に報す、京師亦大に長藩の機敏にして敢果勵行なるを賞す

是より先き攘夷期限の決定せらるゝや、久坂玄瑞、山縣狂介等は歸藩して砲臺築城の事に周旋し、玄瑞は先登第一に馬關に出で本陣を馬關細江町の光明寺に設け専ら軍事に従事す、昨日までは壯語放談の壯士として四方周遊の浮浪者として横議縦論の政治家としてありし玄瑞、今は戈を採て起つの人となり、籌策略を廻らすの軍師と爲る當時彼等の能事多方面に涉り居りしを想見すべし、斯くて米船の通航に對して砲撃を加ふるや、間もなく和蘭の軍艦は馬關を通航せり、既に一旦火蓋を切りたる長府砲臺如何でか、之れを見逃がすべき、又も砲撃する處ありしに敵艦之に應戦したりしも僅かに一隻なるを以て到底戰ふべからずと思惟せしにや、彼艦は我砲彈を遁がれて遂に通航し去りたり、其後佛艦一隻襲來して我砲臺を亂射す、我亦之に應戦頗る努む、此當時は高杉晋作は未だ馬關に在らず、京師に在て國論の喚起につとめ、亦萩に歸りて政務及び軍事に關する議論を試みつゝありしなり、攘夷の手始め此の如くして開かれ諸外國公使は事の茲に至るを其の本國に通報して軍艦の差遣を待つ、是れより愈よ戰劇の境に入るべきを以て、馬關防禦の事最も重きを爲す、乃ち高杉晋作は建議して防長二州の有志を募集し馬關防禦の一軍

隊を編制し名けて奇兵隊と唱ふ、晋作其の總督たり

三二四

三十四、長藩の幹旋

久留米藩の佐幕派横行 || 長藩久藩の志士を救ふ || 山縣杉山久留米城に入る || 反對壯士之を頼ふ || 山縣辯舌久藩士を動かす || 國司家老有馬家に使す || 一橋公の免職 || 將軍歸東 || 小笠原閣老兵を擧げんす

長藩に在ては斯の如く既に外患を引受けて軍務多端なるの時、京師の長藩邸にては藩公の名代として吉川監物侯は村田次郎三郎、桂小五郎等の吏員と共に朝廷の擁護に當り各藩の議論を操縦して以て朝旨の一定不變を守り、益す勤王攘夷の大義を鼓吹して少しも弛むなからんことを努めり、而して又一面に於て他藩の内訌を鎮定すべき俠仁の任務に當り、藩務は極めて複雑なり、然れども能く此の多方面の處務を措辯して遺憾なきは適材を適所に用ひ、藩政の掌理に間然する處なきが爲めなり

彼の伏見寺田屋事件の爲め一時幽閉され久留米藩重臣眞木和泉が長藩の周旋に因て其の幽を免せられて薩摩に赴きしが久留米藩にては佐幕派最も多く眞木和

泉の歸るを待て之を捕へ併せて其同士十數人を再び幽閉して將に之を刑せんとす同藩の志士木原貞亮、早川栢彦等大に之を慨き、勤王論を主張せんとするも藩論更らに之に向かず、藩公有馬中務大輔も其の態度曖昧にして歸向定まらず、勤王派の志士等は將に刑せられんとするの場合之を奈何ともする能はざるを以て長藩の助力に依て之を救はんと貞亮、栢彦は久坂玄瑞、吉田玄蕃に交りありしを以て書を載して小川佐吉外二人の志士に託し、此の三志士をして國を脱して京に入らしむ、三士着京河原町の長邸に至り久坂玄瑞、吉田玄蕃に面して書を致す、且つ語て曰く我藩未だ藩論の一定するものなきのみならず、佐幕派勢力を占め正義の輩は彼等の爲めに苦しめられ眞木和泉、眞木主馬、鶴田陶司等の志士は再び捕はれて今嚴重幽囚に在り、其他志士の目下幽せられ居るもの二十二名、而して遠からず死罪に處せられんと欲す、佐幕派の跋扈專横なる我藩に在ては之を救ひ出すべき術なし、願くば足下等之が救済に努力を興へられんことを、是に於て長藩邸の吏員等之を議す、久坂等曰く藩公世子公共に今京師に在らずと雖も、斯の如き賊藩の舉止之を默過するは我等の忍びざる處、宜しく直ちに朝廷に乞ふて志士を幽辱に出すべ

三二五

しど、乃ち清水清太郎、寺島忠三郎は三條卿に謁して上陳す、是に於て朝廷長藩に命じて之を救はしむ、吉川盛物侯は清水清太郎に命じて書を久留米藩の家老に送らしむ、山縣九右衛門、杉山松助此書を携へて久留米に下る

毛利家への朝旨

有馬中務大輔家來真木和泉以下禁錮申付けられ彼是紛亂嚴重の所置にも可相成趣相聞へ候右事情相分りがたく候へども兼て正論有志の輩に有之候何分一先稔便の取扱相成様鎮靜の儀周旋有之候様御沙汰候事

此の令書に添へて清水清太郎が久留米の家老へ贈れる書は

六日別紙の通り御所向より大膳大夫様へ御沙汰在らせられ候に付早速急飛を以て御國表へ御注進申上候に付御直に仰入れられ候儀も可有之候へども差迫り候儀に付其の内詰居の者差出し右御沙汰の趣尙御役向方も御掛念の次第中務大輔様へ申上候様三條殿より屹度仰せ聞けられ候に付取敢へず藩詰居の内山縣狂介、杉山松助、差出候間此段中務大輔様へ仰せ上げられ御前に召出され三條殿仰せ聞けられ候趣尙御役向方御掛念の邊得と聞召され候様御取計成下さ

れ度候

松平大膳大夫様御内

清水清太

有馬中務大輔様

御家老中様

九右衛門松助の二士此書を携へ久留米に至て大に佐幕派に詰論せんと意氣盛ん京師を發せんとす、時に石州津和野侯は久留米侯の弟たるを以て、勅命を待たず、自から志士救護の任に當らんと欲し、津和野藩士小林彌助、福羽文三郎、大谷壯太郎を遣はして九右衛門等を止めんとすれども、朝命の故を以て應せず、彌助等已むことを得ず共に久留米に下る、又在京の久留米藩勤王の志士渡邊内膳、淵上郁太郎も亦三條卿に依り鷹司關白の内旨を乞ふて共に西下せり、長藩の使節山縣九右衛門、杉山松助の兩人は途中佐幕黨の災せんとを慮かり警戒怠りなく僅かに久留米に着しぬ、兩人奮生の風貌を以て直ちに城内に入る、城の内外警備の兵士之を誰何す、九右衛門等肩をいからし語を鋭うして、我等は長藩の士

にして朝命を帯べるの使節なりと答ふ門衛の有司は其風貌の極めて粗暴なるに似て朝使たる資格を装はざるを以て其の容るを拒み朝使たるの標證を示さんとな命す九右衛門等曰く我等は直接に藩侯に面謁して朝旨を傳ふべき命を受けたるものなり汝等如きに標證を示すの必要なし若し強て容るを許さずと云は、我に於て取るべきの措辨ありと有司恐れて護尾兵を附して入城せしむ兩人別に從者あるにあらずして反對藩の城内に入る固より或は不測の危難に陥るあるを慮り是を以て常に眼を四邊に配りて自から警戒す有馬中務大輔侯明善堂に兩人を引きて茲に謁見す堂の内外佐幕黨の諸士幾十人充滿し山縣杉山等を誹るもあり、黨々喧々として光景甚だ危きもの、如し兩士は更らに彼等不敬の舉動あるを願みず侯の前に進む侯先づ兩士の勞を慰す兩士威容を正し勅旨膝本竝に清水清水郎よりの書面を侯の側なる家老に呈す家老之を閲し侯に呈す斯くて九右衛門等辯じて曰く正邪の分別を明かにして勤王忠誠を勵げますの朝旨は先きに幕府に命せられたる勅旨に依て之を知るを得べし貴藩真木和泉以下二十有餘の志士は實に正義の士にして夙とに王家に忠勤を抽んでんとするに志あり然るに此頃之

を幽閉して或は將に死罪に處せんとせらるゝものありと斯の如きは全く朝廷の旨に戻るものにして目下勤王正義の論旺んなる時勢に逆らふの處置と云はざるべからず聞く貴藩猶藩論の一定なく佐幕派の勢力頗る強くして姦黨大に跋扈すと言爰に至るや反對壯士等囂々として暴言を吐き兩人を罵る兩人少しも顧みる處なく諤々として論じ滿面朱を注ぎ意氣天を衝くの概を以て朝旨を語り猶語を續けて曰く若し貴藩にして是等正義の士を罪刑するが如きあらば是れ朝旨に背くの賊藩たる汚名を免かれず速かに真木和泉以下の志士を幽辱より出し以て正義を顯彰し王家に忠勤ならんことを望む藩侯之を容れ玉ふや否や我等は固より一死以て使命を果すを誓ふて出發せり満足の答を得るにあらずんば生還せずと儼として不動の態を示す滿座其の臆せざる辯論と其の沈勇とに驚く有馬侯朝旨を領したる旨を答ふ其れより兩士は佩刀を投出し自若として陪列の諸臣に向ひ徐ろに謂て曰く勅旨は既に述べ了り藩侯の領答を得たり余等の使命は既に果せり之より失敬を顧みず諸君に忠告する處あらん諸君若し余の議論を以て不當とせば余に報ふるに刃刀を以てするも余に於て何かあらん余は既に佩刀を抛ち之

より言論を以て諸君に臨まん諸君武士の禮を知らば暫らく罵詈を止めて余の言に耳を借せよと冒頭の語既に其の意氣と沈勇とを示したれば列席の諸士暫く相制して黙するに至れり九右衛門諄々として説て曰く幕府近來の措置頗る因循にして果斷なく上朝廷に對して其の勅を奉せざるのみならず下列藩に對して暴威を布き外夷と親むに賄賂を收め國を賣て其の腹を肥すは幕吏が暴行の第一にあらずや我藩公毛利大膳太夫世界の太勢は固より開國の餘義なきを知らざるにあらず然れども幕府が天朝の許を受けずして結びたる條約は實に皇國の威信を失墜し天祖を辱かしむるものにして亦以て神州の位地を危ふするものに屬す此の條約を破毀する爲めには勢ひ已むを得ず攘夷を敢てせざるべからざるに至る我長藩の趣旨は是れ獨り長藩の趣旨にあらずして眞に是れ天朝の叡慮なり我長藩公が一度勅命を拜せられてより感泣一に公に奉せんことを思ひ藩公は殆ど晝夜を分たず國事を苦慮す我等藩臣亦公の心を以て心とし専ら勤王に盡瘁して是れ足らざらんことを恐る貴藩動もすれば幕府の姑息なるに敬服し幕府に便ねりて朝廷あるを知らざる者の如し此の如きは果して是れ君臣の大義を明かにしたる

ものと云ふを得べきか見ずや備後三郎高德の孤忠名和長年の拔勤一天萬乘の天子を幽辱に救ひ若くは慰め奉るものありしを我藩公の至誠は是れ勇と涙とに在りと言畢りて涙下る滿座爲めに感動し聲を潜めて泣くものあり佐幕派の壯士等或は兩人等に危害を加へんとしたるものなきにあらざるべしと雖も此の演説に感じて遂に爲す事もなくして去れり山縣等徐かに刀を採て佩ひ滿座を睥睨し諸君大に省みる處あれとの一語を残し悠悠座を起て出づ久留米藩の諸士其の剛膽と氣意とを頌し長藩の忠勤に感せざるはなし

先きに京師を脱して萩に來りたる中山侍従は當時馬關竹崎町なる白石正右衛門の宅に滞在せしが久留米藩の紛擾を聞き長州の志士澁彌太郎赤根武人外數名を率ひ久留米に至て大に説く處あらんとす同藩の老臣等之を聞き堅く城門を鎖して容れず中山侍従大に怒り還りて山賀驛に至る久留米藩士今井平次磯野平兵衛淵上郁太郎等九人馬を馳せて侍従の跡を追ひ懇請して其の去るを留む侍従叱して曰く汝が藩の老臣何ぞ夫れ無禮なる余の城内に入るを許さるが如き汝が藩自から期する處ありて然るものならん余一度び此の非禮に遇ふ何ぞ復止まるを

要せんと、今井等切に請ひ遂に兩三日の内必ず眞木和泉等を放免せしむべきを誓ふ侍從漸く止まる此夜久藩に在ては勅旨及び長州の忠告に對して政員會議を開く、議論大に沸騰して決する處なし、佐幕派の久徳與十郎、石野道衛等、和泉等を掩殺せんことを謀る又佐幕派百餘名は相率ひ京に入り和泉等の罪狀を將軍に具上せんとす、淵上郁太郎は之を止むれども聞かず、同藩勤王の士等怒て其の藩を脱し、中山侍從の駐在する松崎に赴き長藩に投ずるもの多し、爲めに久藩群議沸騰し、民心恟々として形勢不穩なり、久藩山田辰之允、馬淵貢等中山侍從の旅館に至り、愈よ和泉等を放免すべきを誓ふ、時に使節山縣九右衛門、杉山松助は、勅旨復命の期迫るを以て速かに奉勅の實を擧げ和泉等の放免を實行せよと久藩の政府に告ぐ、藩侯二士を擧げんとして招く九右衛門等應せず、藩侯自藩の佐幕派中重もなるものを召し、諭して曰く、苟くも使節を拒まば、勅旨に背き長藩との信義を失ふ、我藩安危の決する處實に茲に在り、汝等余が命に恭順し、以て我藩の安寧を圖れよと反對黨の面々も藩侯の一令に背く能はず、皆之に従ふ、依て令して眞木和泉等二十餘人を悉く放免せしむ、茲に始めて久藩の志士和泉以下二十餘人は正明なる天地に出て正

義の光輝を發揮するを得るに至れり、山縣等猶不測の危害和泉等の身に及ばんことを慮り、和泉等を伴ふて歸り、之を親兵に編入せんと欲す、中山侍從を始め山縣杉山の使節皆久留米を發し、中山卿は萩に歸り、山縣等は馬關に於て長藩の家老國司信濃に面し、詳かに事情を報告す、山縣杉山兩使節は眞木和泉を伴ふて山口なる慶親公に謁す、公山縣等の勞を慰め、和泉に賜ふ處あり、斯くて山縣等は京師に歸り、命使を全ふせし事を復命す、國司信濃は長藩公の使として久留米に至り、有馬侯に謁す、侯上席に座を構へ、幾十の藩臣之に陪し、下席に幾多の老臣並列し、儀容甚だ嚴なり、信濃一座を睨んで進み、直ちに侯の席に趨り、至らんとす、列席の老臣有馬監物之を遮て曰く、使命を此席に於て陳ぶべしと、信濃、面を正して曰く、余の來るは君公の命なり、豈に之を臣席に陳せんやと、敢て進んとす、陪臣皆起て刀を案す、信濃從容として云つて曰く、無禮なる諸士、藩公藩公との信義に依て來れる長藩の家老、國司信濃の臨席に對して兇行を擬するは何事ぞ、縱し斯らば、斬れ、余は信ずる處の使命を果すに於て憚る處なしと、遮るものを衝て進む、有馬侯列座を叱して曰く、汝等何の無禮を爲すぞ、毛利大膳大夫の親使として來られたる國司家老、待つべきの禮遇を

誤る勿れど、一座皆復す、信濃即ち侯の座前に至り、慶親公の旨を演言し併せて自己の意見を述べ有馬侯善く之に答へて謝せらる爰に於て久留米藩の紛擾は全く鎮靜するを得たり、長藩が勤王主義の擴張普及に盡力する事斯の如く、此の主義の前には刀もなく敵もなし藩士等の勇氣剛膽實に他藩をして驚歎せしむるものあり、先きに一橋中納言歸東し、幕閣の諸員に勅旨の趣を傳へ、速かに攘夷の舉に出づるの外なきを語るや、閣老等中納言に迫り其の將軍を京師に止めて自から歸りたるは後見職たるの職責を全ふしたるものにあらず、攘夷協議の如きは大樹公の前に於て閣議を開くべきものなりと、毀議一橋中納言の身に集る、中納言遂に堪へ兼て辭表を提出するに至りたるが、猶將軍家茂は攘夷準備の爲め小田原まで下向の請願を爲す、朝廷此の辭表と此の請願を受けたれば、之が許否を勤王の各藩に諮らんとして、松平備前上杉彌正奥平大膳松平紀伊守(盛州の世子)山内兵之助(土州の弟)及び長藩公の名代吉川監物侯を召して之を諮る、各侯各々其の邸に歸り政員の議を凝らして奉答すべき旨を答へて退く、監物侯藩邸に歸り村田次郎三郎、桂小五郎、佐々木男也、寺島忠三郎、小幡彦七の諸員を會して朝旨の趣を議す、衆論議して曰く、一橋中納言

は温厚篤實なりと雖も未だ閣老を操縦するの材にあらず、到底中納言の後見職にては攘夷の果斷も行ひ難し、此際其辭表を聽許するも差支へなけん、然れども正義の士にして閣議に興るものあるにあらずんば幕府の事甚だ憂ふべし、然れども曠名の後見職は此際必要を認めず、其の辭意を容るべし、又將軍は今に及んで早京師に止め置くの要なし、既に奉勅を誓ひ各藩に攘夷の布令を爲したる上は、速かに歸東せしめて征夷の準備を爲さしむべしと、議此に決し、翌日監物侯は參朝して此の議を致す、諮詢を受けて各藩の答ふる處亦大同小異なり、此を以て朝廷遂に一橋中納言の後見職を免じ將軍家茂卿の歸東を許すに至る、此時に當り、外交に失敗せし小笠原閣老圖書頭は朝命を奉せんとせば幕府の意に背く到底兩全を欲すべからず、斷然意を決して大阪に出で以て海防の任に當らんとす、會ま將軍は使を馳せて朝旨小笠原閣老の上京を止むるを以て、暫く待たんことを告ぐ、茲に於て圖書頭は事已に止めりと爲し、命に従ふて止まらんとせしに従者之に服せず、云つて曰く、朝意上京を止むるは臣等を以て亂臣賊子と見做すなり、今にして甘んじて退かんか、是れ自から亂賊を以て居るに似たり、後世に至て徳川の臣屬に亂賊の名あらしむ

べからずと、遂に小笠原閻老を擁して入京せんとす。板倉閻老之を慰諭すれども聞かず。將軍之を聞き朝廷に乞ふて小笠原閻老を處分せんとす。朝廷は二條の推問を發して閻老の罪を問ふ、曰く第一專斷を以て償金を交附せしは何故なりや、第二強て入洛して攘夷の叡慮に反せんと謀るの疑あり如何と、小笠原閻老は之に對して陳謝する處あるも是れ表面の陳述にして内心攘夷派を妨げんとするの意ありしものと認められたり、遂に其職を罷ぎ大阪城代の保管に付せらる、時に京師には久坂玄瑞等馬關より入て第一攘夷の狀況を報告するあり、小笠原閻老の兵入京するの説傳はりて京師の人心恟々たりしが、公卿等は長藩の武力に依て之を防がんことを待み居たりしが遂に閻老の處罰ありて事なきを得たり、

三十五、第一回の攘夷

下關に海區警備總奉行を置く || 軍令を毛利能登に授く || 諸法度條々
 || 下關各砲臺の準備 || 久坂山縣等遊撃軍入込む || 五月十日の海戰狀
 況 || 米船遂に逸す || 毛利能登免ぜられ宜二耶代はる || 戰後の緊要 ||
 國民皆兵主義の發現

五月十日攘夷期限と定まるや長藩は開戰準備を爲し馬關海峽に外艦を蹂躪せん

とせり馬關防備の事を毛利能登に命ず、能登は海區警備總奉行たりしなり、總奉行に屬する士卒二千人と註せらる、内六百餘名を一の手と稱し、殘餘を豫備隊として二の手と稱す、能登先づ一の手人員を馬關に屯營せしめ、自から臨陣して指揮を爲す、二の手は豫備として萩に止まり出師の命に接すれば直ちに應ずべきの用意を爲せり、一の手は四月二十三日より二十五日に至る三日間に分遣する事となり、將士九十一人卒從者を合して總勢七百餘人は萩に於て勢揃ひを爲して何時も出師の命に應ずを待ち受けたり、總奉行毛利能登は出發定日の前日召に據つて萩城の大廣間に至る、國相大家老宍戸備前は藩公の名代として式に據て軍令を授く、毛利家の祖元就公が曾て隆元公に授けられたる箇机書に老臣の副書を以てす、即ち宍戸備前福原越後、益田彈正、毛利筑前皆之に連署す、之を諸法度條々と稱す、左の如し

一、今度攘夷の爲め出張仰付けられ候御當家軍中の御法度元就公隆元公御箇條
 讀知仰付られ候條謹で其旨を守り假初にも尊王之志忘却有之間敷候事

一、總奉行の下知其外頭々之差圖毛頭違背致され間敷候事

一、諸役配の上下を論せず慎で相勤らるべし假令身分に應せざる儀と雖も一旦

其節を遂げ餘義なき仔細あらば追て申出するべし都て何事に寄らず無筋の持方申立衆心を動かし終に一軍の不和を生じ甚以て謂れなき儀なり若し此理を辨へず申出ざる輩は嚴法を行はるべき事

- 一 役人の儀其役を脇へなし自分手柄を心掛け先懸け功名堅く相禁じられ候
- 一 働駈引の時隊伍を離れ他組入交り候輩は曲事とせらるべき事
- 一 約束相圖に違ひ定の時刻其場に遅參の者は重く咎むべき事
- 一 喧嘩口論等堅く相慎むべく爭論する者は雙方とも嚴科處すべき事
- 一 飲酒或は諸物押買等總て亂妨狼籍嚴禁候事
- 一 田畑を荒し竹木猥りに採用停止の事
- 一 陣屋大事仕出に於ては大元の下人法度に行はるべく主人も同様の事
- 一 押陳の節病人病馬等有候は、速に其頭々に相達し他の妨にならざる様療養すべき事
- 一 嗣子無之或は父子出陣相共に御用に立ち候面々又は病に依て果て候ものは末期養子の御法に拘はらず跡式全く相違なく立て遣はされ候且又拔群相勳

き忠死致し候者は其相續者へ褒美有之候故分外の勇武を勵み忠勤を抽づく候事

右條々違犯の輩有之は嚴科に處せらるべき旨仰出され候也

此法度條々に依て見れば軍紀を保つ爲め出營中と雖も決して耕作を荒し若くは強奪を爲すべからざるを戒め、病者を慰むべきを注意し、隊伍の秩序を亂るものを罰する定め、各自自身勝手の功名に走るべからざるを戒む處、又戦死者の遺族に對しての處置に至るまで注意されたのは、其の注意の在る處、誠に讚嘆すべからずや、萩に於ける軍勢既に斯の如く編成せられ、長府支藩は先鋒の命を受けて馬關に陣營を築く、時に在京の志士等進んで攘夷の先鋒たらんことを乞ふもの陸續として出で、八組士の岡部留太郎等十數人、浪士久坂玄瑞、山縣狂介等三十餘人相尋で京師を發し、又浪士時山直八は肥後、因幡備前及び島原の浪士等と相携へて西下す、何れも山口に至て攘夷の先鋒たらんことを請ふて止まず、藩政府は深く其の誠忠を嘉すれども、既に馬關防備の軍制定り、毛利能登に總奉行を命じ一軍の指揮權を委ねたるを以て、今猥りに是等志士に先鋒を命せば、總奉行の職權を侵す道理なるを以

て岡部留太郎等士籍に在るもの、一隊竝に久坂義助等浪士の二隊に對しては敵情偵察の名を付して馬關に向はしむ、時山直八等の浪士一隊も亦同様の名下に下關したり、斯くて浪士の二隊は久坂を筆頭として五六十名、何れも平等主義を取て未だ隊長なし、久坂、時山は其中に於て勢力ありしを以て殆ど無名の隊長たるが如し、先づ竹崎町長泉寺に屯營し、後ち細江町光明寺に移れり、時に中山侍従馬關に下るに會し、久坂義助等之を迎へて自黨の首領と爲し、以て毛利能登の總奉行と相拮抗するの態度を作れり、當時之を奉行黨、光明寺黨と唱へ、兩黨の間自から確執ありたり、然れども外患眼前に在り、徒らに内訌を起すべき時にあらざるを以て、相協力して各處砲臺の工を助く、彦島、弟子待砲臺落成するや、砲家栗屋正介其の門生を督して鎮城砲を架し、西南部町、専念寺、細江臺には本隊新に工を起し、龜山、甲山、壇の浦には光明寺黨新に工を起し、王子端、前田には長府清末の支藩工を起したり、斯くて各砲臺配備の砲數左の如し

壇 浦 十八長加農砲二門、十二斤長加農砲四門、八十斤佛式砲一門、百斤臼砲一門

弟子待 萩野流連城砲七門
 龜山 十八斤長加農砲四門
 杉谷 百五十斤臼砲一門
 前田 二十四斤長加農砲三門
 専念寺 長砲一門
 細江 臼砲一門

此時馬關出衛の諸隊を列擧すれば

長府清末の諸兵	三百餘名
彦島の農兵	三十名
毛利能登の配下	七百名
光明寺黨	六十名

外に志道久米之允、吉田彌門の率ふる足輕二隊若干と馬關會所醫大塚柳齋配下新地農兵四十八人等なりし、斯くて攘夷期限五月十日は來りぬ、恰かも此日馬關海峡に入りたるは米國商船へ

ムブローク號なり、偶たま風浪荒らく玄海を過ぎるべからざるを知て、豊前國田の浦沖に投錨して風波の靜まるを待つ、固より長藩に攘夷の用意ありとは知らざるなり、長府城山砲臺の偵察隊は、斯くと見るや空砲を放て夷船の到るを報ず、龜山彦島相應じて警報號砲を發す、此の號砲を聞くや、スワこそ來れりと各隊は戰鬪準備を爲し光明寺黨は總奉行の指揮をも待たず、龜山甲山の兩砲臺に進屯したり、先づ長府の士は輕舸を飛ばして、ムブローク號に至り、船長クローハーに面して訊問する處あり、船中航路案内者長崎安藏なる者出で是れ米國の商船にして横濱より上海に航せんとするものなりと答へ且つ神奈川奉行より長崎奉行に寄するの書狀を示して他意なきを告ぐ、長府の使者歸て之を毛利總奉行に報ず、總奉行曰く、彼れ既に幕吏の用狀を齎らし幕府亦付するに案内者を以てす、今猥りに砲撃すべからずと、乃ち南木工之助なる者を光明寺に遣はし輕擧すべからずと告ぐ、光明寺黨は固より血氣の浪士急激の徒のみなれば、總奉行の命に接し議論湧くが如く、營中騒然として奉行の命を奉すべくも見へざりき、時に一艦黒煙を天に漲ざらし白波を蹴て元山岬方面より此方を差して來るあり、是れ抑も何艦なるぞ

鯨波を巻き黒煙を吐て到る一巨艦は、是れ果して何國の軍艦なるか、各砲臺の望樓は凝視して在りしが、其の近くに隨ひ望遠鏡を以て之を望めば、夷國の軍艦と思ひの外日章旗に一三ツの旗印さへあれば、是れ長藩の軍艦とは知られたり、其の艦名を庚申丸と稱へ三田尻に繫留せしものなるが、馬關攘夷の戰鬪に加らんとして回航し來れるものなるが如し、艦長は松島剛藏補佐官は佐藤元作、山田鴻次郎にして以下數十名の士官あり、船は漸く増の浦に近くに及び艦長松島剛藏は陸上の諸士を應き之に告げて曰く、余等山口政府の命を受け、掃攘の任に當れり、總奉行の命何かある、徒らに逡巡して機を逸する勿れと、久坂義助、山縣狂介、時山直八等も亦た來り會す艦中に各士首を鳩めて軍議を開く、或は曰く庚申丸を進めて夷船を擒にすべしと、或は曰く船體彼れは大にして我は小なり、到底捕獲すべからずと、或は曰く庚申丸を進めて之に數十の小船を隨はしめ夷船の周圍を圍みて一時に圍入し以て夷人を應ろしにすべしと、時に群議を排して一説を提出せんと久坂義助は曰く今夜四更西海月を呑んで天地暗黒なる時に乘じ、庚申丸を進めて夷船を奇襲すべしと、松島剛藏此の説を贊す、即ち軍議夜襲に決す、此に於て義助は先づ光明寺陣營

に歸り、衆に告げて曰く、夷船田の浦に碇泊するも、總奉行は砲撃を許さず、此の儘に敵を逸するは頗る遺憾なり、依て今夜敵船を襲ひ、塵しにせんと欲す、諸士死を決して之れに當らんとする者あらずやと、衆皆先を争ふて、此の決死隊に入らんとす、義助即ち其の半數を取て、庚申丸に乗艦せしめたり、庚申丸は此夜深更潮流の順に乗じて敵船に近づき、相隔つる事三四丁の處に投錨す、時に米船ペンブヨーク號は峇明海峡を過らんと欲するものか頻りに黒煙を揚げて、運轉の用意を爲もの、如し又時に火光を漏らすあり、庚申丸の指揮官號令を發するや、砲手は敵船の火光を標的とし、轟然一砲を放つ、殷々山海に響きて、敵船驚く間もあらせず、續て艦砲連射す、二三は慥かに敵船に命中せり、時に福原清介の率ふる癸亥丸も亦三田尻を發して馬關に向ふ、今や暗夜を侵して、將に海峡に入らんとするの時、砲聲轟然として起るを聞き、夷船のありとは知らず、庚申丸の號砲ならんと思ひ、之に答禮の號砲を發す、然るに砲數其禮を超へて、猶止まず、彈丸空を斫るの音、凄まじく聞ふるあり、癸亥丸艦員相顧みて之を疑ふ、既にして庚申丸攘夷の報到るや、乗員躍るが如くに喜び、直ちに夷艦に向て砲撃を始む、此の狭き海峡に於ての砲撃、恰かも百雷の一時に轟く

が如く、電光の閃めくが如く、加ふるに風雨は此の慘劇の中を荒めて、夜色一層の慘を呈す、ペンブヨーク號は俄かに錨を抜き、航路を豊後海に取り、全速力を擧げて逸走す、時に天既に曉き、近く薄明海面を表示して、船體を認むるを得、今まで腕の鳴るを忍んで、總奉行の命令なきを憾みし、壇の浦砲臺戍衛隊も敵船の逸走するを視ては、厭過すべきにあらず、直ちに砲門照準を定めて發射すれども、已に及ばず、庚申、癸亥の二艦へ號を逐へども、速力に於て大差あるを以て、遂に之を逸せり、斯くて新地に陣取れる總奉行の本營にては、事のあるを知らざるもの、如く將士皆疑に着く、長府の使者來り、戰報を齎らすに及んで、皆驚て起ち、號砲を發するや、士卒争ふて來り會す、人馬相摩し、劍戟相觸る、東天紅を染むる頃、漸く隊伍整ふ、然れども早敵船逸走の後ちにして如何ともするなし、

米船遂に逸走して上海に至る、船體損傷あり、又乗員中多少の負傷者を出す、是を以て同船は本國政府に事の顛末を訴へたれば、後に米國政府は横濱駐劄公使をして賠償金一萬弗を幕府に要求するに至れり、山口に在ては戰報頻りに至り、慶親公は大に其の功を賞す、總奉行毛利能登が遂巡して事を擧げざりしは、機宜を失した

るものなりとして能登の總奉行を罷め其子宣次郎をして之に代つて馬關に赴かしむ、公は更らに馬關海峡の防備忽せにすべからざるを以て正木市太郎郡司武之助をして壬戌丸に乘じ中島名左衛門山田宇右衛門門田上宇平太竹内正兵衛等の海軍砲術家を連て海峡一帯の地を巡檢せしむ、依て前田の地をトし、一連の砲臺を起工す、正木市太郎郡司武之助は歐式築城術を修めり、中島名左衛門亦築城設計に通ず、之を以て此の砲臺の建築は一に中島の設計による

藩公は第一回攘夷の報告書を作りて京師に呈す、同時に士民に令文を下して更らに戦備に怠りなからしむ、其令文に曰く

過る十日夕方米利堅蒸汽船一艘豊前國田の浦に繫船し同夜出帆の模様見受候に付敵情探索として差出置かれたる面々庚申丸御船にて機に乗じ大砲急に打ち掛け候折柄癸亥丸御船よりも發砲俱々追ひ打ち數發相當り候へども遂に逃去候段馬關より注進有之候就ては外夷の兵端是より相開け候儀に付彌以防戰の覺悟緩漫なき様銘々其手當第一に爲すべく候事

斯くて長府侯は攘夷先鋒の任に在るのみならず、直接其の落地が戰爭の犠牲と爲

るべき危険あるを以て前田砲臺を始め其他の諸砲臺を巡視して警戒怠りなく、長府支藩の諸士は殆ど夜を徹して軍議を凝らす、長府侯は内に在ては藩中の軍事を獎勵し、外に在ては在關の諸隊を慰勞し、親から總奉行の本營に臨み又光明寺黨の營中に至り、酒飯を賜ふて之を犒ふ、之を以て諸隊員益す士氣を擧げ毛利家宗支藩の士を待つ厚き感じて忠勤を振んでんことを思ふ、他藩の浪士等我隊に在るもの皆感激せざるはなし、時に萩に在ては町家の豪たるもの先きを競ふて軍資を獻金し、大津郡阿武郡の豪農は皆其の分に應じて軍用米を獻す、町家に在ても農家に在ても苟くも男子たる者は敵に一劍を報ふるの覺悟なかるべからずとじて、武術獎勵の令下るや、商農工を問はず、各武術を調練し、外出には必ず一刀を帶ぶるを常とす、是れ即ち藩民皆兵の意にして、國民皆兵制度は實に此時既に長藩に行はれたるを見れば、我邦に於て、國民皆兵制度の嚆矢は防長に在り、と知るべし、

斯の如くして第二回の攘夷は待たれぬ、果然此月二十三日を以て再び馬關海峡戰は始まりぬ、馬關の人心恟々として安からず、腥風硯海に荒む、五月雨時、慘凄の狀果して如何

三十六、攘夷に關する覺悟

人材を登用し階級を廢す||高杉晋作新隊の編成を建議す||世子公親
衛士を爲る||奇兵隊の組織||長藩孤立の攘夷は給旨勅命を辱かしむ
べからざる事を各藩に示す爲め除簽なくす||長藩の彈丸小倉藩領地
を見舞ふ||勅命倉藩に下るも應せず||長藩の詰問倉藩の應答||談判
は遂に不調||之より長倉漸く隙あり

長州は場合に據らば攘夷のみならず各藩を敵として戦はざるべからざる形勢となりたれば慶親公は第一攘夷の勅命を明かにする爲め 陛下御親征あらんことを奏上すべく、益田彈正をして上京せしむるに、至り斯くて一面には人才を登用して國家の有事に備へんと、各藩の浪士にして勤王至忠の徒は之を懷けて隊に入らしめ、又藩中に於て平民農民を問はず、學才あり識見あり武術ありて王事に盡さんと志すものは、之を取立て、士班に列す、先づ麻田政之助(周布)を表番頭の格に昇し、高杉晋作を家老國司信濃の相談役と爲し、波多野金吾の上に班す、時に大和國十津川の浪士竝に久留米藩の浪士土州の浪士等、長州の主趣を聞て來り投するもの多し、入江九一山縣小輔、品川彌二郎、杉山松助、山下新兵衛、伊藤俊輔、赤根幹之助、白井小

助、林半七、堀平三郎、野村和作等微賤より登用されて十班に列せられしも、此時なり之より長州に在ては階級制度を打破して、一様に士班に列したるものは、其の才能に依て重要な位地に置く事と爲りたれば、高杉志道(非上)大和長嶺の如きは世祿の士なるにも拘はらず、自から其地位を語らずして新進壯士等と漆膠の交を結び、國事に盡瘁するに至れり、桂小五郎の如きは是等の輩よりは年長にもあり、又多年藩政府に在り、他藩士との交際もありて名聲夙々に聞へたれば、隱然是等壯士輩の首領たりしなり、山縣小輔が京攝に奔走せし時に詠せし今様あり

古き昔の國振に還してこそは皇の

都の春の花をしも簪して遊ぶ日もあらめ

平野次郎國臣の今様に巧みなりしは汎く人の知る處なりしが、小輔之れにならひて詠るものなるべし、當時の志士がかりそめの戯曲にも遊興にも歌ふ處は、皆國事を諷するものならざるはなし、艶婉癡情に涉るの俗歌を唱ふるものは殆ど國士にあらずと擯斥せられたりき、山縣の今様を以て當時彼輩の理想を察するに足るものならずや、

長藩攘夷の手始を爲してより軍務の總裁として世子元徳公は五月二十八日を以て馬關に下れり、時に新たに壬戌丸を購入して軍艦に艦装し、世子公は之に座乗して試運轉を爲し其の成績良好なるを以て一先づ山口に歸り、父公に其の報告を爲す、會ま佛國軍艦一隻卒然として來襲し、前田の砲臺を亂射す、長藩も亦直ちに之に應じて砲を發す、佛國軍艦壬戌丸を目掛けて發射したりければ、艦體忽ち二三ヶ所の損傷を負ひたり、此時は既に世子公の山口に歸りたる後にてありき、斯くて前田砲臺よりは盛んに應戦して、遂に佛艦を走らす、佛艦の一艦長戰死す、斯の如く馬關海峡は是より激甚なる戦争の巷と爲るべきを、以て世子公親しく軍務を見、高杉東行をして世子公の親衛士と爲すべきの命は慶親公より下れり、爰に於て東行は細衣を抛うち、髮を蓄へて再び俗に還り、大に爲す處あらんとす、乃ち山口なる長藩政府に建議して曰く、馬關は我國の咽喉にして、各國軍艦の通過する處、此要塞にして幼稚ならんには、帝國の軍事は外夷の侮蔑に入り、先づ吞まれて我沿海の不備に乘せらるゝに至らん、左れば馬關の守備は到底長州の孤藩を以て之を完ふすべきにあらず、宜しく關西の各藩同盟連合の下に之を守るべきなり、併しながら徒らに兵

の多きを望むも、薄志弱行の輩は遂に事に耐ふべからず、宜しく全國の浪士にして氣銳に富める憤義の士を募集し、以て一隊を組織し、天下に模範とも爲るべき隊の編成と其の勇氣とに侍つて馬關要塞の守備に當らば、臣必ず攘夷の必勝を期せんと山口政府の議之を容れ、高杉晋作をして速かに馬關に至りて新隊編成を畫策せしむ、是に於て晋作馬關に下り檄を四方に飛ばして、勤王正義の壯士を募る、時に勤王の士各地に周遊し風雲を待つ者多し、會ま長州に於て義士の募集ありと聞き奮然來り投ずるの壯士幾百、固より長州藩内の浪士は殆ど之に集まらざるものなし、立るに幾千の兵は出來たり、茲に新隊組織は高杉晋作總督の下に成立す、名けて奇兵隊といふ、服装を輕便にして活動に便せしむ、晋作が稀世の天才、鬱勃たる其の機略と知謀とは之より活動を始むべく、曾て松下塾に於て秀學隸才の久坂玄瑞、鈍學粗暴の高杉晋作とは、共に將來大に見込む處のものありと、松陰先生の眼識は違はず、長州の一怪兒として、奇兵隊の總督たる晋作の眞價は之れより光輝を放つべく、彼れが天才利銳は之よりして現はるべく、彼れが剃髮して天下の形勢を察したるは乃ち今日あるを待ちたるものならんか、晋作の奇兵隊を編成するや、固より攘夷の

一方にあらずして、國內に於て勤王佐幕の兩派は必ず旗幟を鮮明にして相衝突するの機あるを知り、一は國內を平定すべき大抱負を有し居りしなり、奇兵隊組織の時は已に長藩と小倉藩との軋轢を生せんとするの時にして、晋作が目的は着々として果すべき機運に際會せしなり、這硬漢、這健兒、今や蛟龍の池中を躍り出づべき雲雨に乗せり、然れども晋作は第五回の攘夷までは未だ出でざりしなり、

長藩が攘夷第一着の魁けを爲すや、諸藩は之を以て輕舉とし、事態の成り行きを危ぶめり、然れども長藩は攘夷を以て國論と爲し、勅諭を以て國是と爲すが故に、他藩の態度如何に拘はるものにあらず、防長二州を以て歐米の各國を相手に決戦を試み、假令勝つこと能はざるも、至誠國に報じ、正忠天子に盡すの模範を遺し、以て二州の生蒼を舉げて國是の犠牲とせば、他の因循なる各藩も之に激せられて遂に起つに至るべしと期したり、是を以て長藩の攘夷魁けは輕舉に似たれども其の勇敢なる意氣と侵すべからざる至誠は唯夫れ勅諭を空ふせずといふに在りしなり、幕府は五月十日を以て攘夷期限たる令を發したるも、其實未だ斷行の意氣見へず、各藩は幕府の指揮命令にあらざれば動かさずといふの態度を取り、勅諭は發せられたる

も更らに其の勵行を爲すの藩なし、繪言一度び出づるも之を重んぜざる幕府及び諸藩の心事に對して長州は痛く激昂せり、長州起つにあらすんば遂に勅諭は反古同様と爲り、長いき一天萬乗の君命も天下に行はれず、是れ神州の皇祖を辱かじめ天子を蔑しるにするものなりと、餘義なく長藩は卒先して勅諭の尊きを示せしなり、外艦を馬關海峡に要撃するや、對岸の小倉藩は袖手傍觀して更らに手を出さず、爲めに遂に外艦をして此の海峡を通過せしむるに至れり、若し此時小倉藩が長藩と共に之を挾撃せしならば如何に、我砲臺不完全なりと雖も、外艦を撃沈せしならんとは長藩志士の遺憾とする處然れども小倉藩に在ては他の諸藩と同じく重きを幕命に置き、朝命を輕んぜしを以て未だ幕命の下らざる間は發砲する能はずとして之を傍觀せしなり、外艦長州地を遠かり小倉藩領地近く寄て往來し以て長藩の戰士を惱ます、小倉藩にして發砲せば立るに撃沈せしものを之を傍觀して見遁すは何事ぞ、長藩は遠距離の敵艦に彈丸を到着せしめんとして發砲したれば、其彈丸は敵艦を越へて小倉藩地に落ちぬ、倉藩大ひに驚き馬關出營の吏員に向て質問書を贈り長藩之に答ふる處あり、然れども其相互の文意は極めて婉曲にして、故意

を挾まざるもの、如きも長藩の憤懣自然の事實なり、長府支藩の家老三好内藏介は山口に至り本藩の家老益田彈正に謀て倉藩の態度因循にして遂に外艦を見近したれば、今後我藩が攘夷を爲すとも、應援は思ひも寄らず、自然我一藩を以て世界的の戦争を開始せざるを得ず、其決心如何と云ふ、彈正之に答へて、素より他藩を頼まず、長防の人民一人も残らず死するまで外夷と戦ふべき決意は藩公の夙とに覺悟されし處なり、倉藩の如きは幕府あるを知て朝廷あるを知らず、自から神州の國威を辱かしむるものなりと云へり時に小倉小笠原侯は其臣原兵治衛、飯森辰藏を山口に遣はし、長藩砲臺の位置及び其の相圖砲の數等を聞き、又小倉藩の砲臺位置及び相圖の砲數を示し、相互に萬一其の發砲領地内に到着する事あるも計り難きを以て念の爲め之を通知し置くと述べしめたり、長藩之に答へて、委細は長府侯毛利左京より聞き取られたしとて深く取り合はざりしなり、是れより長倉二藩の間漸く隙を生ずるに至れり

幕府は朝廷と勤王藩とを憚りて鎖國攘夷の論を排斥する能はず、又外國を恐れて交際拒絶を宣言するに至らず、趙起遂巡して各藩に明瞭なる令を傳へざる爲め各

藩は幕府の意の決する處を知らざるが故に、敢て長藩の攘夷に應援せんとするものも無かりき、獨り長藩は勅諭を奉じて外艦砲撃の舉に出づるも、對岸小倉藩が幕令を顧慮して應援せざるより、事を京師に訴へて國論斷行に全國一致すべきの嚴命を各藩に下されんことを乞ひ、倉藩は幕府に向て長州の不穩なる措置を訴へて指揮を請ふに至る、朝廷は小倉領主小笠原右近將監に令して長藩と共に關門海峡の防衛に任じ、外艦挾撃の舉に出づべきを命せり、然れども倉藩猶幕意に反かんことを顧慮して之を爲さず、遂に長藩士は到底小倉藩の頼むべからざるを知り、倉藩領内に入て自から砲壘を築くに至りしなり、是れより先き長藩の大田市之進、野村和作、長府支藩の生駒時三郎、磯谷謙藏、松本藩庵等小倉に至り、大池金右衛門、高橋唯允に會し詰問書を送て回答を求む其書に曰く

一 五月十日攘夷期限の御沙汰ありしにも拘はらず、夷船通行の節發砲なきは如何

一 隣國救援は皇國保全の爲めなるべきに、此事なきは如何

一 夷船見當りたる時は、藍島、馬島、堺島、湊口、大里、葛葉、梶ヶ崎、速戸等にて大砲三發

合圖の約束なりしに此事なきは如何

- 一 攘夷の儀若し弊藩と主意相違せば京師へ御伺ひせざるを得ず
- 一 夷船通行の際一方海岸にては一々撃留むる事も覺束なく自然御領地へ着彈する事あるも計り難し

小倉藩は此の書を得て何等かの答を爲さざるを得ず其の答書に曰く

- 一 五月十日攘夷期限の御沙汰は拒絶期限と心得猶談判中は無謀過激の所業を戒められたれば發砲せざりしなり
- 一 隣國救援せざりしも亦之れが爲めなり
- 一 合圖の義も亦愈よ幕命下るにあらざれば之を實行せず
- 一 京師へ伺ひ出でらるゝは御勝手なり
- 一 弊藩には幕命にあらざれば外船打ち攘はざる積りに付當海岸の外船まで御打ち攘なくとも貴藩の不覺にはなるまじ

此の問答に依て長藩如何でか駄すべき遂に在京の久坂玄瑞は公卿の間に訴へて倉藩を諭さんことを請ひて則ち朝廷は小倉侯に長藩と態度を一にすべきの勅諭

を授くるに至る同時に各藩にも亦其旨を坊城傳奏より布令したり是を以て小倉藩の在京員關十郎左衛門は書を板倉閣老に致し坊城傳奏より發せられたる勅命の如く長州と態度を同ふし外國より來襲するにあらずとも之を砲撃すべきや否を質すも幕府何等の指令をも爲さず倉藩頗る進退に苦みて何事をも爲さざりき爰に於てか遂に倉長二藩は餘義なく干戈相見へざるを得ざるに至りしなり。馬關海峡に於ける攘夷に對して小倉藩の應援せざりしは長藩の深く以て遺憾とする處なりしが馬關成衛隊長の高杉晋作は宮城彦輔赤根幹之丞坂本力二の三人を小倉に遣はし云はしめて曰く我藩勅命に依て攘夷を率先すと雖も貴藩遂に之に應援せられざるのみならず其後我藩よりの照會に對しても幕命にあらざれば外艦を砲撃する能はずと答へらる固より幕府に隸屬せらるゝ貴藩としては左もあるべし此上は貴藩の應援を待たず獨力以て外夷を撃攘すべし就ては貴藩の領地大里葛葉明神岬等に砲臺を築かんと欲す貴藩幸に其地點を暫く我藩に貸せど小倉藩の當路者答へて曰く我藩砲臺を築造する能はざるにあらず只夫れ幕命の到るを待つのみ今之を貴藩に貸して砲臺を築かじめ以て貴藩の攘夷に供すれば

是れ我藩自から攘夷するど何の擇ぶ處かある領地の貸與は斷然謝絶すべしと彦輔更らに云つて曰く貴藩朝命と臺命何れが重きを知るか殊に領地は皆是れ皇上の有にあらすや併し謝絶とあらば詮なし此上は我が砲臺より發する彈丸敵艦に到着せざらんことを恐るゝが故に強力之を發射すべきを以て其場合彈丸の貴藩領地に到達し人命を損する事あるも皇國の爲めなれば故障はあるまじとの言を遣して三士は馬關の本陣に引取れり長倉の談判は茲に不調と爲れり是れより小倉藩との葛藤を生ず

長藩や外夷國を防がざるべからず而して内小倉との戦ひ起り加ふるに京師の事甚だ複雑なるものあり内外多事の中に處して能く藩政を治め此多難の局面を如何にして回轉せんとするか毛利公の苦慮思ひ見るべきなり

三十七、攘夷の魁と朝廷と幕府

長藩關西同盟を計らんとす各藩幕府を憚て應ぜず朝廷と幕府の
齟齬幕府詰問使を山口に下す壯士幕使を暗殺す長藩攘夷の舉
は國辱を買ふものなりと攻撃論京師に盛んなり藩公の上京を促す
慶親公大命を益田に傳ふ

一度勅命を奉じたる長藩の英氣は領地を抛ち生蒼を犠牲にして忠勤を挺んでんと決心し遂に馬關海峡に於て覺束なくも不完全なる兵器を以て外艦を砲撃したり事天朝に聞ふるや叡威斜めならず正親町左近衛少將公董卿を監察使として長門に下し玉ひ攘夷の奏功を賞せらる爰に於て藩の君臣共に聖鑑に感激し益す志氣は飛動しぬ之より外夷は必ず聯合艦隊を組織して我沿岸を襲撃するに至るべきを以て到底防長二州のみを以て之を防ぐ事能はざるべし各藩にして應ぜずんば止むなく二州孤立しても戦ふべきも斯くては目的を達し難きを以て關西の各藩同盟して事に當るべしと高杉晋作の建議に基き慶親公は關西諸侯に同盟の事を諮らんとして長嶺内藏大山縣半藏を藝州因州阿州土州及び石州濱田の諸藩に遣はし秋良敦之助坂上忠輔を宇和島肥前肥後久留米鹿兒島柳川の諸藩に遣はし其の順逆を説て同盟皇家に盡さんことを諮議せしむ而して以上の各藩の毛利公の交渉に對して果して如何なる回答をか與へし

藝州侯の回答要旨

弊藩は微力にして應援するの實勢を有せず誠に耻づる處然れども皇國の爲め

精忠を勵まる隣藩に對して袖手するは本意とせざる處なるを以て、其の手當は爲すべしと雖も遠隔の地にして行き届かざらんを恐る

濱田侯の回答要旨

攘夷御獨任にては素より覺束なかるべし勅命の義は心得居れども江戸表より未だ何等の指揮なく心潜かに將軍の指揮を待ち居るのみ領海手廣くして弊藩の微力到底行届かざるを恐る我領海無事の節は加勢差出すべし

備前侯の回答要旨

弊藩武備未だ完からず然れども微力の及ぶ限り應援はすべし貴藩の敢勇忠勤只管感激の外なし

阿州侯の回答要旨

皇國維持に就て一方ならざる御心痛は察する處豫て紀州藩とも申合すべき事もあれば同藩協議の上應援もすべし

土州侯の回答要旨

貴藩の首唱にかゝる尊王攘夷事誠に天下の正義にして遂に幕府をして奉勅斷

行せしむる事と爲りしは偏へに貴藩の御盡力に據る處然るに五月十日を以て期限とせられしは幕府をして外交拒絶談判を開始さるべき期日にして異議なく退帆すれば永く太平に屬し若し外夷にして談判に應ぜずんば則ち討征すべし然るに今以て東西貿易は依然として行はれ廟議更らに行れず此際皇國一致せずしては到底攘夷の勵行を爲すこと能はず軍制の義は征夷府へ一任せられたれば幕府は夫れ各藩に部署を命じて軍制を定むべきに其事なき爲め各藩は進退に迷へり弊藩に於ては領海に外艦襲來せば遠慮なく打ち攘ふべし

宇和島侯の回答要旨

弊藩は海岸兵備薄く然れども關東の沙汰如何に依ては外艦打ち攘らひも行ふべし

薩州侯の回答要旨

追々國難に向ひ御配慮の段謝する處弊藩にも過日英艦渡來せし故之を撃攘したり此先き更らに襲來も計り難きを以て自藩の防禦に忙はし到底應援の餘力なし近藩と結托して忠勤を盡されんことを希望す

肥後侯の回答要旨

攘夷の勅命は出でたるも未だ征夷府より何等の指揮なく命令二途に岐れし爲め上下疑惑を抱く朝幕の令一致と爲るまでは輕忽に動き難き事と信ず

久留米侯の回答要旨

弊藩にては攝海警備に多數の士を差出し居れば應援に派すべき餘力なし小藩應援したりとて列藩一致の力にあらすんば到底目的は達し難く却て皇國の瑕瑾ともならん暫く列藩の意向を待つ

柳川侯の回答要旨

朝廷より幕府へ委任されたる事もあれば幕府の能度決するまでは心外ながら動き難し

筑前侯の回答要旨

大體の御趣旨は同感なり目下家臣を上京せしめ朝意を伺はせ居れば其の下命を得るまで待たれよ

佐賀侯の回答要旨

長崎警備に全力を注ぎ殊に遠隔の事なるを以て應援は力及ばず

關西の各藩は斯の如く答へり噫乎至誠一片の毛利公は殆ど孤忠となれり薩州土州は尊王を奉ずるも遠して及ばず他各藩は幕府を憚て勅命を尊重せず攘夷の軍制軍略は朝廷之れを幕府に委任すと雖も幕府は期限を経過して未だ正式の外船拒絶談判を開始せず何れの日に攘夷の斷行を宣布すべしとも思はれざるに徒らに幕命を待つは遂に皇國を危ふするに至らしむるものなりよし各藩の態度斯の如くなりとせば國家の大事を一身に背つて起つべし幕府が猥りに外夷に向て兵を示したるを以て我藩を咎むるとも我藩は直接に朝命を蒙りたるものなれば幕府を憚るに及ばず各藩の因循猶幕府を認めて朝廷あるを知らずと長藩の意志は愈よ孤忠を以て立つに決せり各藩が朝廷の存在を認めず勅詔を輕んじて幕府に重きを爲すを見て毛利公が王政復古の意を起す事益す強固と爲れり

馬關海峡に於て砲撃を受けし外國軍艦は横濱に着して其の顛末を公使に告ぐ英佛の公使は佛然として怒り交通條約は日本を代表する幕府に於て之を締結したり然るに國內斯の如き不法行爲を敢てするものあるは其の責亦幕府にあり宜し

詰問する處あるべしと直ちに江戸に至りて幕府の當局に面し詰るに此事を以てす、幕府答辯頗る姑息にして攘夷の勅命に基きたるものなりと云ふ能はず、長州が勅命を誤解したるより起りしものなりと答へり公使其の答辯に甘んぜず非行者に向て相當の措置を取らんことを求む斯る處へ關西の佐幕藩よりは長藩が關西諸藩を叫合せんことを圖りたる旨を通報するものあり、幕府は愈よ以て長藩を憎み、遂に水野閣老に命じて詰問使を發せしむ、閣老は中根某を使節として山口に遣はず、中根山口に至り慶親公に面せんことを求む、公微恙ありて面せず、益田彈正出で、應接す、中根使命を示して曰く、夷國拒絶の事一に幕府の指揮に待つべきは豫て内達あるにあらずや、幕府は今外臣と拒絶談判折衝中に在り、談判中に於て猥りに砲撃を加ふるは其の罪素より我れに在り、却て國辱を買ふに至る、貴藩の此の舉は全く台命を輕するに似たりと詰問するや、彈正は之に答へて、弊藩に在ては勅命を奉戴して攘夷を斷行したるものなり決して猥りに兵を動したるものにあらず、殊に幕府に於ても勅命奉戴の奉答を爲し其旨一般に布達されたりしにあらずや、攘夷期限五月十日と勅定されしに對し、却て幕府の勅命を空ふせらるゝを怪し

むと憶する處なく云ひ放てば、中根は五月十日は談判期限なり、談判中に於て兵端を開きたるは貴藩の過ちたるを免れざるべしと詰責すれば、彈正は否々攘夷期限を五月十日と定むと明記されたり、拒絶の談判は其れより以前既に小笠原閣老に於て開始されたるにあらずや、五月十日までに談判の結着を見ざれば直ちに撃ち攘ふべしといふの意なりと信ずと答へ兩者の辯論互に激甚に涉りしも、一方は幕命を帯びたる使節なれば侮辱に涉て罪を得るは愚なりと、彈正自から制して強て反抗せず、只長藩の擧兵は台命を輕せしものにもあらずして勅命奉戴に出でしものなりとの要を述ぶるに止めたり、幕使旨を領して其の旅館に歸る、藩中此事を聞て大に激す、先きに正親町監察使は勅使として下られ、攘夷斷行は報威斜めならずとして忝じけなき恩命を下し賜ひたるに、何者の潜越ぞ我藩を以て國辱を買ふものぞ、爲す幕府こそ賣國の奴なりと夜に入て幕使の旅館を襲ふものあり、中根以下幕使を斬殺し其門に貼紙して曰く、天誅國家の奸使を斃すと、慶親公之を聞て大に驚き、事の理非曲直は今争ふべき場合にあらず、其の主張は俗なりと雖も、幕府は幕府なり幕府に對して禮を缺き義を失ふは我藩の甚だ取らざる處、速かに加害者を

捕へて之を刑し、以て幕府に謝すべしと嚴命を下して其の加害者を探索すれども遂に得ず、江戸に在ては非語紛々藩公が内命を下して暗殺せしめしなりと傳ふるものあれど、慎重沈痛の公が一の幕使を殺害して何の期する處かある、是れ壯士等が激昂の餘り殺害せしものたる事は争ふべからざる事實なり、

在京の吉川監物は慶親公の旨に據て、長州近隣の各藩攘夷の應援を爲さず、長藩は固より孤忠を以て王事に盡し、防長二州の生民を犠牲に供するも厭ふ處にあらずと雖も、斯くては到底勅諭を貫徹する能はざるを以て各藩に勅諭を賜はらんことを、三條卿に謁して請ふ處あり、さてこそ朝廷は筑前、秋月、中津、小倉、津和野の五藩に勅旨を下し、長州馬關に於ける攘夷手始の結果として外夷遠からず、同海峽に襲來すべし、其の場合に於ては長州一藩にて之を防禦する事頗る困難なるべく、長州の危急は皇國の危急なり、此際各藩相應じて精力を盡し、神州の武威を中外に輝かすべしと宣まひし事なり、而かも各藩は旨に應せず、幕府を憚て何事をも爲さざりし時に、京師に在ては佐幕の各藩より長州の無謀なる攘夷は却て國內の人心を騒がし、禍を外夷に招き、神州の國辱を買ふものなりとの議論集り、幕府亦長州の潜越な

る行爲に對して相當の處置を爲さんことを稟請し、勅王と佐幕の議論は紛々とし、京師に圍へり、加ふるに小笠原閣老の旗下或は兵を擧げんの恐れもあり、形勢甚だ不穩なるを以て朝廷慶親公父子の内一人上京すべき旨を命ず、久坂義助(義助)即ち勅書を齎らして山口に歸る、藩公及び世子公に面して具さに京師の近狀を陳す、公前田孫右衛門、久坂義助等をして京師の事を議せしむ、會ま土州の浪士吉村寅太郎、池内莊太、久留米の浪士池尻嶽四郎、直木菊四郎(和泉)三河の人松本謙三郎等相携へて京師より山口に來り、亦京師の近狀を陳べて、公の上京を促す、公答るに馬關攘夷の事あるを以て上京する能はず、近日老臣益田彈正、根來上總をして上京せしめ、吉川監物と協力せしむべく、其内馬關の事少しく閑を得ば、世子をして上京せしむべきを以てす、其後公益田彈正、根來上總を召し授くるに重要の事務を以てし、急に上京すべきを命ず、乃ち彈正に賜ふに世子の手書する黒印の親書を以てす、公先づ之を世子に授け、世子讀みて公に還し、公より彈正に親授するの式あり、更らに脇差を賜ふ、上總は即夜出發し、彈正は翌日發程す、此の如く急に兩臣に上京を命せられしは實に公に於て深く慮る處ありてなり、公の深略果して那邊に在るか、彈正等に賜